

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月



いつも、人から。そして、心から。

長崎国際大学

Nagasaki International University

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	3
基準 1. 使命・目的	3
基準 2. 内部質保証	8
基準 3. 学生	15
基準 4. 教育課程	46
基準 5. 教員・職員	74
基準 6. 経営・管理と財務	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	96
基準 A. 建学の理念であるホスピタリティを核とした初年次教育	96
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	115
エビデンス集（資料編）一覧	115

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

九州文化学園30周年記念誌「激動躍進の30年」で創設者安部芳雄は、建学に至るまでの心情を綴り、終戦の惨状の中から将来の日本のあるべき姿に思いを致し、道義を建て直して文化を高める教育の場の必要性を強く思い、九州女子専門学校の設立を決意したと述べている。昭和26(1951)年に財団法人九州文化学院から変わった学校法人九州文化学園は、昭和31(1956)年「学園の教育理想」として「新しい女性が持たねばならない高い知性と豊かな教養と、近代生活の改善に耐え得るたくましい意志と健康な身体を養い、更に日本女性の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につけさせようとする独特の人間教育を行う。」ことを明文化し、以来この教育理想が要約されて「高い知性と豊かな教養」、「優れた徳性と品格」、「たくましい意志と健康な身体」の備わった人材を育成することを建学の精神として学生、教職員に周知してきた。

平成12(2000)年の長崎国際大学（以下「本学」という）の設置に当たっては、設置者である九州文化学園の建学の精神に加えて、本学は建学の理念を「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」と定めて、社会の要請に応え、専門職業人と研究者の育成を行うこととした。

2. 使命と目的

本学の使命と目的は「長崎国際大学学則」の第1章 第1節 第1条に明確に定めている。本学では、この目的を達成するために、建学の理念に加えて教育の目標を「1.専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成」、「2.地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」、「3.異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成」のように定めて、学生各自の知的能力と人格の向上並びに将来の社会での活動に資する教育を実施している。

II. 沿革

1. 本学の沿革

◇ 学校法人の沿革

昭和 20(1945)年 12 月	九州文化学院創立
昭和 21(1946)年 2 月	九州女子専門学校昇格認可
昭和 22(1947)年 2 月	財団法人九州文化学院設置認可
昭和 26(1951)年 2 月	学校法人九州文化学園へ組織変更認可
平成 7(1995)年	学校法人九州文化学園創立 50 周年
平成 18(2006)年	学校法人九州文化学園創立 60 周年
平成 27(2015)年	学校法人九州文化学園創立 70 周年
令和 7(2025)年	学校法人九州文化学園創立 80 周年

長崎国際大学

◇ 大学の沿革

平成 11(1999)年 12 月 22 日	長崎国際大学設置認可 人間社会学部国際観光学科、社会福祉学科
平成 12(2000)年 4 月 1 日	長崎国際大学開学
平成 12(2000)年 4 月 1 日	人間社会学部国際観光学科、社会福祉学科開設
平成 12(2000)年 4 月 6 日	長崎国際大学 第 1 回入学式
平成 13(2001)年 12 月 20 日	健康管理学部健康栄養学科設置認可
平成 14(2002)年 4 月 1 日	健康管理学部健康栄養学科開設
平成 15(2003)年 11 月 27 日	大学院人間社会学研究科（修士課程）設置認可 観光学専攻、社会福祉学専攻
平成 16(2004)年 4 月 1 日	大学院人間社会学研究科（修士課程） 観光学専攻、社会福祉学専攻開設
平成 17(2005)年 12 月 5 日	薬学部薬学科設置認可
平成 17(2005)年 12 月 5 日	大学院健康管理学研究科（修士課程）設置認可 健康栄養学専攻
平成 18(2006)年 1 月 28 日	大学院人間社会学研究科（博士後期課程）設置認可 地域マネジメント専攻
平成 18(2006)年 4 月 1 日	薬学部薬学科開設 大学院健康管理学研究科（修士課程） 健康栄養学専攻開設 大学院人間社会学研究科（博士後期課程） 地域マネジメント専攻開設
平成 25(2013)年 10 月 31 日	大学院薬学研究科（博士課程）設置認可 医療薬学専攻
平成 26(2014)年 4 月 1 日	大学院薬学研究科（博士課程） 医療薬学専攻開設

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

- 本学は、学校法人九州文化学園の建学の精神及び「学校法人九州文化学園寄附行為」第 3 条に定められた学園の目的に則り、「長崎国際大学学則」第 1 条に「高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成すること」を大学の目的として明記している。この建学の精神を踏まえ、「人間尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現、並びに文化と健康を大切にす社会の建設に貢献する教育・研究」を建学の理念としている。教育の目標としては、「専門的知識と技能に加えて、知性、感性、人間性の備わった人材の育成」、「地域から愛され、地域社会に貢献できる人材の育成」、「異文化を理解し国際社会に貢献できる人材の育成」を掲げている。人間尊重を重視する本学の姿勢は、「いつも、人から。そして、心から。」というモットーに表れており、人間尊重の理念に基づき、地域社会や国際社会に貢献できる人材育成を推進している。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為、【資料 F-3】長崎国際大学学則
- 学部の目的は「長崎国際大学学則」第 3 条の 2 に、学科の目的は「長崎国際大学学則」第 3 条の 3 に規定しており、各専攻分野に関する専門的知識と技能を修得し、知性、感性、人間性を備え、各専攻領域において地域社会・国際社会に貢献できる人材を育成することを教育研究上の目的として明記している。大学院の目的は「長崎国際大学大学院学則」第 2 条及び各研究科規程に定めている。【資料 F-3】長崎国際大学学則、長崎国際大学大学院学則、【資料 1-1-a】長崎国際大学大学院人間社会学研究科規程、長崎国際大学大学院健康管理学研究科規程、長崎国際大学大学院薬学研究科規程
- 「学生便覧」等に、建学の理念、教育の目標、モットーを明記し、毎年全学生及び教職員に周知するとともに、大学ホームページにこれらを掲載し、学内外に周知している。学生に対しては、入学時のオリエンテーションで「履修の手引」を用いて建学の理念等の説明を行っている。また、初年次教育において「茶道文化」、「ホスピタリティセミナー」といった大学の理念を理解するための科目を配置している。教職員に対しては、新任教職員オリエンテーションや SD(Staff Development)・FD(Faculty Development)において、理事長、学長より建学の理念等について説明を実施している。さらに、「建学

の精神」を明記したクレドカードを作成し、役員を含む全教職員に配布することで、その理念の浸透を図っている。ステークホルダーに対しては、保護者会で配布する冊子に大学の理念、教育の目標を明記し、理解を求めている。【資料 F-5】学生便覧、【資料 F-13】履修の手引、【資料 1-1-1】ホームページ（学生便覧、理念と目標、目的と3つのポリシー）、【資料 1-1-b】オリエンテーションスケジュール、【資料 1-1-c】新任教職員用 SD・FD 資料、【資料 1-1-d】保護者会資料

1-1-② 中期的な計画への反映

- 中期的計画の策定に際しては理事長からの示達及び策定依頼が各部門に発出される。現行の中期計画「学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度（5 ヶ年）」では、【戦略Ⅰ】建学の精神・理念に基づく人財養成と内部質保証の担保、【戦略Ⅱ】成長・発展のための教育改革とキャリア教育・支援の充実、【戦略Ⅲ】グローバル化と社会連携の強化、ステークホルダーとの関係強化、【戦略Ⅳ】ICT 化と施設設備の充実による教育環境の魅力向上と経営の効率化、【戦略Ⅴ】認知度やブランド力の向上と入学定員・収容定員の充足、【戦略Ⅵ】財政基盤の安定と機動的な組織運営の強化、の六つを中核としている。建学の精神、建学の理念、教育の目標は大学の計画を貫く根幹であり、それを基に立てた六つの戦略を各部署の計画に具体化しており、【戦略Ⅰ】において「建学の精神に対する深い理解と愛校心の醸成に向けて、初年次教育の取組を随時拡充する」としている。また【戦略Ⅲ】において、「『長崎国際大学の国際化ビジョン』に基づき国際化戦略を進めるとともに、海外姉妹校や協定校との連携を強化し、外国人留学生の受入れや、日本人学生の海外留学等を積極的に推進する」と掲げているように、使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映している。【資料 F-9】学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度（5 ヶ年）

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

- 本学の建学の精神と理念は三つのポリシーに反映され、教育活動の根幹を形成している。建学の理念にある「人間尊重」は、「ホスピタリティを構成する次の諸能力を身に付け活用することができる人物に学位を授与する」として、ディプロマ・ポリシーに反映されている。また、「ホスピタリティ」の精神を育成するために、「茶道文化」や「ホスピタリティセミナー」などの科目を設けていることがカリキュラム・ポリシーの「初年次教育」に記載されている。アドミッション・ポリシーでは、「本学の教育方針を理解し、それを素直に受け入れて主体的に学修を進めることができる入学者を求めている」と明記している。このように「建学の精神・理念」及び「教育の目標」は三つのポリシーに一貫して反映されており、大学は、これらのポリシーに基づき、地域・国際社会で活躍し貢献できる人材を育成している。【資料 1-1-1】ホームページ(学生便覧、理念と目標、目的と3つのポリシー)

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

- 各学部・学科及び各研究科・専攻の教育目標を達成するために図 1-1-1 の教育研究組織を構成している。学士課程は3学部4学科、大学院は修士課程と博士課程の3研究科5専攻で構成している。大学院では学士課程での学びを基礎とし、それぞれの専攻分野における高度専門人材を育成している。【資料 F-3】長崎国際大学学則、長崎国際大学大学院学則

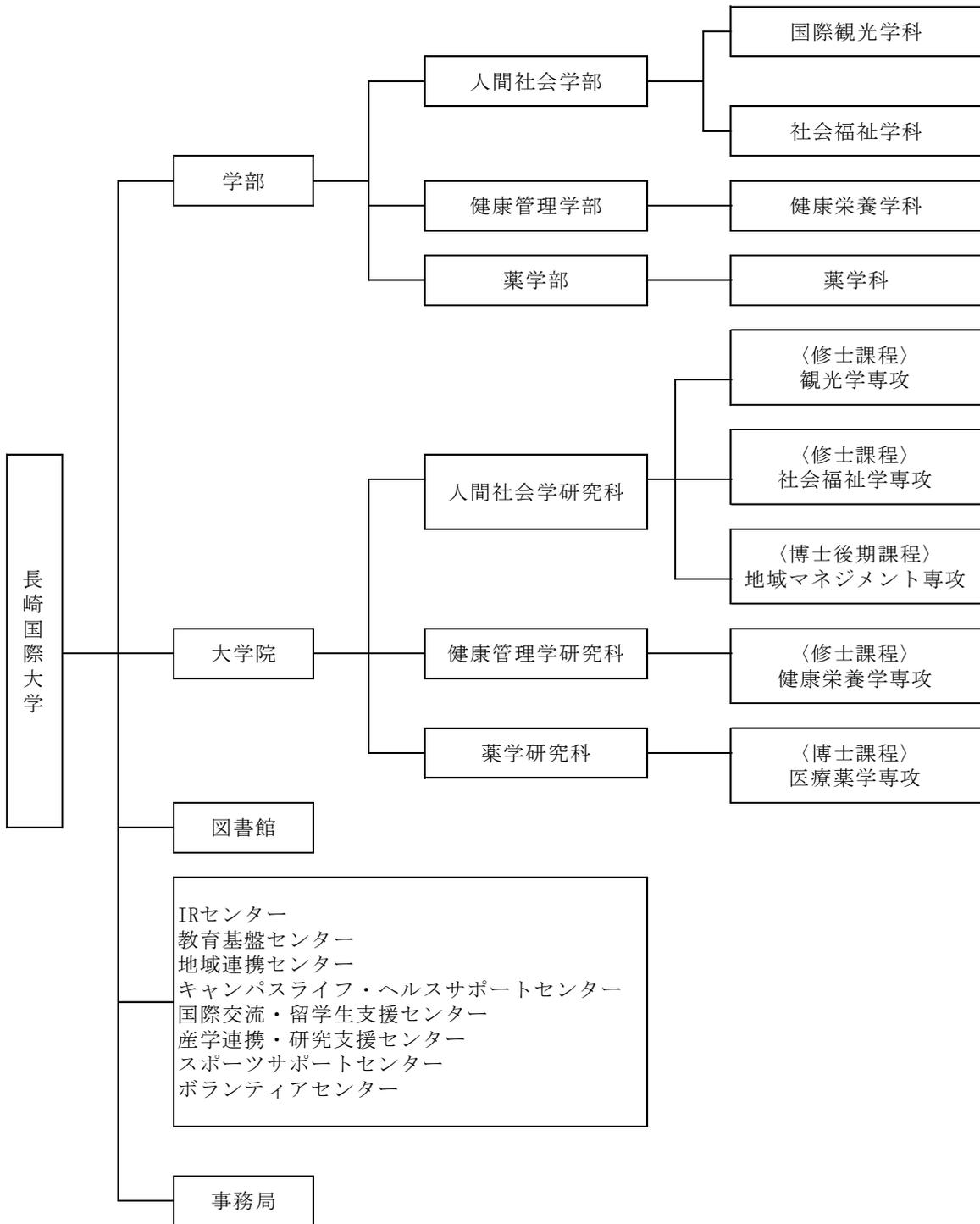


図 1-1-1 教育研究組織

1-1-⑤ 変化への対応

- 現在の大学及び各学部・学科の3ポリシーは、平成28(2016)年3月の学校教育法施行規則の改正に対応して、平成28(2016)年中に見直しを行い改訂した。その後、平成31(2019)年度にカリキュラム・ポリシーの「C.評価」の部分を独立させ、アセスメント・ポリシーとした。【資料 1-1-e】平成28年度第10回定例全学教授会議事録、【資料 1-1-f】平成30年度第8回定例全学教授会議事録

- 「長崎国際大学運営会議規則」第5条第2号において、運営会議の審議事項を「本学の組織、運営の基本方針に関する事項」、第3号において「全学的な教育目標、計画の策定に関する事項」と規定している。大学、学部・学科、研究科・専攻の3ポリシーについては、年度ごとに改正の必要性について、学部・学科、研究科・専攻及び各種委員会で検討し、教授会の議を経て、学長が改正を行っている。加えて、全学教育会議において、外部評価員による点検・評価を行うサイクルを確立している。 【資料 1-1-2】長崎国際大学運営会議規則、長崎国際大学全学教育会議規程
- 毎年度の「経営状態の分析・可視化、現状の認識・共有」を踏まえて「当該年度の事業計画」を検討することで、時代の変化に対応した大学運営を行っている。本学は、令和7(2025)年度に学園創立80周年、大学開学25周年の節目を迎えるにあたり、持続可能な大学運営のため、教育目標に掲げる地域社会や国際社会に貢献できる人材育成に努めるとともに、地域貢献活動と国際交流活動を推進している。地域貢献の柱となるのは、平成29(2017)年度設立の九州西部地域大学・短期大学産学官連携プラットフォーム(以下「QSP」という)であり、その会長大学として地域の課題解決と高等教育の質向上に尽力してきた。また、地域連携センターを中心に地元佐世保市をはじめ地域産業界や行政と連携した多彩な地域貢献事業を展開し、その成果として私立大学等改革総合支援事業タイプ3「地域社会への貢献」に採択されている。時代の変化に対応し、長崎県北地域における理系・ICT人材育成機関の不足という課題認識のもと、QSPにおける「リケジョ育成」等の長年の実績が、地域社会の発展への貢献として高く評価されたことによるものである。こうした実績を踏まえ、デジタル・グリーン分野を牽引する高度専門人材育成を目的とした令和6(2024)年度「大学・高専機能強化支援事業」に申請し、選定された。この事業選定を受け、本学は令和9(2027)年度の「未来理工学部(仮称)」開設準備を進めている。このように地域との連携を深化させ、「未来理工学部(仮称)」の開設を通じて地域社会の要請に応え、新たな地方創成に貢献していく。 【資料 1-1-g】ホームページ(九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム)、【資料 1-1-h】「令和6年度大学・高専機能強化支援事業」事業概要(長崎国際大学)

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 使命・目的及び教育研究上の目的は、学校法人九州文化学園の建学の精神を基盤として、建学の理念、教育の目標、大学の目的として具体的に明文化し、社会に広く表明している。また、学部・学科、研究科・専攻の教育目的と設置目的を明確に設定し、個性・特色も明示している。
- 使命・目的及び教育研究上の目的は、役員や教職員の支持と理解を得ており、ホームページ等を通じて学内外に周知している。また、これらは中期計画や3ポリシーにも反映し、教育研究組織の構成との整合性を確保している。
- 使命・目的及び教育研究上の目的を、全学生に対して毎年度のオリエンテーションで明確に伝えている。また、初年次教育において「茶道文化」や「ホスピタリティセミナー」といった大学の理念を理解するための科目を配当している。さらに、理事長、学長、副学長自らが「人間尊重」という基本理念を学生・教職員に伝えている。

- 地域連携センターを中心に学部・学科の特色に応じた多彩な地域貢献活動を展開するとともに、QSP の会長大学として、産学官一体となって地域課題解決や高等教育の質向上に資する事業や共同研究に取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 地域の過疎化、18 歳人口の減少の中、教育目標が地域社会の要請に対応しているかの検証を行い、効果的な教育を目指したい。そのために、地域自治体や産業界との更なる連携を強化し、地域のニーズの把握に努める。
- 学園創立 80 周年、大学開学 25 周年という節目を迎えるにあたり、これまでの歩みを振り返り、建学の精神・理念を活かした将来に向けたビジョンを策定する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 未来理工学部（仮称）開設に向け、地元自治体や地域企業等のステークホルダーとも連携を図りながら、準備を進める。
- 将来に向けたビジョンを踏まえた令和 8(2026)年度からの次期中期計画を作成する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- 本学は、理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革に取り組み内部質保証を推進するために、平成 30(2018)年 2 月に「長崎国際大学内部質保証の基本方針」を定め、継続的な改善活動の循環プロセスを構築し、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進している。 【資料 2-1-1】長崎国際大学内部質保証の基本方針
- 「長崎国際大学内部質保証の基本方針」は、毎年度自己点検・評価委員会で確認・検証を行い、その後他の各種方針と併せて運営会議で審議し、教授会で報告され教職員に周知されるとともに、ホームページで公表している。 【資料 2-1-a】令和 6(2024)年度自己点検・評価委員会議案一覧、令和 6 年度 2 月運営会議議事録、第 11 回定例全学教授会議事録、ホームページ（内部質保証の基本方針）
- 「長崎国際大学内部質保証の基本方針」、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」及び「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」を定め、内部質保証推進のための責任体制を明確に定めている。内部質保証のための推進組織としては、自己点検・評価委員会が中心となって大学及び学部等の点検・評価を実施し、その結果をもとに改革・改善に努め、内部質保証を推進している。 【資料 2-1-2】長崎国際大学内部質保証の為の組織と責任体制図、【資料 2-1-3】長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、長崎国際大学自己点検・評価委員会規程
- 自己点検・評価委員会の構成は、「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」において、委員長は職指定の学長、委員は、副学長（職指定の IR センター長）、各学科長、各学科の委員、事務局長、大学評価・IR 室室長と定め、責任体制を構築している。 【資料 2-1-3】長崎国際大学自己点検・評価委員会規程
- 内部質保証体制の責任者は、「長崎国際大学内部質保証の基本方針」に明示しているように学長であり、機関としては学長の責任のもとに大学執行部とすべての構成員との連携・協力において推進している。学部・研究科、その他部局の内部質保証は、当該構成員の責任に基づいて行い、組織的には運営責任を負う学部等の組織が主体となって推進している。 【資料 2-1-1】長崎国際大学内部質保証の基本方針
- IR センターは、大学の現状や学生及びステークホルダー等からの要望の把握のため、機関調査として在学生調査、学生による授業アンケート、卒業生アンケート等を実施して、現状や要望・課題を把握・抽出し、自己点検・評価委員会等へ報告している。また、学生課と協力して、保護者会アンケートや「学長カフェ」等により、学生や保護者の要望等も把握するように努めている。 【資料 2-1-b】令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、ホームページ（教学 IR 情報）

- IR センターは、①評価及びマネジメントに資する基礎情報の調査・収集・分析に関する事項、②自己点検・評価活動への支援に関する事項、③教員の教育力向上の支援及び推進に関する事項等を所掌している。IR センター長は、自己点検・評価委員会副委員長である副学長を職指定で充てている。IR センターでの集計・分析の結果は、自己点検・評価委員会や各学部・学科等へ報告し、改善のための連携を図っている。自己点検・評価委員会へ報告された内容については、課題の確認等を行ったうえで全学の教授会で報告を行い、改善を促している。 【資料 2-1-c】 IR センター規程
- 事務組織である大学評価・IR 室は、自己点検・評価並びに認証評価、IR に関する事項を所掌し、在学生調査、学生による授業アンケート、卒業生アンケート等の各種調査を自己点検・評価委員会の審議をもとに実施、大学の現状、学生、ステークホルダーの要望等を調査し、データを蓄積するとともに、IR センター、自己点検・評価委員会へ報告している。大学評価・IR 室には、専任の IRer を配置している。 【資料 2-1-d】 長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程、長崎国際大学 IR に係る専門職の設置に関する内規

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 「長崎国際大学学則」第 2 条で、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と自主的・自律的な自己点検・評価の取組みを規定している。 【資料 2-2-1】 長崎国際大学学則、長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、長崎国際大学自己点検・評価委員会規程
- 本学では、適切に PDCA サイクルを循環させるために、2 年に一度を目安に内部質保証のための自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として教職員、学生にはポートフォリオで共有するとともに、情報公開のために大学ホームページで掲載している。点検・評価に関することは、「長崎国際大学における点検及び評価に関する規程」に従い、自己点検・評価委員会で審議し、点検・評価の項目等は、公益財団法人日本高等教育評価機構で設定されている基準を準用し実施している。 【資料 2-2-2】 ホームページ（自己点検・評価報告書）、【資料 2-2-3】 第 1 回自己点検・評価委員会議事録、【資料 2-2-4】 ポートフォリオ（自己点検・評価報告書）
- 毎月定例で開催される運営会議において教学事項、入試募集、就職、人事、財務に関すること等の報告等がされ、法人と共有することによってその課題や対応等を協議し、PDCA サイクルを循環させている。 【資料 2-2-a】 長崎国際大学運営会議規則
- 事務局長及び各課長等を構成員とした責任者連絡会を毎週開催し、現状の報告、課題等

の確認、事業等の実施状況について連絡・共有している。この連絡会には理事長、法人事務局長、学長、副学長及び監事が出席し、必要に応じて意見を述べており、改善・充実等が必要な事項について、事務局より各部局や各委員会等へ提起し、PDCA サイクルを日常的に循環させている。 【資料 2-2-b】 ポートフォリオ（責任者連絡会）

- ホスピタリティ・ルーブリックの学生自己評価に関しては、学部・学科の担当教員が個々の学生ごとに確認して指導している。また、教務委員会で学部・学科ごとの集計を確認して、IR センター及び自己点検・評価委員会に報告することにより、3 ポリシーを起点とした内部質保証を点検・評価している。その後、調査結果を全学教授会に報告し、必要な場合は学部・学科に改善を求め、PDCA サイクルを循環させている。 【資料 2-2-c】 令和 6(2024)年度自己点検・評価委員会議案一覧
- 授業の点検・評価として、学生による授業アンケートを実施し、授業評価システムにおいて教員個人ごとに集計するとともに、設問のクロス集計や経年比較、科目、学部、学年等による集計を行っている。また、学生の自由記述に関しては、テキストマイニング集計により 6 カテゴリー30 項目別に肯定、否定、中立、改善要望の意見に分類し、学生の自由記述をデータ化して検証している。教員はその結果をもとに点検・評価を行い、それらを「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書（アクション・プランシート）」にまとめ、改善・向上策を明確にしている。学生に対しては、授業アンケートの集計結果及び自由記述をポートフォリオ上でフィードバックするとともに、ホームページに掲載し公開している。 【資料 2-2-d】 授業評価システムマニュアル、ホームページ（教学 IR 情報）
- 授業アンケートによる評価の高い授業は、ベストティーチャー賞の授業アンケート部門において表彰している。また、評価の低い授業に関しては、各学部長の判断により学部長面談（学科長、自己点検・評価委員陪席）を実施し、課題等を確認して改善を求めている。面談の結果及び改善策は、自己点検・評価委員が報告書にまとめて自己点検・評価委員会に報告している。 【資料 2-2-e】 長崎国際大学ベストティーチャー賞顕彰に関する規程、ホームページ（ベストティーチャー賞表彰）
- 基幹教員を対象に各学部・学科の計画で授業公開を実施し、基幹教員は互いに授業参観をして、終了後には各学部・学科で開催する意見交換において参考となる授業方法や課題点の抽出により、互いの改善に資するようにしている。授業公開・参観状況及び授業参観後の意見交換会の内容等は、自己点検・評価委員会に報告・確認されている。 【資料 2-2-f】 令和 6(2024)年度自己点検・評価委員会議案一覧、授業公開報告書
- 教員個人の自己点検・評価については、①教育理念、②教育活動、③研究活動、④大学運営活動、⑤社会活動、⑥国際交流活動、⑦受賞等、⑧活動全般の自己点検・評価の 8 項目について、全基幹教員を対象に毎年度実施して報告書を取りまとめている。報告書は、全教員に公開されるとともに、人事考課等の参考資料、昇任昇格等の検討材料として活用している。平成 30(2018)年度から、教育理念が追加された前記 8 項目は Web 上でティーチング・ポートフォリオとして運用している。 【資料 2-2-g】 ホームページ（教学 IR 情報）

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- 現状把握のための調査やデータ収集を行う体制として IR センターを設置し、事務局管

- には大学評価・IR室が当たっている。【資料 2-2-5】長崎国際大学 IR センター規程
- 授業アンケートは、自己点検・評価委員会で実施方法・設問内容等を決定し、全体集計、学部・学科集計、授業形態別集計等を行い、教授会で報告している。また、授業評価システムにおいて、各教員は集計結果の閲覧や経年比較を確認するとともに、結果に対する点検・評価及び改善計画（アクション・プランシート）を作成する。これらは全教職員で共有するとともに大学ホームページで公開している。【資料 2-2-d】授業評価システムマニュアル、ホームページ（教学 IR 情報）
 - 大学 IR コンソーシアムに加盟し、在学生調査として一年生調査、上級生調査を毎年実施している。調査項目は、入学前の学習経験、授業経験、学修行動、受講態度、正課内外の活動時間、知識・能力の獲得状況、英語能力のレベル、大学生活、大学教育に対する満足度等である。一年生調査は 1 年次生を対象に、上級生調査は 2～6 年次生までの全学生を対象に調査し回答率は 80%を超えている。調査結果は、加盟大学の同一分野での比較等により本学の現状を確認している。また、経年変化を確認することにより、教育改善の効果を可視化している。特に学修時間等は、各学部・学科において課題を抽出し、改善向上方策を策定して IR センターへ報告している。【資料 2-2-h】令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、各学科の課題抽出等の報告書、在学生調査集計結果（週あたりの活動時間）
 - 卒業時に卒業生アンケートを実施して、在学期間の満足度等を調査している。アンケートの結果は集計され IR センターを通じて各学部・学科へフィードバックされる。その後各学部・学科において課題を抽出して改善向上方策を検討し、IR センターへ報告している。卒業生の意見を大学運営により多く反映させるために、回収率は 85%以上を維持するように努めている。【資料 2-2-i】ホームページ（教学 IR 情報）
 - 大学評価・IR 室では、必要に応じて学生の属性、性別・出身県、高校等と成績データ、各種アンケートの結果や国家試験の合否等の関連に関して分析し、IR センターに報告している。これらの結果は各委員を通じ各学部・学科へフィードバックされ、学科運営の参考資料とされている。大学評価・IR 室で取り扱う情報は、学籍番号をすべて暗号化している。学生のアンケート等も学籍番号の記入を求めるが、集計時には暗号化しており個人情報の保護や取扱いは厳重にしている。【資料 2-2-j】令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、国家試験の合否等と成績の分布
 - IR 情報として集計されたデータは、可視化ソフト Tableau を活用し、Tableau Cloud 上で管理され、ID を所持している IR センター及び関係職員等が共有して、分析及び確認ができるようにしている。【資料 2-2-k】Tableau Cloud 画面

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- 学生の意見・要望の把握は、各種アンケート、学長カフェ、相談箱、教養セミナー担当者等における面談、オフィスアワー、事務局窓口での相談、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンターの CSW（キャンパスソーシャルワーカー）、学生相談室（カウンセラー）、学生生活サポート室（教員・大学院生）のヒアリング等の種々の機会により実施している。 【資料 2-3-1】 学生の意見・要望を汲み上げ大学運営に改善・向上につなげるシステムを示す図、【資料 2-3-a】 ホームページ（教学 IR 情報、学長カフェ）、ハラスメント冊子
- 授業アンケート、在学生調査、卒業生アンケート等に関しては、自己点検・評価委員会及び IR センターで調査結果を集計後、当該部局に課題抽出の検討を依頼している。その後、当該部局は抽出された検討課題に対して改善策を明確にし、改善に努めている。学長カフェでの意見は学生課より関係する部局等に改善策の策定が求められる。意見箱は月 2 回、学生課とハラスメント対策委員会が協働で確認し、必要に応じて関係部署で対応する。オフィスアワーでの面談、「教養セミナー」、国際交流・留学生支援センター、事務局窓口等で把握された意見・要望等は、その内容に応じて関係部署に連絡して、必要に応じて責任者連絡会や委員会等で共有して対応する。 【資料 2-3-2】 長崎国際大学自己点検・評価委員会規程、長崎国際大学学生委員会規程、【資料 2-3-b】 令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、第 27 回学長カフェ報告書
- 授業アンケートについては、自由記述もすべてテキストマイニングを行い、要望等を把握するとともに、教員はアクションプランを作成して PDCA サイクルを循環させている。その他、各種調査の結果を全教職員が共有するとともに、各学部・学科等で検証し課題の抽出・改善策を協議して、改善のための PDCA サイクルの循環を促している。 【資料 2-3-c】 ホームページ（教学 IR 情報）
- 修学上の配慮に関する要望等は、入学者全員に保健調査票と併せて配慮申請書を配布して、その後も必要に応じて常時受け付けている。また、大学生活の相談等を受け付ける学生生活サポート室を開設し、担当の教員が待機するとともに、CSW、障がい学生支援コーディネーターを配置して、様々な相談等の窓口を設けている。 【資料 2-3-d】 修学上の配慮に関する申請書

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- 全学教育会議を定期的で開催し、大学及び大学院の教育の基本方針及び実施体制、教育課程の編成方針等について、学外関係者を外部評価者として招聘して意見を求め、それを受けて内部質保証の機能性を担保している。外部評価者は各学部・学科に関係する団体や高等学校の代表者等である。 【資料 2-3-3】 学外関係者の意見・要望を汲み上げる方法等について、【資料 2-3-4】 長崎国際大学全学教育会議規程
- 保護者会を本学及び九州各地若しくは Web 上で開催して、保護者との個別面談等の中で意見や要望等を把握し、学科運営等へ反映している。大学周辺の関係者と定期的に意見交換する地域連絡協議会を設置している（コロナ禍では休止）。 【資料 2-3-e】 保護者会・オンライン面談アンケート結果
- 機関別認証評価や分野別教育評価を通じて学外からの点検・評価を受け、指摘・参考意

見等を自己点検・評価委員会や各部局で検討して改善に活用している。【資料 2-3-f】
第 1 回自己点検・評価委員会議事録

- 九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業推進協議会の会長校として、長崎県と佐賀県の大学・短期大学、自治体、経済産業界が連携する産学官連携のプラットフォームにおいて、地域の大学に対する意見・要望を把握して連携事業を推進している。【資料 2-3-g】ホームページ（九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム）
- 自治体、大学等教育機関、企業、医療関係機関等と包括連携協定を締結し、それぞれの協定の趣旨に応じて定期的に意見交換等を実施している。また、地域と連携して取組む「教育・研究・スポーツ」等の活動について、計画や報告書等をホームページに掲載し、パブリックコメント方式で意見・提案を募集している。【資料 2-3-h】包括連携協定機関一覧、【資料 2-3-i】ホームページ（パブリックコメント募集）

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- 三つのポリシーを起点とした内部質保証としては、アセスメント・ポリシーに基づき、大学レベル、学部・学科レベル、科目レベル、学生レベルで学修成果に対する自己評価や外部評価を実施している。各種アンケート等は、大学全体、学部・学科別に集計を行い、経年比較等を行っている。授業レベルでは、単位付与状況、成績評価の分布、授業アンケート等を検討・解析し、学生レベルではホスピタリティ・ルーブリック、卒業ポートフォリオ、卒業論文等の評価を適切に行い、改善向上に繋げている。【資料 2-3-5】令和 6 年度 第 5 回 教務委員会議事録、第 1 回 IR センター会議議事録、【資料 2-3-6】第 5・10 回自己点検・評価委員会議事録
- 中期計画は「中期計画策定要領」に従い策定している。「中期計画策定要領」は、理事長示達の方針、中期計画策定にあたって取組む事項、留意点、目指すべき人材像等を考慮して、認証評価等の結果を踏まえ、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づき、適切な中期計画の検討・策定を行うことやガバナンス・コードとの整合性に留意するなど、点検・評価等の内容と結果を反映することが明示され PDCA サイクルの仕組みが機能するように定めている。各年度の事業計画策定にあたっては、中期計画を踏まえて、前年度事業報告の結果を検討したうえで策定し PDCA サイクルを循環させている。【資料 2-3-j】学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度（5 ヶ年）策定要領
- 自己点検・評価委員会では、毎年度末に自己点検・評価委員会総括として事業計画に示した事業の実績に対して各委員がその評価を 4 段階で行うとともに、意見を付して点検・評価している。この評価を受けて、委員長である学長は委員長総括をしたうえで次年度委員会への課題の申し送りを行い、PDCA サイクルを有効に循環させている。【資料 2-3-k】自己点検・評価委員会総括
- ホスピタリティ・ルーブリックの学生自己評価に関しては、学部・学科の担当教員が学生個別に指導している。また、教務委員会で学部・学科ごとの集計を確認して、IR センター及び自己点検・評価委員会に報告することにより、3 ポリシーを起点とした内部質保証の実践を点検・評価している。【資料 2-3-l】令和 6 年度 第 5 回 教務委員会議

事録

- 自己点検・評価と認証評価の結果は、すべてホームページで公表・説明している。さらに、授業アンケートの結果や教員個人の諸活動（ティーチング・ポートフォリオ）、成績分布の状況、各種アンケート結果も教育情報としてホームページで公開している。また、学内の関係者や学生には、ポートフォリオのシステムを活用し、内部質保証のためのPDCAサイクルの状況を公開し、理解と支持を得られるように努力している。【資料 2-3-7】ホームページ（自己点検・評価の結果）

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 授業の点検・評価を目的とした学生による授業アンケートを実施し、授業評価システムで教員個人ごとに集計、設問のクロス集計や経年比較を行っている。また、学生の自由記述は、テキストマイニング集計により、6 カテゴリー30 項目別に肯定、否定、中立、改善要望の意見に分類し学生の自由記述をデータ化して検証している。さらに、教員はその結果をもとに「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書（アクション・プランシート）」にまとめ、改善・向上策を明確にして確実にPDCAサイクルを循環させている。大学教育の根幹である授業の点検と改善は、最も重視すべき事項と捉え、確実に実施し成果も現れている。
- 3 ポリシーを起点とした内部質保証として、ディプロマ・ポリシーで求められている能力の獲得状況を点検・評価するためにホスピタリティ・ルーブリックを設定し、学生が自己評価したのちに担当教員による個別面談指導を行っており、4 年間あるいは6 年間継続して学生の成長を評価する特色ある取組みとして実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 毎学期に実施している学生のホスピタリティ・ルーブリック評価の入力率が低いことが課題である。このことを受け、令和 3(2021)年度第 8 回教務委員会において、ホスピタリティ・ルーブリック評価の定着に向けた改善を協議した。
- 在学生調査の授業以外の学修時間（予習や復習等）の調査結果から、各学科において授業の前提となる授業外学修時間の伸長を課題として抽出し改善策を策定して実施するとともに、IR センター会議に報告している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 学生のホスピタリティ・ルーブリック評価の入力率が低いことに関しては、卒業時の卒業ポートフォリオにも関係することであるため、その都度、教務委員会で入力率を共有したのち、学科において改善策を講じて改善に向かっている。
- 授業の前提となる授業外学修時間に関しては、各学科においてその改善方策を検討し実施している。入学生の学修習慣歴も大きく影響することではあるが、シラバスの記載の工夫や授業内において課題等の指示を明示することなどに取組み、単位の実質化、学修成果の定着、質保証の観点からも引き続き指導していく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

- 本学では、大学のアドミッション・ポリシーを策定し、かつそれを基に各学科が求める入学者像を示しながら、高等学校までに取組んで欲しいこと、経験して欲しいこと、関心を向けるべきこと、習熟が望ましい教科などを提示した学科別のアドミッション・ポリシーを策定している。毎年、適切であるかの検討を運営会議発議によって各学部・学科で検証し、必要があれば修正し、入試・募集委員会の議を経て全学教授会の承認後、学長が次年度のアドミッション・ポリシーを決定している。周知については、大学 Web サイト、印刷物の「大学案内(NIU GUIDE BOOK)」、「入学試験 INFORMATION」、「学生募集要項」にも必ず記載しているほか、オープンキャンパス、進学説明会、高校訪問、出張講義などの機会をとおして入学希望者（保護者含む）や高校教諭に対して周知を行っている。大学院についても各専攻でアドミッション・ポリシーを策定し、大学 Web サイトおよび「学生募集要項」に記載して周知を図っている。 【資料 3-1-1】 ホームページ（大学総合 目的と 3 つのポリシー）、【資料 3-1-2】 長崎国際大学入試・募集委員会規程、【資料 F-2】 令和 7(2025)大学案内(NIU GUIDE BOOK 2025)、【資料 3-1-a】 令和 7(2025)年度入学試験 INFORMATION、【資料 F-4】 令和 7(2025)年度学生募集要項、令和 7(2025)年度人間社会学研究科学生募集要項、令和 7(2025)年度健康管理学研究科学生募集要項、令和 7(2025)年度薬学研究科学生募集要項、【資料 3-1-b】 令和 6 年度第 8 回入試・募集委員会議事録、【資料 3-1-c】 令和 6 年度第 9 回入試・募集委員会議事録、【資料 3-1-d】 令和 6 年度第 10 回定例全学教授会議事録

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- 例年、第 1 回入試・募集委員会で入試・募集委員（アドミッション・オフィサー）が前年度の入学者選抜結果を分析し、それを踏まえて第 2 回入試・募集委員会でアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜実施要項（案）を作成している。アドミッション・ポリシーと新しく制度設計された入学者受入れ方法との整合性を検証するために各学部教授会からも意見を求めたうえ、全学教授会の議を経て学長が入学者選抜実施要項を決定している。 【資料 3-1-e】 令和 6 年度第 1 回入試・募集委員会議事録、【資料 3-1-f】 令和 6 年度第 2 回入試・募集委員会議事録、【資料 3-1-g】 令和 6 年度第 3 回定例全学教授会議事録
- 令和 6(2024)年度の大学および国際観光学科のアドミッション・ポリシーに「自分の将来の選択肢と視野を拓げるため、総合的な英語力を伸ばした人」が追記された。対応する新しい入学者受入れの方法として、同年度から英検など外部試験 CEFR（英語 4 技

能) が A2 以上あれば英語の筆記試験を免除して CEFR 段階に応じたスコアに換算し、受験する 2 教科と併せて評価する「一般選抜 A 日程 (英語 4 技能資格型)」を全学部到新設した。令和 7(2025)年度の入学者選抜においては、国際観光学科で 15 人、社会福祉学科で 3 人、健康栄養学科で 10 人、薬学科で 15 人、併せて延べ 44 人の志願者を得た。

【資料 3-1-a】令和 7(2025)年度入学試験 INFORMATION、【資料 F-4】令和 7(2025)年度学生募集要項、【資料 3-1-h】令和 6 年度第 10 回入試・募集委員会議事録、【資料 3-1-i】令和 6 年度第 5 回臨時入試・募集委員会議事録

- 令和 5 (2023) 年度の大学のアドミッション・ポリシーから追記された学力の 3 要素を多面的・総合的に評価することの客観性と具体性を高めるため、令和 6(2024)年度から出願書類に「多面的・総合的な評価のための自己申告書」を新規追加し、全学部の総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜 B 日程で必須とした。加えて各入学者選抜の配点表に示す配点区分 (面接、学力検査など) それぞれに学力の 3 要素のどこに対応するのかを明示した。また学力の 3 要素を多面的・総合的に評価するための組織的対応として、教員では入試・募集委員全員を、事務職員では事務局次長、入試・募集センター長をそれぞれアドミッション・オフィサーに任命し、事務職員のアドミッション・オフィサーも「多面的・総合的な評価のための自己申告書」の一部採点や一般選抜で出題する「小論文 (思考力・判断力・表現力等を評価する記述式問題)」の作成・校閲、総合型選抜 (総合型) 出願者の面接・評価を行うことで、入学者選抜を教職協働で実施・検証している。 【資料 3-1-a】令和 7(2025)年度入学試験 INFORMATION、【資料 F-4】令和 7(2025)年度学生募集要項、【資料 3-1-2】長崎国際大学入試・募集委員会規程、【資料 3-1-3】長崎国際大学アドミッション・オフィサーの設置に関する内規、【資料 3-1-j】令和 6 年度第 5 回入試・募集委員会議事録、【資料 3-1-k】令和 6 年度第 1 回作問委員会議事録
- 令和 7(2025)年度募集の各学科アドミッション・ポリシーには、多様な入試方法を用いて本学が求める資質・能力を多面的・総合的に評価することの具体的内容を括弧書きで追記し、受験生に対して入学者選抜の内容をよりイメージ化できるよう改訂した。 【資料 3-1-a】令和 7(2025)年度入学試験 INFORMATION、【資料 F-4】令和 7(2025)年度学生募集要項

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 人間社会学部国際観光学科と人間社会学研究科が秋季入学試験を実施しており、以下の表 3-1-1～表 3-3-3 に 3 年間の入学者実績を提示する。なお、令和 7(2025)年度秋季入学者数は 5 月 1 日現在で未実施のため表中では空白になっている。

表 3-1-1 学部入学者

学部	学科	入学定員	令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度			令和 7(2025)年度		
			春季	秋季	充足率	春季	秋季	充足率	春季	秋季	充足率
人間社会	国際観光	200	222	15	118.5%	226	30	128.0%	230		115.0%
	社会福祉	60	56	—	93.3%	39	—	65.0%	36	—	60.0%
健康管理	健康栄養	80	51	—	63.8%	69	—	86.3%	62	—	77.5%
薬	薬	120	103	—	85.8%	90	—	75.0%	83	—	69.2%
計		460	432	15	97.2%	424	30	98.7%	411		89.3%

表 3-1-2 編入学者

学部	学科	入学定員	令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度			令和 7(2025)年度		
			春季	秋季	充足率	春季	秋季	充足率	春季	秋季	充足率
人間社会	国際観光	30	14	16	100.0%	14	17	103.3%	12		40.0%
	社会福祉	0	1	—	—	4	—	—	6	—	—
健康管理	健康栄養	10	5	—	50.0%	6	—	60.0%	8	—	80.0%
薬	薬	0	4	—	—	1	—	—	2	—	—
計		40	24	16	100.0%	25	17	105.0%	28		70.0%

表 3-1-3 大学院

学部	学科	入学定員	令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度			令和 7(2025)年度		
			春季	秋季	充足率	春季	秋季	充足率	春季	秋季	充足率
人間社会学	観光学	10	3	3	60.0%	9	3	120.0%	5		50.0%
	社会福祉	10	1	1	20.0%	6	0	60.0%	2		20.0%
	地域マネジメント	3	2	0	66.7%	2	0	66.7%	3		100.0%
健康管理学	健康栄養学	4	1	—	25.0%	0	—	0.0%	3		75.0%
薬学	医療薬学	3	2	—	66.7%	1	—	33.3%	3		100.0%
計		30	9	4	43.3%	18	3	70.0%	16		53.3%

- 表 3-1-1 の学部入学者に関して、①コロナ禍制限解除に伴う海外入試からの外国人留学生受験者の回復、②スポーツツーリズムコースを志望する邦人生徒が堅調、③秋季入学試験を実施、などの理由で国際観光学科が高い入学定員充足率を達成し、大学全体を牽引している。しかしながら、社会福祉学科、健康栄養学科、薬学科では入学定員未充足が続いており、その入学者数を回復させるため、従来の高校訪問や進学説明会参加などのアプローチに加え、令和 6(2024)年度入学者から改正された授業料制度と最大授業料 0 円となる特待生制度（私費外国人留学生の授業料減免制度を含む）の更なる周知、同年度から入学実績を得た地域創生支援リーダー育成入試の促進、併設校からの内部進学者増、長崎県内からの入学者増、オープンキャンパス参加者からの入学者増に注力して入学定員充足率の回復を目指す。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 3-1-1】長崎国際大学特待生に関する規程、【資料 3-1-m】長崎国際大学私費外国人留学生の授業料減免規程、【資料 3-1-n】長崎国際大学西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業に係る地域創生支援リーダー奨学生に関する規程、【資料 F-4】「地域創生支援リーダー育成入試」学生募集要項、【資料 3-1-o】令和 7 年度第 1 回入試・募集委員会議事録
- 表 3-1-2 の編入学者に関して、国際観光学科は秋季入学を含めて概ね編入学定員を充足しており、健康栄養学科も 100%には達していないものの上昇傾向にある。また社会福祉学科と薬学科は編入学定員の定めはないが、「長崎国際大学学則」第 21 条第 2 項により収容定員が未充足であれば編入学者募集の有無を学科で審議して、入試・募集委員会の議を経て全学教授会にて決定し実施している。 【資料 F-3】長崎国際大学学則
- 表 3-1-3 の大学院入学者に関して、入学定員を充足していないが、その理由としては学部卒業生の就職が好調であることが大きい。継続して内部進学を促進していくほか、他大学や海外大学への広報、社会人・外国人留学生へのアプローチを強化して志願者増を目指す。

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- 学修支援を行う組織として、全学教育会議、全学共通教育委員会、教務委員会、教育基盤センターがあり、教員と事務職員がそれぞれのメンバーとして運営している。また、教育基盤センターで学修支援及び教育の質向上のための企画・立案を行い、学修支援の方針は、長崎国際大学の各基本方針を定め毎年度確認して実施している。【資料 3-2-1】ホームページ（長崎国際大学の各基本方針）、【資料 3-2-2】全学教育会議規程、全学共通教育委員会規程、教務委員会規程、教育基盤センター規程
- 全学教育会議は、長崎国際大学及び大学院の教育活動の総合的实施に係る事項について審議する組織である。全学教育会議の構成員は学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、教務委員長、大学院学務委員長、自己点検・評価委員会が選出した委員、事務局次長、事務局次長、教務課長及び大学評価・IR 室長としている。項目によっては、構成員以外の者（外部評価員）を出席させ意見を聴取している。全学教育会議は、①大学及び大学院の教育の基本方針及び実施体制に関する事項、②大学及び大学院の教育の教育課程の編成方針に関する事項、③大学と大学院の接続に関する事項、④高等学校との連携及び接続に関する事項、⑤地域等との連携に関する事項、⑥その他教育に関し必要な事項、について審議している。【資料 3-2-2】全学教育会議規程
- 全学教育会議では、前年度の大学及び大学院の事業報告及び外部評価員からの評価報告を受け、教育活動の点検・評価を実施し、次年度の教育課程の編成に活かしている。また、年度末の会議においては、IR 情報を活用し教育課程の適切性の検証を行い教育改善につなげるとともに、アセスメント・ポリシーに則り点検・評価を実施している。全学教育会議は年間 3 回実施しており、令和 6(2024)年度においては、外部評価員が参加する会議を 1 回実施し、令和 5(2023)年度の教育活動について点検・評価し、次年度への改善につなげた。【資料 3-2-a】令和 6(2024)年度全学教育会議議事録、令和 6(2024)年度外部評価員一覧
- 全学共通教育委員会は、副学長、学部長、教務委員長、自己点検・評価委員会から選出された者、学長及び委員長が指名した者並びに事務職員（事務局長若しくは代務者、教務課長）で構成されており、全学共通教育を推進するため、以下の項目について審議している。①全学共通教育の実施方針に関する事項、②全学共通教育と専門教育との連携に関する事項、③その他全学共通教育に関し、学長が必要と認めた事項。【資料 3-2-2】長崎国際大学全学共通教育委員会規程
- 全学共通委員会での審議を経た教養教育の教育課程編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会において、カリキュラムの編成について審議している。令和 6(2024)年度には、初年次教育の基幹科目である従来の「ホスピタリティと SDGs」について、本学でのあ

らゆる学びの基本となるホスピタリティの修得が不可欠であることから、少人数の演習科目である従来の「教養セミナーA」にその教育内容を盛り込み「ホスピタリティセミナー」を新設することを決定し、令和 7(2025)年度より全 1 年次生必修科目として開講した。また、学生の履修目的を明確化するため、科目の整理・統合をあわせて実施した。

【資料 3-2-b】令和 6(2024)年度第 2 回全学共通教育委員会議事録及び資料

- 教務委員会は、運営会議において基幹教員の中から指名された委員長、副委員長、学科長、各学科から選出された基幹教員及び事務職員(事務局長若しくは代務者、教務課長)で構成されている。委員会は、毎月開催され、①教育課程の編成に関する事項、②科目の履修に関する事項、③教務に係る学則及びその他諸規程、諸規則の制定・改廃に関する事項、④編入学に関する事項、⑤その他教務に関し、学長が必要と認めた事項、について審議している。また、令和 6(2024)年度以降においては、コロナ禍の完全な終息に伴い、全面的な対面授業の実施など、授業及び定期試験の実施方法をコロナ禍以前の体制に戻した。 【資料 3-2-2】長崎国際大学教務委員会規程

- 教育基盤センターは、センター長を置き、本学の教員の中からセンター長が推薦した副センター長、兼任教員、センター長が必要と認めた職員から構成され、学生の学修支援を行うとともに、教育基盤センター運営委員会を開催して教育の質向上に向けた事項を企画・立案し、本学の教育の発展を担っている。具体的には、①～③の各部門に部門長を置き次の事項について審議・運営している。①学修支援部門は、学生一人ひとりに応じた学修相談及び学修支援、②初年次・共通教育部門は、初年次教育及び全学共通教育の企画・運営、③評価 IR・研修部門は、教育改善のための FD(Faculty Development)及び職員の資質向上のための SD(Staff Development)等の企画・運営並びに授業評価の実施。なお、教育基盤センターが管理するラーニング・コモンズは、新型コロナウイルス感染症の影響により閉鎖していたが、令和 5(2023)年 5 月より全面的に運営を再開した。同じく令和 5(2023)年度に離学防止対策として、入学前オリエンテーションの実施を決定した。 【資料 3-2-c】令和 5(2023)年度第 1 回教育基盤センター運営委員会議事録、令和 5(2023)年度第 5・6 回教育基盤センター運営委員会議事録及び資料

- 学生が順調に学修をスタートできるように、教務委員会が核となり関係部署職員と連携し、各学科・学年別のオリエンテーションの企画運営を行っている。令和 5(2023)年度においては、離学防止の観点からオリエンテーションの運営方法改善について、教育基盤センター運営委員会で検討した。大学と学生のミスマッチを早期に解消することを目的に、入学試験の合格者に対し入学前オリエンテーション・大学体験会等を実施した。加えて、高等学校と連携した入学前教育にも取組んだ。入学式後に実施されるオリエンテーションについても、従来の詰込み型の運営から、一部動画による配信や初年次教育科目である「ホスピタリティセミナー」との連携を行うことで効率化を図り、学生の負担軽減に取り組んだ。 【資料 3-2-d】令和 5(2023)年度第 5・6 回教育基盤センター運営委員会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 4 回臨時社会福祉学科会議議事録

- ポートフォリオの活用にあたっては、学生が授業で作成したレポート等の成果だけでなく、そのプロセスで学んだ点や気付いた点を記録することが可能になっている。この結果、学修資料の蓄積だけでなく授業外学修時間の確保や確認テストによる理解度の把握もなされている。コロナ禍においては、ポートフォリオの様々な機能を活用することで、

出席状況の把握や学生と教員双方が質疑応答や意見交換を行う場を設け、双方向型の遠隔授業を実践した。コロナ禍以降に対面授業となっても、これらの機能を引き続き活用することで、授業の質の向上を図っている。一方、学生はホスピタリティ・ループリックをもとにポートフォリオと連動したループリック評価システムに自己の成長を記録することができる。教員はこの記録を活用して、担当学生との面談を年2回行っている。面談内容は、単位修得状況、出席状況、進級状況等に加え、ディプロマ・ポリシーに掲げている書物からの学びの状況、ループリック評価等であり、終了後、指導記録が同システムに記録される。加えて、面談内容で特に記録に残しておいた方が良いと判断された事項に関しては、別途面談システムにその内容が記録され、次年度以降の担当教員に引継がれ情報共有が図られている。 【資料 3-2-e】 教務関係システム学生マニュアル 2025年版

- 学内にラーニング・コモンズを4か所設けており、学生は自主学修のための場として自由に利用できる。そのうち1か所には基幹教員の管理のもと SA(Student Assistant)を配置している。また、学生のプレゼンテーションやディスカッションのために、電子黒板や可動式の机や椅子を配置するとともにパソコンの貸出し等も行っている。 【資料 3-2-f】 令和6(2024)年度第1回教育基盤センター運営委員会議事録
- 学生の心身の健康の保持・増進、並びに学生生活における相談・支援のために、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター（以下「CHサポートセンター」という）が設置されており、キャンパスライフ・ヘルスサポートセンター運営委員会（以下「CHサポートセンター運営委員会」という）では、保健室、学生相談室及び学生生活サポート室の運営に関する事項を協議・審議し、議決された事項は学長報告ののち、教授会へ報告又は提案をしている。CHサポートセンター運営委員会は、正副センター長（委員長はセンター長、副委員長は委員の中から委員長が指名した者）及び各学科から選出された基幹教員、産業医、事務局長若しくは代務者、保健師、看護師、養護教諭等の衛生管理者、センター事務職員で構成されており、年4回以上開催している。 【資料 3-2-g】 長崎国際大学 CHサポートセンター運営委員会規程
- 学生支援 SD・FD は、毎年3回実施している。そのうち令和4(2022)年度の「障害のある学生の社会移行を見据えた支援の在り方」、令和5(2023)年度の「教職員のための基本的な学生対応のポイント」、令和6(2024)年度の「高等教育機関における障害学生支援と合理的配慮の実際 UPDATE Q&A 編」は、動画配信の形式で実施した。 【資料 3-2-h】 令和4(2022)年度第7回 CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和5(2023)年度第6回 CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和6(2024)年度第9回 CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、ポートフォリオ（学生支援 SD・FD 案内）

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、学生が専門的な学修をより深め、資格取得や就職活動に早くから取り組めるようにコース制を設けている。コースには、観光マネジメントコース、スポーツツーリズムコース、グローバルツーリズムコースの3つが設定されている。 【資料 F-13】 履修の手引
- 上記の3コースごとに履修モデルを設定し、早期からの職業意識の醸成と専門分野の資

格・免許取得を促進しており、そのサポートも行っている。また、各資格等の取得状況を学科教員間で共有し、組織的な取組となるよう尽力している。【資料 F-13】履修の手引、【資料 3-2-i】令和 6(2024)年度第 12 回国際観光学科会議資料 2024 年度アクション進捗状況一覧

- 学科の学事委員会が企画・運営を担い、毎年、全学年に向けてオリエンテーションを実施しており、教員が学生のサポートをするために工夫をしながら、適切に運営している。【資料 3-2-j】令和 6(2024)第 12 回国際観光学科会議議事録
- 学科教員と教務課の職員とが協働し、全学生の修得単位数一覧や GPA(Grade Point Average)の低い学生のリストなどを使って、ゼミ担当教員と教務課の連携のもと指導が必要な学生へ重点的な支援を行っている。【資料 3-2-k】令和 6(2024)年度第 5・11 回教務委員会議事録

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、令和 3(2021)年度に改訂された新カリキュラムによる社会福祉士・精神保健福祉士養成課程を円滑に運用するため、学科内のソーシャルワークコースとメンタルヘルスコースの各コース担当教員と教務課職員とが密に協働している。特に、新カリキュラムへの改正に伴い、令和 4(2022)年度はソーシャルワークコース所属学生が 2 年次で初めて「ソーシャルワーク実習(社会)Ⅰ」、令和 5(2023)年度は「ソーシャルワーク実習(社会)Ⅱ」の現場実習を受講するに際して教職協働体制で実習先との連絡・調整作業を遂行した。【資料 3-2-1】令和 4(2022)年度第 11 回社会福祉学科会議議事録、令和 5(2023)年度第 12 回社会福祉学科会議議事録
- 学科内に国家試験合格支援委員会を設置(ソーシャルワークコース 1 人、メンタルヘルスコース 1 人、ケアワークコース 1 人の委員で構成)し、3 国家資格(社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士)受験に向けた学修支援の体制を整備している。【資料 3-2-m】令和 6(2024)年度第 1 回社会福祉学科会議資料
- 社会福祉学科では、3 国家資格試験の合格率向上を学科の最重要課題の一つとして位置づけ、以下の学修支援活動に全学科の教員が取組んでいる。①3 年次に「国試試験基礎演習」(社会福祉・精神保健・介護の共通)、4 年次に「国家試験演習(共通)Ⅰ・Ⅱ」(社会福祉・精神保健の共通)、「国家試験演習(社会)Ⅰ・Ⅱ」(社会福祉)、「国家試験演習(精神)Ⅰ・Ⅱ」(精神保健)、「国家試験演習(介護)」を開講し、3 年間の総括的な学修をとおり学んだ知識を総点検することで、国家試験合格にもつながる科目として実施、②年 5 回の外部業者模試、レベルチェックテストの実施とそのフィードバック、③夏季特別対策講座及の実施、④課外講座の実施、⑤受験予定者への面談の実施、⑥精神保健福祉士国家試験受験対策では、週に 1 度の学修会を実施、⑦介護福祉士国家試験対策では、学生のレベルに応じた個別指導を実施、の 7 項目である。【資料 3-2-n】令和 5(2023)年度第 2 回社会福祉学科会議議事録、令和 6(2024)年度第 2 回社会福祉学科会議議事録

【健康管理学部健康栄養学科】

- 1 年次生の化学と生物の基礎学力試験を行い、学科専門関連科目の「栄養の化学演習」及び「栄養の生物学」について学力に応じた講義・演習を実施している。また、化学については、教育基盤センターと協働して、正課外のリメディアル教育を実施し、基礎学

力の向上を図っている。【資料 3-2-o】化学・生物プレイスメントテスト問題、化学・生物プレイスメントテスト結果、正課外のリメディアル授業の出席状況（出席簿）

- 3年次生に対する「臨地実習」の事前指導において、実習施設に提出するプロフィールの書き方の指導をキャリアセンターと連携して行っている。【資料 3-2-p】臨地実習の事前指導の実施日程表
- 4年次生は、正課外に 250 回を超える国家試験対策を行い、管理栄養士としての総合的な知識の修得及び定着を図っている。【資料 3-2-q】令和 6（2024）年度演習時間割

【薬学部薬学科】

- 講師以上は、1 学年当たり 3、4 人の担任となり、履修指導、学修指導、出席状況把握、各学期の定期試験後の個別面談等を行っている。担任は、入学時から 4 年次まで同じ学生を担当するため、単位修得状況や学修成績の推移を把握し、学生の個性や諸活動を理解したうえでの効果的な学修指導が可能となっている。また、1～4 年次の各学年に学年主任（各 3 人）を配置し、学年全体の学修状況を把握している。【資料 3-2-r】令和 6(2024)年度担任名入り各学年名簿、令和 5(2023)年度 第 12 回定例薬学部教授会議事録及び薬学部各種委員会構成員一覧表
- 主に原級留置者の出席管理、個人カルテの作成、個人面談、保護者会等を実施するために、薬学教育支援センターには、センター基幹教員 3 人を配置している。本センターは、主に原級留置者の学修支援の場であり、学生、担任、保護者と情報を共有して支援に努めている。【資料 3-2-s】長崎国際大学薬学部薬学教育支援センター内規、出席管理表、個人カルテ、保護者会案内、令和 6(2024)年度 第 5 回定例薬学部教授会議事録
- 1 年次の全学共通科目である「基礎の化学」、「基礎の生物学」、「基礎の物理学」、「基礎の数学」、また、学科専門科目である「化学演習」と「物理学演習」については、習熟度別にクラス分けを行い開講している。また、プレイスメントテストや中間試験の結果をもとに、成績下位の学生に対して補習を行い、薬学事務室と協働して定期試験前には土日にも教室を開放している。【資料 F-13】講義概要（シラバス）、【資料 3-2-t】ポートフォリオ（薬学部 1～6 年生グループ）
- CBT(Computer Based Testing)に関係する問題を解答できる CAI(Computer Aided Instruction)システムを平成 20(2008)年から導入し、学生が各自でパソコン、タブレット、スマートフォン等を介して、時間や場所を問わず学修する環境を整えている。また、夏休み等休暇期間中の課題にも活用している。【資料 3-2-u】ポートフォリオ（2024 年度 夏休み CAI 課題通知）
- 6 年次の専門演習ⅢA・ⅢB において、薬剤師に必要な総合的な知識の修得及び定着を図り、国家試験に向けたサポートを行っている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）

【人間社会学研究科】

- 人間社会学研究科では、大学院生 1 人に対して主指導教員 1 人、副指導教員 2 人の論文指導体制を整え、所定の 2 年間で学位取得に向けた指導を行っている。また、教務課と協働して履修登録状況及び論文指導体制を確認し、学修支援を行っている。【資料 3-2-v】令和 6 年度第 1・5・11 回人間社会学研究科教授会議事録

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、主指導教員との相談のうえ、研究テーマ及び履修計画を立て柔軟

な時間割設定を行っている。また、教務課と連携し、履修登録状況及び論文指導体制について確認を行っている。【資料 3-2-w】令和 6(2024)年度第 1・11 回定例健康管理学部教授会議事録

- 1 年次生に対して、健康栄養研究報告会で特別研究の中間報告を義務づけ、研究の進捗状況を報告し、大学院の担当教員から研究推進のためのアドバイスを受ける機会を設けている。【資料 3-2-x】令和 6(2024)年度第 18 回健康栄養研究報告会プログラム

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、大学院生の希望を踏まえて主指導教員 1 人を決め、加えて副指導教員 2 人の研究指導体制を編成し、教授会において承認している。研究の進行とともに随時ミーティングを行い、研究進捗状況の確認・助言により、学修支援を行っている。【資料 3-2-y】令和 6(2024)年度第 1 回定例大学院薬学研究科教授会資料（2024 年度研究指導体制について）
- 1～3 年次生に対して、研究進捗状況報告会を秋季に実施し、研究状況を大学院の担当教員で共有するとともに、研究推進のための助言を行っている。4 年次生については、同様に春季に実施し、博士論文のとりまとめに向けた助言を行っている。【資料 3-2-z】令和 5(2023)年度第 1 回定例大学院薬学研究科教授会資料

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

- 教員の教育活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・SA を適切に活用している。本学の TA は大学院生が担い、学部の演習科目、実習科目を中心に教育補助を行っている。配置科目は、令和 5(2023)・令和 6(2024)年度は、表 3-2-1 のとおりである。令和 4(2022)年度から原則として全ての科目が対面授業となったため、任用数が増加した。TA の採用にあたっては、授業科目を担当する基幹教員からの申請を受け、教務委員会の議を経て、学長が決定している。TA の業務内容は、資料の配付や小テスト等の監督補助及び実習・演習の補助であり、特に学部生への学修方法のアドバイスを行うなど、教員とは異なる身近な支援者となっている。また、留学生に対しては授業の補助のみならず、大学生活を送るうえでの相談相手となるなど重要な役割を果たしている。【資料 3-2-3】ティーチング・アシスタント規程、令和 5(2023)年度第 2・3・5 回全学教授会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 2・3・7 回全学教授会議事録及び資料

表 3-2-1 TA による学修支援

科目群	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度
全学共通科目	「生涯学習概論」「学際連携研究」	「コンピュータ基礎 I A」
人間社会学部共通科目	—	「キャリア開発 I」「キャリア開発 II」
国際観光学科専門科目	「博物館実習 B」「博物館資料論」「日本史」「博物館資料保存論」「博物館概論」	「観光学概論」「博物館実習 B」「博物館実習 C」「博物館資料論」「博物館資料保存論」「博物館概論」
社会福祉学科専門科目	—	「認知症の理解 I」
健康栄養学科専門科目	—	—
薬学科専門科目	「微生物学・免疫学実習」	「微生物学・免疫学実習」

- 教育補助業務及び個別学修指導の支援を目的として SA を配置している。SA は、その科目の単位修得者又はそれと同等の資格を有する 2 年次以上の学生であり、当該授業科

目等を担当する基幹教員が推薦し、学長が任命している。令和 5(2023)・令和 6(2024)年度は、表 3-2-2 のとおりである。該当科目は、①茶道文化系科目、②スポーツ実習系科目、③コンピュータ基礎演習系科目、④実験・実習系科目、⑤その他、必要と認められる科目である。 【資料 3-2-3】長崎国際大学補助員に関する内規

- TA 及び SA に任命された学生は、支援前に必ず研修を受け、学内ポートフォリオに掲載された動画の視聴と、視聴後のレポート提出を義務付けられている。研修内容は、①支援方法、②ハラスメントについて、③合理的配慮についてである。 【資料 3-2-3】長崎国際大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント制度に関するガイドライン、【資料 3-2-za】ポートフォリオ（研修資料）
- 個別学修指導としては、薬学科において、履修学生の希望を踏まえ、単位を修得した成績優秀者が下級年次生の指導を行っている。令和 6(2024)年度は、前後期で 63 人の SA により 66 人の学生が学修支援を受けた。被支援学生のアンケートの結果、極めて好評なことから、今後も継続すべき取組みと考えている。 【資料 3-2-zb】長崎国際大学教育基盤センター紀要 2024 【資料 3-2-3】長崎国際大学補助員に関する内規、【資料 3-2-zc】令和 5(2023)年度第 2・3・4・5・6・7・8・9・11 回全学教授会資料、令和 6(2024)年度第 2・3・4・5・7・8 回全学教授会資料

表 3-2-2 SA による学修支援

科目群	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度
全学共通科目	「茶道文化 I A・II A・I B・II B」「コンピュータ基礎演習 I A」「スポーツ実習 C」	「茶道文化 I A・II A・I B・II B」「コンピュータ基礎 I A・I B」「スポーツ実習 C」
人間社会学部共通科目	「キャリア開発 I」	「キャリア開発 I」
国際観光学科専門科目	「博物館実習 B」「起業論」「器械体操」「水泳」「地域産業の魅力」	「起業論」「水泳」「陸上競技」
社会福祉学科専門科目	「認知症の理解 I」	「国家試験基礎演習」
健康栄養学科専門科目	「栄養情報処理」	—
薬学科専門科目	「調剤 I」「調剤 II」「医療コミュニケーション（事前学習）」「微生物・免疫学実習」「生薬学実習」「衛生薬学実習」「処方解析」「分析化学・放射線化学実習」「臨床生理学実習」「薬理学実習」「生化学実習」	「分析化学・放射線化学演習」「微生物学・免疫学実習」「医療コミュニケーション（事前学習）」「臨床生理学」「処方解析」「総合実習」「生薬学実習」「薬理学実習」
授業以外の補助業務	薬学部個別学修指導 ラーニング・コモンズ	薬学部個別学修指導 ラーニング・コモンズ

- 教員の教育活動の支援及び学生の主体的な授業への参加を促す目的で、学生の出席管理システムを導入している。このシステム導入により教員は、担当する科目の出席状況だけでなく、担任となっている学生の出席状況を把握することができる。さらにリフレクション・カードやポートフォリオ内のアンケート機能の活用、課題やレポートの提出をもって出席とするなど、学生の主体的な学びを確認している教員も多い。学生の出席状況は、保護者もスマートフォンやパソコン等を使用して確認できる。 【資料 3-2-zd】教務関係システム学生マニュアル 2025 年版、出席管理システム導入による出席状況等の照会についての保護者へのお知らせ
- 学修支援を目的として、オフィスアワー制度を全学的に採用している。教員が対応でき

る曜日と時間帯をポートフォリオに掲示し、学生は随時確認することができる。教員は、この時間以外でも在室中ではできる限り学生に対応している。他の方法としては、ポートフォリオやメール、Zoom等の遠隔会議システムを活用し学生の質問や相談に対応している。 【資料 3-2-4】ポートフォリオ（オフィスアワー学生の案内文）

- GPAが1.5未満の学生については、必要に応じて履修登録計画表を提出させ、学力向上を図るようにしている。また、GPAが1.0未満の学期が3期連続し、学業に対する熱意を欠き成業の見込みがないと判断された学生に対して、学長が退学勧告を行う制度を設けている。この制度の適用例はいまだないが、各学生は各学期開始時を大学生活及び学修状況を見つめ直す機会としている。これらにより、休学及び原級留置への早期対策を試みるとともに中途退学による離学防止に努めている。 【資料 F-13】履修の手引
- 教務委員会において、各学科の退学、休学及び原級留置についての情報を共有し、修業年限内での卒業率向上に向けて一層の学修支援を要請している。令和5(2023)年度の進級判定に伴う原級留置者は、健康管理学部は14人、薬学部は73人、令和6(2024)年度は、健康管理学部は11人、薬学部は64人となり、健康管理学部及び薬学部ともに前年度よりも改善された。さらに、卒業延期者は、令和5(2023)年度は健康管理学部が3人、薬学部が14人であり、令和6(2024)年度は健康管理学部が9人、薬学部が12人となった。 【資料 3-2-ze】令和5年度第10・11回、第3回臨時教務委員会議事録及び資料、令和6年度第10・11教務委員会議事録及び資料、第2回持ち回り教務委員会資料
- 障がいのある学生を含む修学上の配慮が必要な学生への様々な支援を行っている。全学生に対して入学前及び年間をとおし、合理的配慮申請を受付け、CHサポートセンター運営委員及び各学部長から構成される合理的配慮の提供内容検討会議を経て、学長が配慮内容を決定している。そのうえで、修学上の配慮が必要な学生の情報について、守秘義務のもとに教職員間で情報共有し、非常勤講師を含む教職員が配慮提供を行っている。具体的には、授業中における座席位置の配慮や板書撮影許可のほか、支援機器や教材の配置、パソコン操作やノートテイク等の授業中のサポート、学内移動等の大学生活面に関するサポートを行っている。また、修学上の配慮が必要な学生の対応をする教職員のために、データ版「新版学生サポートブック～教職員ができるサポート～」、バリアフリーマップを配付するとともに、SD・FDを実施し、合理的配慮について全学的な理解を深めている。 【資料 3-2-5】長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領、長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項、【資料 3-2-zf】新版学生サポートブック、バリアフリーマップ、ポートフォリオ（修学上の配慮が必要な学生に関するSD・FD）
- 障がい学生支援の一環として、ピア・サポート制度がある。パソコン操作や講義中のポイントテイク等の修学面や学内の移動等の大学生活面に関するサポートを行っている。コロナ禍において、ピア・サポート利用学生については、対面と遠隔のハイブリッド形式の授業でもサポートできるよう、支援学生（以下「ピア・サポーター」という）は利用学生が履修している科目の遠隔授業と一緒に受講しポイントテイクが出来るようサポート方法の変更や調整を行った。令和5(2023)年度、令和6(2024)年度のピア・サポート利用学生及び登録しているピア・サポーター（支援する学生：有償）は下表のとおり

りである。【資料 3-2-ag】令和 5(2023)年度第 7 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 9 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、アルバイト登録票、ピア・サポート勤務実績報告

表 3-2-3 ピア・サポート利用学生数とピア・サポーター登録者数及び時給金額

年度	ピア・サポート利用学生 (配慮申請)		支援学生 (ピア・サポーター)			
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度 (人数/時給)		令和 6 年度 (人数/時給)	
学部生	7 人	9 人	53 人	898 円	53 人	954 円
大学院生	—	—	1 人	1,000 円	1 人	1,000 円

- 障がい学生の支援者となるピア・サポーターの育成を目的として、令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度ともに、4 月に「ピア・サポーター説明会 (募集)」を行い、ピア・サポーター登録希望者に対しては、後日「ピア・サポーター登録説明会」を開催して、ピア・サポート業務に関する研修を行った。それ以降にピア・サポーター登録希望が出た場合は、随時個別に研修を実施して、すべてのピア・サポーター登録者が研修を受講完了するようにしている。また、令和 5(2023)年、令和 6(2024)年ともに 4 月と 9 月には長崎国際大学ピア・サポート学生組織 (以下「NPS」という) が中心となり、「ピア・サポーター研修会」を開催した。研修内容は、学内での移動支援方法、ピア・サポート利用学生の声やピア・サポーターの体験報告、授業でのポイントテイクや UD トーク (コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ) を使用して音声情報を文字化する支援など、支援機器の設置・操作方法の説明及び体験となっている。また、NPS 執行部に所属する障がい学生が当事者の立場から車いすの使用方法などについての研修も行った。令和 5(2023)年と令和 6(2024)年ともに 11 月には、学園祭の学術研究発表で来場者に対して「ピア・サポートについて知ろう」のテーマで発表を行った。令和 6(2024)年 2 月には、九州大学インクルージョン支援推進室主催の九州大学ピア・サポーター総会と交流会に参加し、先進校との情報交換や交流を深めた。これまでのピア・サポート活動の成果の一つとして、令和 5(2023)年度の「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣奨励活動表彰を受けた。それに伴い、学内では NIU 賞も受賞した。令和 6(2024)年度は、令和 7(2025)年 2 月に岡山県で開催された研修セミナーに参加し、京都大学 HEAP (高等教育アクセシビリティプラットフォーム) の障がい学生支援の取組について情報を収集し、最新の支援技術を学ぶことで、本学の支援環境の課題や今後の支援のあり方について検討することができた。【資料 3-2-zh】令和 5(2023)年度第 8 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 11 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、ポートフォリオ (ピア・サポーター募集について)
- ピア・サポートを利用している学生 (配慮申請学生) に対して、令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度ともに活動内容やサポート範囲、ピア・サポーターとのマッチングなど、ピア・サポートの利用について、個別に講習を実施した。【資料 3-2-zi】令和 5(2023)年度第 8 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 11 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料

- 修学上の配慮事項が決定した学生に関して教職員間で情報を共有している。教職員全員を対象としたSD・FDについては、令和5(2023)年度、令和6(2024)年度ともに4月にポートフォリオを活用し、動画を含む資料配信の方法で実施した。配慮申請した学生から同意を得たうえで、教職員全員に対し、学内ネットワークを利用した「修学上の配慮が必要な学生の情報」の確認方法と守秘に関する説明及びエピペン®の使用法説明動画の配信を行った。配慮が必要な学生の個別の情報シートの中には、配慮理由や内容、履修科目と担当者が記載されている。さらに、配慮する際に参考となるように、平成27(2015)～29(2017)年度の3か年でCHサポートセンター運営委員と長崎短期大学学生支援関係の教職員及び本学キャリアセンター職員との共同により作成した「学生サポートブック～教職員ができるサポート～」の内容が見られるようにしており、該当学生のサポートに最も参考となるページの表示もしている。令和5(2023)年度に学長裁量経費を利用して「学生サポートブック」の新版を作成し、ポートフォリオへ掲載して利用できるようにした。また、該当学生が履修している科目を担当する非常勤講師には、同様の情報を紙媒体の資料として配付し、受領書も回収している。なお、年度終わりには紙媒体資料は返却してもらっている。教職員が必要な情報を共有することで、関係者が連携しながら、該当学生が大学生活で必要とする配慮や支援を行っている。【資料3-2-zj】令和5(2023)年度第5回CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和6(2024)年度第4回CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、ポートフォリオ(CHサポートセンター(非常勤))、非常勤講師への配付資料、新版学生サポートブック～教職員ができるサポート～
- 障がい学生の実習が円滑に行われるよう、「長崎国際大学修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規」に基づき、障がい学生本人の同意のうえ、実習先施設に配慮事項の情報提供をしたうえで実習を行っている。【資料3-2-zk】修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規
- 障がい学生支援の充実のために、教職員とNPSの協働で学長裁量経費を利用し、SDGsの17の目標の内、目標4「質の高い教育をみんなに」目標10「人や国の不平等をなくそう」で掲げている『教育』『不平等』の観点から、「NIUピア・サポート活動によるSDGsの実現」をテーマとし、障がいの有無に関わらず、平等に教育を受けられるための取組みを行った。令和5(2023)年度には、「学生生活サポートブック」を改訂し、最新の社会的動向を踏まえて、障がい学生への理解と対応を可視化した「新版学生生活サポートブック」を発行した。令和6(2024)年度は、障がい学生の学びの質保証・向上および包摂性の高い修学環境の構築として、ピア・サポート研修会を企画・立案し、支援スキル向上のための研修会を計3回実施した。また、令和6(2024)年度より民間事業者も合理的配慮の法的義務が発生したことを受け、学園祭における学術展示で、地域住民など幅広い対象に向けて、障がい理解の啓発・促進を図ることができた。【資料3-2-zl】令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度学長裁量経費実績報告書及び添付資料
- 離学防止対策については令和5(2023)年度に立ち上げた「経営健全化WG」で実態の把握及び分析を行い、全教職員に共有を行った。その後、教育基盤センター運営委員会を中心とし各学科にて離学防止対策の計画及び実施をしている。【資料3-2-6】経営健全化WG資料、長崎国際大学教育基盤センター運営委員会規程、令和5(2023)年度5・

6 回教育基盤センター運営委員会議事録

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

- 教育課程内のキャリア支援は、国際観光学科及び社会福祉学科では学部共通科目の「キャリア開発」、健康栄養学科では「健康栄養入門」、薬学科では「薬学入門」によって、職業観の育成や社会人基礎力を身に付ける教育を行っており、キャリアデザインについての学修や早期体験学修等、各学科の特色に合わせた内容を実施している。【資料 3-3-2】キャリア支援授業科目一覧、【資料 F-13】講義概要（シラバス）
- 全学共通科目のキャリア支援科目と位置付けられる「学際連携と地域の理解」は、複数の学科の教員、ゲストスピーカーによるオムニバス等で実施し、本学の特色ある科目となっている。この科目では、他の専門分野・他職種との連携について学ぶとともに、地域社会における課題解決に学際的アプローチを適用する資質・能力を育成することを目的としている。また、これらの授業をとおして他学科の学生と交流し、各学科の専門の考え方の多様性、専門職種の役割とその連携について学んでいる。【資料 F-13】講義概要（シラバス）

【人間社会学部国際観光学科】

- 令和 6(2024)年度に引き続き毎年 4 月の学年別オリエンテーションで、就職に関する説明を行い、就職を考えるうえで必要なことを学年別に分けて段階的に説明している。さらに、学内で学んだ理論と実践の有機的結合を図り、観光を総合的に学ぶため、「インターンシップ A・B」、「長期インターンシップ」、「地域連携活動 I A・I B・II A・II B」、「国内観光研修 A・B・C・D」、「海外観光研修 A・B・C・D」、「観光研修 E」及び「海外留学」を開講している。【資料 F-13】履修の手引、講義概要（シラバス）
- インターンシップは、学科内のキャリア委員会を中心に運営している。適切な運営のために、実習先ごとに専門分野などを考慮して学科内の担当教員を決め、選考段階から連携し実施している。【資料 3-3-a】令和 7(2025)年度第 1 回国際観光学科会議資料「国際観光学科運営組織」、【資料 F-13】履修の手引、講義概要（シラバス）

【人間社会学部社会福祉学科】

- 学科内就職委員会を設けて、学生のキャリア教育に関する取組みを強化している。具体的には、4 月に実施するオリエンテーションで、1 年次生には「大学での学び、社会福祉学科での学び、取得可能資格等」の講話をとおしキャリア教育を意識して行っている。2 年次生は「2 年生の学び」の中で「3 年生の進路選択を行う時期」の講話をとおしキャリア教育を行っている。3・4 年次生には学科内就職委員による「就職について」の講話等をとおし就職支援を行っている。【資料 3-3-b】令和 5(2023)年度第 1 回社会福

祉学科会議、令和 6(2024)年度第 1 回社会福祉学科会議

- 全学共通科目である「教養セミナー」において、各分野の実践現場（7～8 か所の福祉分野）で活躍している卒業生をゲストスピーカーとして招き講話をとおり、社会福祉分野への関心を高め、自分のキャリアについてのイメージを高めることを目的とする授業を行っている。 【資料 F-13】 講義概要（シラバス）
- キャリア教育の一環として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験受験資格の指定科目に応じて、人間社会学部社会福祉学科実習状況（表 3-3-1）のとおり 2～4 年次を対象に学外実習を行う。実習にあたっては、まず学内にて事前に施設に関する学修し、実習担当教員より実習計画の作成や実習ノートの記入に関する指導を受けたうえで、「ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ・Ⅱ」、「ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ・Ⅱ」、「介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の現場実習を行う。実習実施期間中は、各施設所属の実習指導者が指導に当たり、本学実習担当教員も巡回指導又は学生の帰校による指導を行う。各実習の実施状況は下記図表のとおりである。 【資料 F-13】 履修の手引、【資料 F-3】 長崎国際大学学則別表

表 3-3-1 人間社会学部社会福祉学科 実習状況（*新カリキュラム以降）

実習名等	対象年次	実習期間	実習施設
ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ	2 年次	60 時間（8 日間）	老人福祉施設、病院・医療機関、社会福祉協議会、児童福祉施設、障害福祉サービスを行う施設など
ソーシャルワーク実習（社会）Ⅱ	3 年次	180 時間（23 日間）	
ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ*	3 年次	60 時間（8 日間）	精神科病院・医療機関、精神障害者を対象に行う障害福祉サービス施設など
ソーシャルワーク実習（精神）Ⅱ	3 年次	150 時間（19 日間）	
介護実習Ⅰ	2 年次	180 時間（23 日間）	老人福祉施設、障害福祉サービスを行う施設、在宅介護事業所など
介護実習Ⅱ	3 年次	90 時間（11 日間）	
介護実習Ⅲ	4 年次	180 時間（23 日間）	

*「ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ」の単位修得した場合は、「ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ」を免除となる。

【健康管理学部健康栄養学科】

- 1 年次生は、専門基礎科目である「健康栄養入門」において、管理栄養士の業務内容、職業倫理について学び、実務家教員による行政や病院の管理栄養士の業務内容の説明を受けており、また、管理栄養士としての経験豊富なゲストスピーカーによる講義も実施している。さらに、管理栄養士の資格は、医療職以外の分野においても幅広く活躍できる資格であることを本学卒業生の就職先及びその業務内容の紹介をとおして周知することで、自分のキャリアについてのイメージを高めることを目的とする授業を行っている。 【資料 F-13】 講義概要（シラバス）
- 3・4 年次生は、学外実習として設定・開講されている「臨地実習Ⅰ（給食の運営）」、「臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）」、「臨地実習Ⅲ（公衆栄養学）」、「臨地実習Ⅳ（臨床栄養学 A）」、「臨地実習Ⅴ（臨床栄養学 B）」において、学内での学修をもとに学校、事業所、病院、福祉施設、保健所等で合計 180 時間以上の実習を行っている。 【資料 F-13】 講義概要（シラバス）

表 3-3-2 健康管理学部健康栄養学科 実習状況

科目名	対象年次	選択/必修	実習時間	実習施設
臨地実習Ⅰ（給食の運営）	3～4年次	必修	45時間	小学校、自衛隊、事業所、介護老人保健施設、病院
臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）	3～4年次	必修	45時間	小学校、自衛隊、事業所、介護老人保健施設、病院
臨地実習Ⅲ（公衆栄養学）	3～4年次	選択必修	45時間	保健所、市町村保健センター
臨地実習Ⅳ（臨床栄養学A）	3～4年次	選択必修	45時間	病院、介護老人保健施設
臨地実習Ⅴ（臨床栄養学B）	3～4年次	選択必修	90時間	病院、介護老人保健施設

【薬学部薬学科】

- 教育目的に掲げる「医療薬学分野で実践的に活動できる薬剤師」の育成に向け、薬学生の幅広い進路と各職業の社会的役割を理解するよう促している。また、薬剤師に求められる資質を向上し、薬剤師の職能を身に付けるため、1年次から医療教育プログラムを実施している。具体的には、表 3-3-3 のとおりである。医療教育プログラムのレポート等を成果物として、平成 27(2015)年度入学生より「医療人育成のためのポートフォリオ」に保管して、学生自身の振り返りと省察に活用している。【資料 3-3-c】医療人育成のためのポートフォリオ

表 3-3-3 薬学部薬学科医療教育プログラム

医療薬学プログラム名	対象年次	実習・学習期間	実習・学習施設
薬学入門	1年次	前期	学内（学外講師を含む）
早期体験学習	1年次	4日間	病院、保険薬局、行政機関、福祉施設
臨床体験学習	2年次	1日間	病院
医療倫理教育	3年次	1日間	学内（学外講師を含む）
参加型医療教育（寄付講座）	3年次	1日間	学内（学外講師）
薬学実務実習事前学習	4年次	前期・後期	学内（学外講師を含む）
地域の期待に応える実践活動	4年次	1日間	学内（学外講師、同窓生、地域行政関係者）
施設訪問研修（寄付講座）	4年次	2日間	製薬企業、医薬品卸販売会社、調剤薬局
薬学実務実習	5年次	22週間	病院（11週間）、保険薬局（11週間）

- 医療教育プログラムとしては、1年次は「薬学入門」において病院、薬局、製薬会社で活躍している医師、薬剤師等を講師に迎える授業を、また、令和 7(2025)年度からは「教養セミナー」において薬局、病院、福祉施設等を見学する早期体験学習を行っている。2年次は、「ホスピタリティ演習Ⅰ」において夏季休業中に病院で臨床体験学習を行っている。3年次は、「ホスピタリティ演習Ⅱ」で医療倫理教育と、東洋医学の観点から薬剤師の職能を考える参加型教育（寄付講座）を行っている。4年次は、5年次に実施される薬学実務実習に備え、基礎的な知識を整理し、臨床現場における理解力・判断力・問題解決能力を醸成するための事前学習科目「調剤Ⅰ・Ⅱ」、「医療コミュニケーション」、「処方解析」、「総合実習」を開講している。5年次生は、学外実習が必修となっており、医療の現場で病院薬剤師と薬局薬剤師から直接指導を受け、薬剤師の果たすべき職責の重要性を認識し、医療人としての職業倫理や責任感を身に付けることにしている。【資

料 F-13】講義概要（シラバス）

3-3-② キャリア支援体制の整備

- キャリア支援に関する方針や計画は、事業計画に基づき実施している。キャリア支援の全学的な体制としては、各学科から選出された基幹教員と事務職員で就職委員会が組織され、原則として毎月1回定例会議を開催している。定例会議で審議される事項は、①学生の就職・進学に係る企画立案に関する事項、②学生に対する就職・進学の指導及び相談に関する事項、③就職先企業・職場の開拓に関する事項、④学生の就職・進学に係る情報収集及び公開に関する事項、⑤就職・進学ガイダンスの開催に関する事項、⑥就職に関する特別講座・講演会等の開催に関する事項、⑦就職先名簿の作成及び就職に係る諸統計に関する事項、⑧その他学生の就職・進学に関し、学長が必要と認めた事項について審議している。委員会で審議し議決された事項は、教授会で審議又は報告され、学長に報告される。【資料 3-3-1】令和 6(2024)年度事業計画、第 1 回就職委員会議事録、【資料 3-3-3】長崎国際大学就職委員会規程
- 個別対応のスキル向上のために、職員のキャリアコンサルタント国家資格取得を促進し、現在学内に 5 人の有資格者が在籍している。理論に基づく適切な進路相談や進路指導に対応できるようになっている。【資料 3-3-d】キャリアコンサルタント資格取得者の登録証写
- 令和 5(2023)年度の就職希望者に対する就職率は 94.4%、令和 6(2024)年度は 98.0%であった。学科別・業種別（本学独自分類）進路は表 3-3-4～表 3-3-7 のとおりである。国際観光学科は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した観光業界への就職も、令和 4(2022)年度より回復し、令和 5(2023)年度は、コロナ禍前の平成 30(2018)年度を上回る 20.2%であった。また、令和 6(2024)年度は、国際観光学科は 21.5%が観光関連分野、社会福祉学科は 65.5%が福祉関連分野、健康栄養学科は 93.2%が栄養関連分野、薬学科は 100%が薬学関連分野にそれぞれ就職している。【資料 3-3-e】令和 6(2024)年度第 2 回就職委員会 資料、大学パンフレット 2025

表 3-3-4 人間社会学部国際観光学科就職状況

区 分	旅行・宿泊	テーマパーク・娯楽	卸売・小売	教育・公務	その他	就職者合計	進学
令和 5 年度	25	6	30	20	102	183	14
就職割合 (%)	13.7	3.3	16.4	10.9	55.7	100	—
令和 6 年度	23	3	37	19	90	172	9
就職割合 (%)	13.4	1.7	21.5	11.1	52.3	100	—

表 3-3-5 人間社会学部社会福祉学科就職状況

区 分	老人福祉施設	病院	障害者福祉施設	児童福祉施設	公務	その他	就職者合計	進学
令和 5 年度	7	9	5	8	3	16	48	4
就職割合 (%)	14.6	18.8	10.4	16.7	6.2	33.3	100	—
令和 6 年度	11	6	5	9	3	24	58	3
就職割合 (%)	19.0	10.3	8.6	15.5	5.2	41.4	100	—

表 3-3-6 健康管理学部健康栄養学科就職状況

区 分	病院福祉施設	栄養士委託業	食品メーカー	教育・公務	その他	就職者合計	進学
令和 5 年度	30	18	2	6	14	70	0
就職割合 (%)	42.8	25.7	2.9	8.6	20	100	—
令和 6 年度	19	14	2	2	7	44	1
就職割合 (%)	43.2	31.9	4.5	4.5	15.9	100	—

表 3-3-7 薬学部薬学科就職状況

区 分	病院	調剤薬局	教育・公務	就職者合計	進学
令和 5 年度	30	53	2	85	1
就職割合 (%)	35.3	62.4	2.3	100	—
令和 6 年度	40	31	2	73	2
就職割合 (%)	54.8	42.5	2.7	100	—

※進学者のうち 1 人は就職者（教育・公務）にもカウントしている

- キャリアアップにつながる特別講座やセミナーを実施し、就職筆記試験対策（e ラーニング）として、SPI 適性試験や一般常識試験など、採用試験で課される問題の解法のコツを学び、得点アップにつなげている。また、WEB 資格講座により、TOEIC、簿記、MOS 検定をはじめとした仕事に役立つ人気の 25 の資格講座を行っている。【資料 3-3-f】令和 7(2025)年ポートフォリオ（キャリア支援関係コンテンツ NIU ドリル及び WEB 資格講座）
- 職場見学ツアーで官公庁や地元の企業を中心にバスツアーを実施している。仕事をしている現場を体感することで、様々な視点を養い、就職活動に役立てている。【資料 3-3-g】公務員職場見学バスツアーポスター
- 就職支援として、学生と企業との接点を増やすことを目的に学科ごとに学内企業説明会を実施している。学科別に実施するため、学生の進路希望に沿った業種業界を招き、企業理念から業務内容・業績・福利厚生・求められる人材像まで詳しく情報収集することが可能となっている。令和 6(2024)年度は 4 学科の合計で 146 社の参加があった。また、個別の企業説明会は 8 回（8 社）開催し、16 人の学生が参加した。【資料 3-3-h】就活キックオフプログラム「NIU 就活フェア」参加企業リスト、2024 年度長崎国際大学人間社会学部 NIU 就活フェア資料、2024 年度長崎国際大学社会福祉学科企業説明会資料、2024 年度長崎国際大学健康管理学部学内合同企業説明会実施要領 6 月及び 2 月、2024 長崎国際大学薬学部企業研究セミナー資料、【資料 3-3-4】2024 年度ガイダンス・セミナー一覧
- 「就活写真撮影会」では、就職活動で使用する写真の撮影会を学内で実施している（令和 6(2024)年度は年 4 回実施）。メイクやヘアセットはプロの美容師、撮影はプロのカメラマンが担当する。就職活動に向けたスイッチを入れる動機づけになっている。【資料 3-3-i】令和 6(2024)年ポートフォリオ（9 月 18 日各学科 3・5 年コース）
- 教育課程外の取組として公務員試験対策講座を行い、公務員を目指す学生を対象に、模試やガイダンスを行い幅広い職種に対応できる教養科目を重点的に指導している。【資料 3-3-j】公務員講座ポスター、公務員講座カリキュラム
- 就職ガイダンスを行い、「自己分析」や「エントリーシート&履歴書の書き方」、「面接

試験対策」を通じて、就職活動に役立つスキルの取得に寄与している。【資料 3-3-k】国際観光学科ガイダンスポスター、令和 6(2024)年ポートフォリオ (11 月 19 日社会福祉学科 3 年生)、令和 6(2024)年ポートフォリオ (健康栄養学科 3 年生)、令和 6(2024)年)、ポートフォリオ (4 月 30 日、10 月 21 日、2 月 21 日薬学 5 年生グループ)

- 学生の就業体験として、長崎インターンシップ推進協議会(長崎県)と連携し教育課程外のインターンシップを実施している。学内で募集を行い、将来のキャリアプランを考慮した最適なインターンシップ先の紹介を行っている。インターンシップの前後には、事前・事後指導を実施し、実務経験を通じたキャリア意識の醸成を支援している。【資料 3-3-1】令和 6(2024)年ポートフォリオ (4 月 4 日キャリア支援関係)
- 留学生のキャリア支援については、留学生担当職員を配置し、グローバル人材ビジネス実務検定試験の実施、留学生の企業訪問バスツアー、留学生採用検討企業人事担当者への「高度外国人材採用セミナー」実施を行うとともに、留学生に対し「就活ガイダンス&個別面談」や「留学生 OB との交流会&企業説明会」を行っている。【資料 3-3-m】グローバル人材ビジネス実務検定試験ポスター、企業訪問バスツアーポスター、就活ガイダンス&個別面談ポスター、学内企業説明会&OB 講話ポスター
- 西九州大学の就職支援窓口と連携することで、学生の就職に関する相談や支援を相互に行い、各大学の強みや地の利(長崎・佐賀双方の求人情報等の共有)を生かしたキャリア支援を強化している。【資料 3-3-n】ホームページ(西九州大学との包括的連携による就職支援の協働記事)
- 在学生専用の就職支援ポータルサイト「NIU キャリアセンターオンライン」の運営を行っている。オンラインサイトをとおり、求人票や企業団体等のパンフレットなどの就職にかかわる情報、インターンシップなどのイベント情報を掲載している。また、学内で実施しているガイダンス情報や各種特別講座の開講情報などを案内している他、キャリアセンターへの相談予約機能から、気軽に相談予約できる環境を整えている。【資料 3-3-o】キャリアセンターオンラインサイト URL
- 障がい学生(合理的配慮申請学生含む)の就職支援体制については、外部の就労移行支援機関(社会福祉法人南高愛隣会)と包括協定を結び、令和 4(2022)年度から、キャリアセンターと CH サポートセンター、社会福祉法人南高愛隣会との連携により、産学連携の就労移行支援モデルとした入学時からの就職支援の制度を構築中である。本制度において学生への就職支援プログラムを実行し、調整を図る段階まで来ており、令和 7(2025)年度で 4 年計画を完結する。【資料 3-3-p】令和 6(2024)年度第 10 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和 7(2025)年度第 1 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料

【国際観光学科・社会福祉学科】

- 人間社会学部の学部共通の必修科目として、1 年次に「キャリア開発 I」、3 年次に「キャリア開発 II」を配置しており、両学科の学生のキャリア支援に学部として取り組んでいる。【資料 F-13】講義概要(シラバス)

【健康管理学部健康栄養学科】

- 病院等から直接依頼があった求人についてはポートフォリオを活用し学生に周知している。【資料 3-3-q】ポートフォリオ(健康栄養学科 4 年生)

【薬学部薬学科】

- 5年次生を対象として、キャリアセンターが企業研究セミナーを12月に実施している。低学年からの薬剤師としての職能の意識付けのためにも、1～4年次生も参加可能としている。【資料 3-3-r】ポートフォリオ（5年生グループ「薬学部企業研究セミナー開催のお知らせ」）
- 卒業生の就職先や求人情報等について、同窓会薬学部門のホームページにおいて紹介し、在学生へ案内している。【資料 3-3-s】ホームページ（同窓会薬学部門）

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

- 安定的な学生生活を継続するために「学生委員会」が設置されており、「長崎国際大学学生委員会規程」により原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時開催している。また、学生委員会を所管する学生課が日常の学生サービスや厚生補導に係る業務を行っている。他にも学生課が所管する委員会としてはボランティアセンター運営委員会とハラスメント対策委員会が別途組織されている。【資料 3-4-1】ホームページ（長崎国際大学学生支援の基本方針）、【資料 3-4-2】長崎国際大学学生委員会規程、長崎国際大学ボランティアセンター運営委員会規程、長崎国際大学ハラスメント対策委員会規程
- 留学生の学修指導・生活相談及び在留資格手続き等に関することや国際交流事業推進のために、国際交流・留学生支援センター及び事務組織である国際交流・留学生支援室が設置されている。【資料 3-4-a】長崎国際大学国際交流・留学生支援センター規程
- ハラスメント対策委員会では、各学科から2人、事務局から2人、計10人のハラスメント相談員を選任し、学内の2か所に相談箱を設け、相談しやすい環境を整えている。さらに、ハラスメント防止、啓発の一環として、「STOP harassment」小冊子を教職員及び全学生へ配布し、教職員対象のハラスメント防止に関する研修を動画にて実施し、令和5(2023)年度から学生対象の動画も作成、配信を行った。また、ハラスメント事案に対しては適切な対応に努めている。【資料 3-4-b】STOP harassment 小冊子
- 本学には、大学女子寮の「チューリップハウス（1棟 80室）」、指定女子学生寮の「ブルーメンダールマンション（1棟 120室）」、強化指定部や外国人留学生用の「南風崎MGレジデンス（1棟 150室）」があり、居住面でも学生をサポートしている。その他にも賃貸借契約しているアパートとして、「アネシス崎岡Ⅲ（1棟 10室）」のほかに、外国人留学生用の「アネシス崎岡Ⅱ（1棟 18室）」、「アネシス広田（1棟 14室）」がある。【資料 3-4-c】大学ポートレート「長崎国際大学」学生生活支援
- 入学前の合格者に「学生生活準備情報」を配布し、通学方法をはじめとした学生生活にかかるルールやマナーを事前に周知している。入学後は、新入生オリエンテーションにおいて「学生便覧」を用いて説明し、学生生活を円滑に過ごすことができるよう情報を

提供しており、併せて「STOP harassment」小冊子を配布して、ハラスメントの説明やその予防・対策等を解説している。成人年齢が18歳に引き下げられたことを受け、防犯やゴミの出し方のほか、薬物乱用防止講話や消費者トラブルの実例について消費生活センターの講師による説明の時間を設けた。さらに留学生を対象に、在留資格やアルバイトの時間制限等のほか、奨学金制度等の説明も実施している。【資料 3-4-d】学生生活準備情報(2024年度学部新入生向け)、オリエンテーション資料(学生便覧集約版)

- 課外活動は令和6(2024)年度現在、体育会強化指定13団体、体育会運動部7団体、体育会サークル9団体、文化会文化部5団体、文化会サークル8団体、同好会4団体が大学公認の団体として認められており、約5割近い学生がいずれかの団体に所属活動している。また、学生自治組織である「学生会」は、公認団体の統括や学内行事全般の企画・運営を行うほか、「学生会」の下部組織である「大学祭実行委員会」、「卒業パーティー実行委員会」は大学祭や卒業パーティーの企画・運営を行っている。【資料 3-4-3】長崎国際大学学生会通則、長崎国際大学学生会会則、【資料 3-4-e】令和6年度(2024)第2回定例学生委員会議事録
- 新入生に対してはオリエンテーションのほか、入学式から約2週間後に、学生・教員間での交流促進や離学防止を目的とした「フレッシュマンセミナー」を開催している。参加者アンケートでは、総合満足度「満足」と「やや満足」の計92%という評価を得ている。【資料 3-4-f】令和6(2024)年度第3回定例学生委員会資料
- たばこ健康に関するWHOや厚生労働省の提言を受け、喫煙者だけでなく受動喫煙による循環器系の病気やがんに対するリスクマネジメントと、大学構内の環境美化を目的として、平成28(2016)年度より「大学敷地外周道路周辺及びキャンパス内全面禁煙」としている。令和元(2019)年7月に施行された改正健康増進法でも大学における受動喫煙の防止が明確に規定されたが、本学はそれに先んじて活動していた。一方で、上記禁煙エリアを定めた後も、たばこポイ捨てが無くなっていないことから、学生委員会と学生会が主催して学生・教職員協働での「タバコポイ捨て撲滅運動」を前後期それぞれ1ヶ月間実施している。たばこの吸い殻やゴミを拾い集めることで、喫煙マナーや構内美化を啓発する活動を続けている。令和6(2024)年度は5月20日から6月21日まで、11月5日から12月6日まで実施した。【資料 3-4-g】令和6(2024)年度第1回定例学生委員会議事録、令和6(2024)年度第6回定例学生委員会議事録
- 「タバコポイ捨て撲滅運動」以前から継続して、「クリーンキャンパス運動」として年2回、学生・教職員協働で大学敷地内及び周辺エリアの一斉清掃活動を継続してきた。令和2(2020)年度前期は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止となったが、後期からは新たに「クリーンキャンパスウィーク」として、学生の感染症に対する意識向上の啓発活動も兼ねて、利用教室等を除菌シートで拭き掃除をする活動を実施した。すべての学生が1回は参加できるように、実施期間及び対象の授業は各学科で設定した。【資料 3-4-h】令和5(2023)年度第6回定例学生委員会議事録、令和5(2023)年度第8回定例学生委員会議事録、令和6(2024)年度第6回定例学生委員会議事録、令和6(2024)年度第8回定例学生委員会議事録
- 学生及び教職員からのリクエストを受け、令和6(2024)年6月より、学内にキッチンカーを誘致した。学内のローソン長崎国際大学店の営業時間は原則、8:30~17:00とな

っており、閉店後の時間帯での飲食物提供が課題となっていた。導入後、多くの学生及び教職員が利用している。【資料 3-4-i】ポートフォリオ（令和 6(2024)年 6 月 11 日 大学からのお知らせ）

- 以前より各種アンケートで意見のあった「スクールバスの運行」の具体的な検討について令和 6(2024)年度より着手した。令和 7 年 4 月より大学内及び周辺のバス停に停車する路線バスの大幅な減便が決定し、学生の通学手段の確保が急務となったことからスピード感を持ち計画を推進し令和 7(2025)年 4 月 3 日より運行スタートができた。【資料 3-4-j】令和 6(2024)年度 1 月定例運営会議資料、ホームページ（令和 7(2025)年 3 月 21 日大切なお知らせトピックス）
- 全学生及び全教職員対象に、薬物乱用防止に関する動画を作成し、啓発活動を継続している。【資料 3-4-k】ポートフォリオ（令和 6(2024)年 4 月 1 日及び令和 7(2025)年 4 月 4 日 大学からのお知らせ）
- 令和 5(2023)年 2 月にキャンパス内にカーシェアを設置し、学生移動手段の多様化と利便性に寄与している。稼働率は 15%と全国平均と比して高い数値であり、学生同士の交流機会が増えるなど学生満足度も向上が図られている。【資料 3-4-l】ポートフォリオ（令和 5(2023)年 2 月 21 日 大学からのお知らせ）
- スポーツ活動のめざましい成果や文化活動の功労などに対しては、「表彰に関する内規」に基づき、該当する個人又は団体がある場合は学生委員会で審議のうえ「学長賞」、「NIU 賞」を決定する。賞の授与は、学長が卒業式当日、あるいは前日に行い、その功績を広く称えている。（令和 5(2023)年度実績：学長賞 学業 4 人、スポーツ該当なし、NIU 賞 個人 4 人、団体 3 人、令和 6(2024)年度実績：学長賞 学業 4 人、スポーツ該当なし NIU 賞 個人 2 人、団体 2 人）【資料 3-4-m】令和 5(2023)年度第 4 回臨時学生委員会資料、令和 6(2024)年度第 10 回定例学生委員会資料
- 令和 5(2023)年 4 月から従前のキャリアセンタースペースを拡張し、そこへ学生課が移転することでより充実した学生へのサポート体制を構築した。一例としては、これまでキャリアセンターが求人情報等を Web 上で提供していた「NIU キャリアセンターオンライン」を、学生課が紙ベースで掲示板に掲示していたアルバイト求人票にも適用し Web 案内に変更した。そのことで、アルバイト求人票を必要とする低学年から就職情報に触れることができ、キャリアデザインの端緒とすることができた。【資料 3-4-n】ポートフォリオ（令和 5(2023)年 4 月 10 日 大学からのお知らせ）
- 本学の建学の理念・教育の目標や学生の修学状況を保護者と共有し、学生に対するよりよいサポートを実現するために、学生の担当教員と参加希望の保護者が対面あるいはオンラインで面談を行う保護者会を実施している。コロナ禍前の令和元年(2019)年度までは本学での開催に加え九州各地で実施していたが、令和 3(2021)年度からはオンラインでの対応を追加した。【資料 3-4-o】令和 5(2023)、令和 6(2024)年度保護者会報告書
- ボランティアセンター運営委員会では、新型コロナウイルスが第 5 類に変更されたことで、災害ボランティアへの学生派遣の基準を変更した。また、ボランティア活動に際しては、優先的に案内する学生を決めるため、毎年度始めに本学独自のボランティア人材バンク登録を行っている。令和 6(2023)年度は 35 人の登録があった。【資料 3-4-p】令和 6(2024)年度第 1 回ボランティアセンター運営委員会議事録

- 経済支援として、日本学生支援機構の奨学金のほか各財団及び企業・自治体等の団体からの奨学金制度を紹介、仲介、取次ぎ及び記入方法や申請手続きなどのサポートを行っている（日本学生支援機構奨学金における令和 5(2023)年度 7 月現在の貸与奨学金利用者 1,177 人、修学支援新制度利用者 269 人、令和 6(2024)年度 7 月現在の貸与奨学金利用者 1,128 人、修学支援新制度利用者 281 人）。なお、日本人学生は学生課が、外国人留学生は国際交流・留学支援室が窓口となり、申請から継続、貸与・給付終了までの諸手続きを担っている。 【資料 3-4-4】長崎国際大学大学等における修学の支援に関する法律による独立行政法人日本学生支援機構の授業料等減免・給付型奨学金に関する規程、長崎国際大学兄弟・姉妹在籍者奨学金支給規程
- 学業、スポーツの戦績などが秀でている者に対する「特待生（学業）」、「特待生（スポーツ）」、系列校である九州文化学園高等学校などからの「内部進学者に対する授業料減免」、実用英語技能検定、TOEIC 等の級やスコアで減免される「英語資格特待」、社会福祉学科及び健康栄養学科に入学を希望する者で、免除の対象となる者に対し検定料・入学金・授業料全額を免除する「特別奨学生制度」、災害救助法が適用された災害等に被災した学生に対し、検定料・入学金・授業料を減免される「災害救助法適用地域の被災学生等への対応」、障がいのため修学上特別な負担を有する学生に対し支援金を支給する「障がい学生に対する修学支援費」、同窓会から在籍学生の修学の奨励及び学資に充てることを目的とした支援金「同窓会特別奨励金」、本学に同時期に兄弟・姉妹が在籍している学生への経済的支援を目的とした支援金「兄弟・姉妹在籍者奨学金」が運用されている。 【資料 3-4-q】長崎国際大学特待生に関する規程、長崎国際大学系列校からの内部進学者に対する授業料減免規程、長崎国際大学人間社会学部国際観光学科英語資格特待生に関する内規、特別奨学生制度に関する規程、災害救助法適用地域の被災学生等への対応に関する申し合わせ、長崎国際大学障がい学生に対する修学支援費支給内規、長崎国際大学同窓会特別奨励金に関する規程
- 留学生に対しては、「私費外国人留学生の授業料減免規程」に基づき、授業料の減免を行っている。日本語能力及び各年度末の学業成績に応じ、第一種・第二種・第三種に区分されている。その他①国際交流・留学生支援センターでは、多言語対応が可能な専門職員が常駐し、以下に示す国際交流及び留学生の生活に関するさまざまなサポートを実施、②留学生専用宿舎の提供に加え、提携不動産会社を通じたアパートの紹介・手配、契約時の連帯保証など、住居面での支援、③在留関係や住民登録等、各種行政手続き、④奨学金申請支援に加え、アルバイトの紹介や求人情報の提供など、経済面での支援、⑤日本文化の理解と地域社会の適応を目的に、交流イベントや生活指導を実施。（令和 6（2024）年度 14 回開催、延べ参加人数は 368 人）、⑥個人面談を通じた在籍管理の徹底、⑦短期・長期留学の相談窓口として機能し、体験談の共有や説明会の開催を通じて日本人学生の海外留学を促進、について支援を行っている。 【資料 3-4-r】長崎国際大学私費外国人留学生の授業料減免規程、令和 6 年度国際交流活動実施報告一覧表
- 学生生活安定のための支援組織の一端を担う CH サポートセンターは、学生及び教職員の心身の健康の保持・増進、並びに学生生活における日常的な相談・支援及び障がい学生支援を全学的立場から行うことを目的に開設され、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活支援等を行っている。CH サポートセンターは心身に関する相談・支援と

して保健室・学生相談室・学生生活サポート室の3室をコーディネートしながら運営しており、この3室とキャンパスソーシャルワーカーが対応する「ちょっと聴いてよ、CSW!!」の四つの相談窓口で、それぞれの専門性を持つ又は研修を受けた教職員が、からだ・こころの健康、修学、大学生活等、役割分担しつつも連携し、相談・支援体制を整えている。キャンパスソーシャルワーカー1人、常勤カウンセラー1人、非常勤カウンセラー3人を配置し常時開室可能な状態にしている。新年度初めのオリエンテーションでは、CHサポートセンター3室の役割やその利用方法に関する説明、修学上の配慮に関する申請やピア・サポート、障がい学生に対する修学支援費に関する制度の説明を行っている。【資料3-4-s】長崎国際大学CHサポートセンター規程、令和6(2024)年度、令和7(2025)年度のオリエンテーション配付資料「CHサポートセンターについて」、ホームページ(学生生活)

- 学生相談室は週5日開室し、カウンセラー(臨床心理士/公認心理師)による、学生の心理的支援及び人間関係形成が不得手な学生の支援を行っている。必要に応じて、保護者や担当教員、関係教職員と面接し、本人の承認を得たうえで主治医と連携を図っている。また、学生相談室では、毎年度初めにポートフォリオを活用し、全学生を対象とした「心の健康調査(60項目からなる University Personality Inventory)」(質問内容は日本語、英語、中国語、コリア語、ベトナム語、ネパール語を準備)を実施している。その結果からスクリーニング対象となった学生へ、調査結果説明の面接を行い、心理面接を希望した学生には面接を継続している。加えて、大学生活における人間関係を築くうえでのつまづきやそれに伴う孤立感などの不適応を予防し、学生生活へのさらなる適応を促すため、学内で安心して過ごせる居場所を提供することを目的とした「NIU ランチアワー」を週1回開催している。【資料3-4-t】令和7(2025)年度のオリエンテーション配付資料、「学生相談室の利用について」「心の健康調査の実施方法について」、大学ホームページ(学生支援(サポート))、学生相談室利用同意書、令和5(2023)年度第9回CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和6(2024)年度第11回CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料
- 学生生活サポート室では、「CHサポートセンター学生生活サポート室 室員研修」を受けた各学科の教員15人大学院生4人が所定の時間帯に待機し、学業面や大学生活面、対人関係等のサポートを行っている。令和4(2022)年度は新型コロナ感染防止のため、遠隔(ZOOMや電話)でサポートを行ったが令和5(2023)年度以降は、新型コロナ感染症が感染症法上での5類移行に伴い、対面形式の面談も復活させ、サポート希望者が望む形式で対応している。【資料3-4-u】令和5(2023)年度第8回CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和6(2024)年度第10回CHサポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和6(2024)年度CHサポートセンターだより第3号、研修会資料「教職員のための基本的な相談対応のポイント」、ポートフォリオ(学生生活サポート室開室員研修会)
- 学校保健安全法第13条及び学校保健安全法施行規則第6条に基づき、学生の定期健康診断を実施している。令和6(2024)年度の学生(休学者は除く)は全員受診済みで、受診率は平成24(2012)年度から令和6(2024)年度まで連続して100%であった。健康診断の実施方法については、新型コロナ感染防止策として、令和2(2020)年度から受診者が

集中しないよう、集合時間を10分ごとに10人程度に区切って密になることを避け、1人ずつの検温と毎朝提出する健康チェック（ポートフォリオを活用）の提出画面を確認して受付をした。発熱や体調面の不調が見られる場合は帰宅させ後日受診させた。【資料 3-4-v】令和 6(2024)年度第 10 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、ポートフォリオ（健康診断日時のお知らせ）

- 学生の自己管理対策として、令和 5(2023)年度と令和 6(2024)年度にポートフォリオで「熱中症対策講習」の動画を含む資料を配信し、全学生へ周知を行った。また、学生の学内における不慮の事故に対する対応を啓発するため、「AED（自動体外式除細動器）講習」を動画配信にて実施した。【資料 3-4-w】令和 5(2023)年度第 3 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、第 5 回議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 2 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、第 6 回議事録及び資料
- 心身の健康に関する情報については、定期的に「CH サポートセンターだより」を発行し、全学生及び全教職員へ学内掲示とポートフォリオにより配信している。【資料 3-4-x】令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度の CH サポートセンターだより、ポートフォリオ（CH サポートセンター）
- 感染症対策として、ポートフォリオのアンケート機能を利用した本学独自の「健康チェック」を令和 5(2023)年 5 月 31 日までは全学生及び全教職員へ、6 月 1 日以降は体調不良者のみに提出させ、その内容を保健室で確認し、体調不良者へ個別に連絡を入れ、内容を確認している。状態に応じて受診や、自宅療養時の注意点などのサポートを行っている。【資料 3-4-y】ポートフォリオ（健康チェック）
- CH サポートセンター運営委員会で策定された、「学生の自殺に関する対応マニュアル・ToDo リスト」を教職員向けとして作成し、配付を行っている。また、学生の自殺（未遂含む）が発生した際に、適切に対応できるよう、令和 7(2025)年 3 月に改訂版を作成し、全学教授会で周知している。【資料 3-4-z】学生の自殺に関する対応マニュアル・ToDo リスト
- 学内での危機管理の一環として、傷病者が発生した場合の緊急連絡先や方法を各教室、トイレ、エレベータ等に貼付し、緊急時の対応がわかるように表示している。【資料 3-4-za】緊急連絡先表示
- 障がいのある学生に対する修学支援として、「長崎国際大学障がい学生に対する修学支援費支給内規」に基づき、障がい者手帳を有する学生又は医師の診断書により学長が認める学生を対象に半期 120,000 円を超えない額を支給している。その内訳は、身体障がい学生の介助に要する交通費補助や聴覚障がい学生の支援機器購入補助等であり、令和 5(2023)年度は 1 人、令和 6(2024)年度は 2 人の学生に対して支給した。【資料 3-4-zb】令和 5(2023)年度第 2 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、第 4 回議事録及び資料、令和 5(2023)年度第 5 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 2 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 3 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、第 7 回議事録及び資料、第 9 回議事録及び資料、ポートフォリオ（障害学生に対する就学支援費支給に関するご案内）

【大学院】

- 大学院では、社会人大学院生が就業と研究活動を両立し計画的に研究を進められるように、講義科目を夕刻、あるいは土曜日に開講している。また、長期履修制度を導入し、社会人、家事・育児・介護等に就いている者などに対して未修学年数の2倍に相当する年数以内の在学を認める制度を設けている。地域マネジメント専攻では、大学院生をRA（リサーチ・アシスタント）として採用し、指導教員が取り組む研究プロジェクトに参加させて、調査研究の能力の向上を図っている。 【資料 3-4-zc】長崎国際大学リサーチ・アシスタント規程

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

- 校地面積は 150,863 m²、また、校舎面積 27,007 m²を含む建物延面積は 35,128 m²であり、設置基準上必要な面積を十分に確保している。設置している建物は、1号館、2号館、3号館、4号館、5号館、6号館、7号館、研究棟、薬学研究棟、食堂棟、図書館、体育館、茶道文化研修棟、野球部部室棟及び大学本部棟である。食堂棟1階には学食を整備しており、図書館棟1階には、コンビニエンスストア、ATMを設置している。運動施設として、体育館、グラウンド、令和5(2023)年4月に竣工した人工芝の多目的グラウンド(8,229.8 m²)、アーチェリー場、野球場及び室内練習場サブグラウンド（内野練習場）、テニスコート（ハードコート2面、砂入り人工芝2面）、ゴルフ練習場、共用室及びグループ企業「南風崎 MG レヂデンス（株）」内に空手練習場を設置し、課外活動の場として提供している。 【資料 3-5-a】令和6(2024)年度学校基本調査（学校施設調査票）、【資料 F-5】学生便覧
- 施設・設備の整備については、各学部・学科の要望、学長カフェ及び卒業生アンケートによる学生の要望等に基づき、所掌する各課で検討し、優先順位をつけて予算化するなどして適切に整備を行っている。また、施設・設備の安全性については、全ての施設が昭和56(1981)年の建築基準法（施行令）の改正後に建築確認を受けた建物であるため、新耐震基準が適用されている。 【資料 3-5-5】建物耐震化を示す文書「現在全部事項証明書」
- 長崎国際大学では、施設・設備の適切な管理と利用促進のため、複数の規程を整備している。施設利用に関しては、「長崎国際大学施設使用心得」、「長崎国際大学体育施設使用内規」、「長崎国際大学屋外競技施設使用心得」などを定め、適切な使用について学生、教職員に周知している。学外者には、「長崎国際大学施設の学外者使用規程」に基づき、一定の条件下で学外者に開放している。設備・備品管理は、「九州文化学園固定資産及

び物品管理規則」に則り、定期的な点検・整備を実施することで、施設・設備の良好な状態を維持し、安全な利用環境を提供している。【資料 3-5-1】長崎国際大学施設使用心得、長崎国際大学体育施設使用内規、長崎国際大学屋外競技施設使用心得、長崎国際大学施設の学外者使用規程、九州文化学園固定資産および物品管理規則

【人間社会学部国際観光学科】

- 博物館学芸員課程では複数の「実習」科目が必修のため、学内の実習室で授業を実施している。授業内容は、前期は歴史資料の取り扱い方法と作法を修得し、写真撮影や資料調査方法を学び、後期は紙資料の修復技術、ワークショップの指導員としての技術を身に付けることとなっている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）

【人間社会学部社会福祉学科】

- 入浴実習室、介護実習室、家政実習室を設けている。また、社会福祉学科専用の学修室を準備し、年間を通じて準備し国家試験受験を控えた学生の学修環境の整備を図っている。【資料 F-5】学生便覧、【資料 3-5-b】令和 5(2023)年度第 2 回社会福祉学科会議資料、令和 6(2024)年度第 2 回社会福祉学科会議資料

【健康管理学部健康栄養学科】

- 管理栄養士養成施設としての基準を満たす実習室を整備しており、「化学実験室」、「基礎医学実験室」、「基礎医学実習室」、「総合栄養学実習室」、「調理加工実習室」、「給食経営管理実習室」、「栄養教育実習室」、「栄養教育論実習室」、「臨床栄養学実習室」、「スポーツ栄養学実習室」を設けている。管理栄養士国家試験の学修支援を行うための教室利用が許可されている。【資料 F-5】学生便覧

【薬学部薬学科】

- 実習教室、薬学教育支援センター、模擬クリーンルーム、模擬病室、模擬薬局、動物実験室及び低温実験室等を設置している。また、付属施設として薬用植物園を設置しており、草木、草本性の薬用植物を植栽している。実習室は、学年全員を収容できる広さと実験台を持ち、視聴覚機器、排気装置付きフード、純水製造装置、製氷機、電子天秤の他、基本的な設備を有している。生物系実習室は、上記基本設備に加えてクリーンベンチ、安全キャビネット、細胞培養装置、分光光度計、遠心分離器等の備品及び学生の人数に応じた光学顕微鏡を備えている。【資料 F-5】学生便覧、【資料 F-13】履修の手引

3-5-② 図書館の有効活用

- 図書館では、学術情報流通の変化に即応するため、図書・雑誌・データベース等の電子コンテンツの積極的導入、機関リポジトリによる学内研究成果物の発信を行っている。また、利用者ニーズに応える大学図書館を目指して、学生ボランティアであるライブラリー・サポーターの活動支援や選書ツアー等の催事開催、動画配信や対面による図書館利用ガイダンスを実施している。学修環境と教育研究活動支援のための学術情報基盤の整備を行い、適切な規模の図書館運営と管理を行っている。【資料 3-5-3】長崎国際大学図書館規程、長崎国際大学図書館委員会規程、長崎国際大学図書館利用に関する細則、【資料 3-5-c】令和 7(2025)年度第 1 回図書館委員会議事録
- 令和 7(2025)年 3 月 31 日現在の蔵書数は、図書 101,163 冊、視聴覚資料 3,063 点、雑誌 810 誌、電子ジャーナル契約数は 10,913 誌であり、学部・学科に関する専門資料を

十分に確保している。また、学生が主体となって図書を選書する選書ツアーは、令和6(2024)年度は書店で実施し、学生目線による資料収集も行っている。【資料 3-5-d】令和7(2025)年度第1回図書館委員会議事録、令和6(2024)年度第2回図書館委員会議事録、令和6(2024)年度第5回図書館委員会議事録

- 開館時間は、授業のある期間においては平日8時45分～21時、土曜日9時～17時とし、授業のない期間においては平日9時～17時、土曜日9時～12時としている。この他に、試験期間の前週と試験期間の日曜日は9時～17時の開館を実施している。年間をとおり図書館を十分に利用できるよう開館している。【資料 3-5-3】長崎国際大学図書館利用に関する細則、【資料 3-5-e】令和7(2025)年度第1回図書館委員会議事録、令和6(2024)年度第5回図書館委員会議事録、令和6(2024)年度第6回図書館委員会議事録及び資料
- 図書館は、閲覧席302席を配し、その他に視聴覚機器4台、蔵書検索用端末3台、貸出用ノートパソコン10台、Wi-Fiの整備、図書館資料複写用コピー機によるUSBメモリからのプリントアウトサービス等を実施し、利用者へのサービス向上に努めている。また、わかりやすい図書館Webサイトを目指し改修をおこない、学内外からの利用、蔵書検索、資料の予約、図書館間相互協力による文献複写・図書貸借の申込み、電子ブックの利用等のサービスの提供を行っている。【資料 3-5-3】長崎国際大学図書館利用に関する細則、長崎国際大学図書館文献複写内規、【資料 3-5-f】令和6(2024)年度第5回図書館委員会議事録、【資料 3-5-4】長崎国際大学図書館Webサイト（図書館利用案内）、【資料 F-5】学生便覧 G 長崎国際大学図書館について
- 長崎国際大学学術機関リポジトリについては、国立情報学研究所が提供する共用リポジトリシステム「JAIRO Cloud」を用いて構築し、学内刊行物である「長崎国際大学論叢」、「長崎国際大学教育基盤センター紀要」、「観光学論集」をはじめとし、学位（博士）論文、会議発表資料、教育・研究業績等を無償公開し、学内外に長崎国際大学の学術研究成果を発信している。【資料 3-5-3】長崎国際大学学術機関リポジトリ規程、長崎国際大学学術機関リポジトリ運用指針、【資料 3-5-g】長崎国際大学研究センター委員会規程、長崎国際大学学術機関リポジトリ(NIU-AIR)
- 図書館では、地域貢献を目的とした大学施設の地域開放の一環として、地域住民及び本学卒業生に図書館を開放し、図書館資料の提供を行っている。学内においてはディプロマ・ポリシーで示した書物の学びに繋がるよう、学生・院生を対象とした「ビブリオバトル in 長崎国際大学」の開催、九州文化学園の部門間交流を目的とした「ビブリオバトル in 九州文化学園」の開催、そして地域貢献として平成29(2017)年度より毎年開催している佐世保市立図書館と共催の「ビブリオバトル in SASEBO」を実施している。【資料 3-5-3】長崎国際大学学外利用者の利用と貸出に関する内規、【資料 3-5-h】令和7(2025)年度第1回図書館委員会議事録、令和6(2024)年度第4回図書館委員会議事録及び資料、令和6(2024)年度図書館委員会第5回議事録及び資料

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

- キャンパスはバリアフリーに配慮しており、長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準にも適合している。地盤の性質から経年のため生じた段差部分は、補修やスロープ施工等を都度行っている。視覚障がい者誘導用ブロック、点字付き案内板、スロープ及び点字

付きエレベータを整備している。また、車いす利用者のために茶道室の車いす用リフト、屋根付駐車場及び通学路の整備をしている。多目的トイレは各棟各階に全 19 か所設置しており、そのうち 1 か所は、令和 6(2024)年度に障がいのある学生に対応できるよう自動ドアへの改修とオストメイト便器を新設した。また、介助者にも配慮し、トイレ内から合図が可能な表示器も設置している。図書館には、拡大読書器を設置している。

【資料 3-5-i】長崎国際大学バリアフリーマップ、ホームページ（学生生活）

- 危機管理の一環として、AED を 11 台（学内 10 か所、MG レジデンスの空手道練習場に 1 か所）設置し、大学ホームページにも設置場所を掲載している。また、学生及び教職員へは、ポートフォリオにより設置場所を周知している。 【資料 3-5-j】ホームページ（AED 設置場所）、ポートフォリオ（AED 設置場所）
- 講義室、演習室、実験室、実習室、メディアルームは目的に応じて整備している。また、アクティブ・ラーニングが行える講義室を平成 27(2015)年に新たに 4 室整備し、各講義室には視聴覚機器を整備している。コンピュータ等のパソコンを設置した IT 施設としては、「コンピュータ基礎」等の授業で使用可能な 160 台のパソコンを設置したメディアルームの他、学生が自由に予習・復習、課題レポート等に取り組めるよう 34 台のパソコンを設置した教室を有している。ラーニング・コモンズ及び図書館においても、自由にコンピュータで復習を行えるようノートパソコン 18 台の貸し出しを行い、個々の学生が授業外学修に取り組みやすい環境を整備している。また、主要な講義室には、対面授業におけるアクティブ・ラーニングを円滑に実施するため、大型モニターを設置している。 【資料 3-5-2】コンピュータ・ネットワーク関連について（学生対象）
- 2304 教室は端末ノートパソコン 51 台と端末ノートパソコンを集約管理するサーバー・クライアント型の施設を整備している。多種多様な利用が想定されるため、サーバーには環境復元・管理システム（3+システム）を導入している。また、端末ノートパソコンを格納できる開閉式デスクとすることで、コンピュータ教室としてだけではなく、通常講義とアクティブ・ラーニングの両方及び同時利用ができる多用途環境を整えている。 【資料 F-5】学生便覧
- 語学教育のための 3302 教室に CALL システム学生用パソコン 48 台が設置されている。また、隣室の 3301 教室にはアクティブ・ラーニング向けの教室として、可動式の机、椅子、電子黒板、ミニ・ホワイトボードが常備されている。 【資料 F-5】学生便覧
- ラーニング・コモンズは、食堂棟 2 階、5 号館 1 階、図書館 2 階及び 7 号館 1 階に設置している。個人又はグループによる学修、ゼミ活動における論文、レポート作成等の学修、プレゼンテーション等のスキル向上を目的とした主体的学修活動の際に利用できる場として整備している。 【資料 F-5】学生便覧
- 茶道文化研修室として、「自明堂」と「不息庵」の二つの研修室を配置しており、全学共通科目である 1 年次必修科目の「茶道文化 I A・I B」及び選択科目である「茶道文化 II A~IV B」で実践的内容を重視した授業を行っている。 【資料 F-5】学生便覧

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 表 1 のとおり令和 6(2024)年度入学者から、従来は授業料と教育充実費の 2 階建てだっ

た納付金を授業料 1 本に統合する学則改正を行った。これにより人間社会学部と健康管理学部の新入生は年額で 20,000 円、薬学部は 6 年間平均して年額 35,000 円の授業料値上げとなったが、国の修学支援新制度や本学の特待生制度による授業料補助・減免の対象外であった教育充実費が廃されたことで、入学者にもメリットがある改正となった。

表 1 授業料等の変更

	人間社会学部		健康管理学部		薬学部	
	2023 以前	2024 以降	2023 以前	2024 以降	2023 以前	2024 以降
授業料 (年額)	650,000	930,000	670,000	1,040,000	1,200,000	1,710,000
教育充実費 (年額)	260,000	—	350,000	—	700,000	—
計	910,000	930,000	1,020,000	1,040,000	1,900,000	1,710,000

※2 年次より 1,980,000

- 授業料改正に併せて特待生に関する規程、私費外国人留学生の授業料減免規程も改正し、表 2・3 のとおり授業料に関する特待生区分を 4 区分から 5 区分に、私費外国人留学生の授業料減免区分を 2 区分から 3 区分に増やして受験生の特待生選抜のチャンスを広げると共に成績優秀者の入学者増を図った。なお、煩雑さを避けるために入学金の全額・半額免除の D・E 特待生区分は表 2・3 から割愛している。また薬学部は表 1 のとおり 2 年次から授業料を値上げするが、特待生として入学し継続条件をクリアする限り進級しても入学時の授業料が維持される。特待生制度の改正は、受験生の受験目標設定に寄与し、かつ特待生入学者の経済的負担の緩和にも貢献している。

表 2 令和 5 (2023) 年度以前の授業料+教育充実費年額

	特待生・ 授業料減免区分	人間社会学部	健康管理学部	薬学部
		減免なし	910,000	1,020,000
邦人学生	S	260,000	350,000	700,000
	A	422,500	517,500	1,000,000
	B	585,000	685,000	1,300,000
	C	747,500	852,500	1,600,000
私費外国人 留学生	A	585,000	685,000	邦人学生と同じ
	B	715,000	819,000	

表 3 令和 6 (2024) 年度入学者からの授業料年額

	特待生・ 授業料減免区分	人間社会学部	健康管理学部	薬学部
		減免なし	930,000	1,040,000
邦人学生	S	0	0	0
	A	270,000	270,000	540,000
	B	540,000	540,000	1,080,000
	C1	650,000	650,000	1,350,000
	C2	740,000	740,000	1,540,000
私費外国人 留学生	第 1 種	540,000	540,000	邦人学生と同じ
	第 2 種	650,000	650,000	
	第 3 種	740,000	740,000	

- 令和 6(2024)年度より、SDGs (ゴール 15「陸の豊かさを守ろう」) 実行として学生募集

要項を Web 掲載のみとし、紙媒体での印刷・発行を全面的に廃止した。これにより印刷製本費や通信運搬費の経費削減にも貢献できた。

- 九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（以下「QSP」という）の目的として、県内進学・県内就職増を図ることがある。その達成に向けた取組みの一環として、鎮西学院大学、長崎外国語大学と本学が運用する地域創生支援リーダー育成入試がある。大学入学共通テスト利用（個別学力検査なし）で成績優秀者を地域創生支援リーダー奨学生（以下「QSP 奨学生」という）として選抜し、国立大学と同額の授業料で進学できる制度であるが、令和 5(2023)年度までは入学実績が伴わなかった。令和 6(2024)年度からはアドミッション・オフィサーが出願書類の志望理由書を基に QSP 奨学生として入試・募集委員会に推薦できるタスクを加え、令和 6(2024)年度は 5 人（国際観光学科 2 人、健康栄養学科 1 人、薬学科 2 人）、令和 6(2025)年度は 2 人（社会福祉学科 1 人、薬学科 1 人）の入学実績を得ることができた。
- 図書館ラーニング・コモنزの利用が活発になることで、学生間の刺激となり相乗効果的にグループ学修利用者が増えてきている。
- 学生の来館・貸出等に繋げる目的で図書館が主催する行事は、これまで図書館をあまり利用しなかった学生にも好評で、利用者へ来館を促すきっかけとして有効である。
- CH サポートセンター内の保健室、学生相談室、学生生活サポート室の 3 室がひとつのセンターとして同じフロアに配置され、密に連携し、速やかに対応できる体制は本学の特色である。
- 合理的配慮の提供の一翼を担うピア・サポート制度には、学生が主体となって運営する「長崎国際大学ピア・サポート学生組織(NPS)」があり、障がい学生当事者も執行部として、積極的に活動している。その成果として、令和 5(2023)年度に「障害者の生涯学習支援活動」として文部科学大臣より「障害者の生涯学習支援活動奨励活動表彰」を受けた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 行事をとおした図書館の利用を一過性で終わらせることなく、図書館のリピーターとなるよう継続利用してもらうことが課題と考えている。
- 障がい学生（合理的配慮申請学生含む）の就職支援は、本年度で産学連携の就労移行支援モデルとした入学時からの就職支援制度の検討が最終年度となるため、その取組みの評価を行う。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 行事での学生とのコミュニケーションをとおしニーズを探り、必要とされる資料の提供や図書館のサービスの要望を拾い上げる仕組みとして活用していく。
- 産学連携による障がい学生の就労移行支援モデルとした入学時からの就職支援制度の点検・評価を行い、就職支援プログラムの充実を図っていく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

- 本学では、建学の理念と人材の育成に関する教育目標を踏まえて、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針としてディプロマ・ポリシーを策定しており、これを達成することを学修の目標としている。 【資料 F-14】 三つのポリシー一覧
- 全学のディプロマ・ポリシーは、本学の建学の理念である「人間尊重」を基本理念に、「ホスピタリティの獲得」をその具体像としている。「専門力」、「情報収集、分析力」、「コミュニケーション力」、「協働・課題解決力」、「多様性理解力」の五つをホスピタリティを構成する能力と定め、それらの獲得を確実に行うことによって、卒業時の質保証としている。また、学部・学科のディプロマ・ポリシーは、全学のポリシーとの一貫性及び学則第 3 条の 2 及び 3 に示されている学部・学科の目的を踏まえて策定されている。 【資料 F-14】 三つのポリシー一覧
- 学生は年 2 回、学期ごとに全学及び学部・学科のディプロマ・ポリシーに掲げられているホスピタリティを構成する五つの能力を踏まえたホスピタリティ・ルーブリックを使用して自己評価を行い、担任の教員との面談をとおして点検・評価されることにより、ホスピタリティの獲得状況を確認している。 【資料 4-1-a】 教務関係システム学生マニュアル 2025 年版
- 全学及び学部・学科のディプロマ・ポリシーについては、教務委員会、学部教授会、全学教授会において、改正の必要性について毎年度協議し、学長の決定を経て改正を行っている。加えて、全学教育会議において、3 ポリシーを踏まえた教育課程について、外部評価員からの点検・評価を行うサイクルを確立している。 【資料 4-1-1】 長崎国際大学教務委員会規程、【資料 4-1-2】 長崎国際大学教授会規程、【資料 4-1-b】 令和 6 年度第 7・8 回教務委員会議事録、令和 6 年度第 6・7・8 回人間社会学部教授会議事録、令和 6 年度第 5・7 回健康管理学部教授会議事録、令和 6 年度第 7・8 回薬学部教授会議事録、令和 6 年度第 7・8 回全学教授会議事録、【資料 4-3-9】 令和 6 年度第 2・3 回全学教育会議議事録
- ディプロマ・ポリシーは、「履修の手引」や「学生便覧」等に記載され、年度初めの各学年のオリエンテーションでカリキュラム・マップとともに周知されている。また、大学ホームページ、ポートフォリオにも掲載し、学内外に広く周知している。 【資料 4-1-1】 ホームページ（ディプロマ・ポリシー）、ポートフォリオの写し、【資料 4-1-c】 各学科オリエンテーション日程表

【大学院】

- 大学院の各専攻のディプロマ・ポリシーは、四つの能力（「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」）を獲得することを基本とし、「学生募集要項」、大学院「履修要項」、大学ホームページに掲載され周知している。ディプロマ・ポリシーは各研究科教授会において、毎年見直しを行っている。 【資料 F-13】履修要項

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

- ディプロマ・ポリシーで示された五つの能力をもとにした単位認定は、「長崎国際大学学則」第 24 条（単位の授与）、「長崎国際大学試験に関する規程」第 3 条（試験の方法）、「長崎国際大学学則」第 28 条（成績の評価）に基づいて行われている。具体的には、「長崎国際大学学則」第 24 条（単位の授与）「学生が一つの授業科目を履修した場合には、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える」としている。試験の方法については、「長崎国際大学試験に関する規程」第 3 条（試験の方法）で「試験は、筆記、論文（レポート）、口述、実技、その他の方法によって行う」となっている。また、合格の認定については、「長崎国際大学学則」第 28 条（成績の評価）「授業科目の履修成績は、S、A、B、C、D、F の 6 種類の評語をもって表示し、S、A、B、C を合格、D、F を不合格とする」となっている。なお、成績評価をどのように行うのかは各科目の担当者がディプロマ・ポリシーに示された五つの能力の各項目の評価割合を決め、「講義概要（シラバス）」に明記している。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 4-1-8】長崎国際大学試験に関する規程
- 原級留置制度は、健康管理学部健康栄養学科及び薬学部薬学科で実施しており、「長崎国際大学履修規程」、「長崎国際大学薬学部薬学科履修細則」で定め、履修の手引に記載して学生に周知している。なお、人間社会学部国際観光学科及び社会福祉学科には原級留置制度は設けていない。 【資料 4-1-7】長崎国際大学履修規程
- 卒業認定基準は、「長崎国際大学学則」第 36 条（卒業）に規定し、「長崎国際大学履修規程」に定めるとともに「長崎国際大学学則別表 1」に明記している。 【資料 F-3】長崎国際大学学則
- 単位認定基準、進級判定、卒業認定基準及び教育課程や履修モデルは、学部・学科ごとに定めた「履修の手引」に掲載しており、学期初めの学年別オリエンテーションで説明・周知し、担当教員指導のもと履修登録を行っている。 【資料 F-13】履修の手引

【大学院】

- ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「長崎国際大学大学院学則」、「長崎国際大学学位規程」に基づいて単位認定基準、課程修了要件を定め、年度初めのオリエンテーションで大学院「履修要項」を配付して周知している。 【資料 F-3】長崎国際大学大学院学則、【資料 4-1-6】長崎国際大学学位規程、【資料 F-13】履修要項
- （単位認定基準）**
- 「講義概要（シラバス）」には、ホスピタリティを構成する五つの能力（「専門力」、「情報収集、分析力」、「コミュニケーション力」、「協働・課題解決力」、「多様性理解力」）ごとに到達目標を記載し、それを達成したかどうかを判定する評価方法・手段、評価比率も記載している。 【資料 F-13】講義概要（シラバス）

- 本学の1単位の授業時間は、「長崎国際大学学則」第23条に「1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。(1) 講義については15時間、(2) 演習については30時間、(3) 実験、実習及び実技については45時間」と定めている。【資料 F-3】長崎国際大学学則
- 卒業要件単位を満たすための学修計画の一步は、担当教員指導のもとでの履修登録から始まる。単位制度の実質化のために年間履修登録単位数の上限を48単位と定めている。【資料 4-1-7】長崎国際大学履修規程、【資料 F-13】履修の手引
- 試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して合格と認定された者に単位を授与することになっている。試験の種類は、「長崎国際大学試験に関する規程」の第2条に定めているとおり、定期試験、随時試験、追試験及び再試験である。また、試験方法は、筆記、論文(レポート)、口述、実技、その他の方法によって行われている。なお、「長崎国際大学試験に関する規程」第6条では受験資格について、受験者は、原則として当該科目の全授業回数 $\frac{2}{3}$ 以上出席しなければならないと定めている。【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 4-1-8】長崎国際大学試験に関する規程
- 学修の評価については、定期試験のみならず、授業時間中に実施する小テストや授業における発言・発表内容、レポート等も含めた多様な評価が用いられている。これらの評価は、各授業科目の基準に従って行われている。ホスピタリティを構成する五つの能力に関する評価手段・方法及び評価比率は科目ごとの「講義概要(シラバス)」に記載されている。また、「講義概要(シラバス)」では、授業の到達目標や予習・復習についても指示し、ポートフォリオ及び大学ホームページに掲載するとともに、第1回目の講義において担当教員が説明することになっている。【資料 F-13】講義概要(シラバス)
- 学生の学修成果を明確にすることを目的として、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。半期ごとに学生に配付する成績通知書にGPAを明記することにより、学生の学修への取り組み状況が明確となる。学生は、自主的な学修をより一層進めるためにこの指標を活用し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めることができる。なお、半期のGPA値が1.5を下回った学生については、担当教員が面談したうえで必要と判断した場合、学生は今後の履修計画を作成し、教務課に提出することとなっている。また、GPA制度を利用した退学勧告制度を導入し、平成30(2018)年度新入生から適用している。【資料 4-1-d】長崎国際大学GPA制度運用に関する内規、【資料 4-1-e】令和6年度第1回教務委員会議事録
- 教職課程履修者については、教職課程免許状取得に係る履修科目の成績において、1年次生は年間のGPA値、2年次生及び3年次生は半期のGPA値が2.0に満たない学生に対して、教職課程委員会が警告を行うものとし、改善が見られない場合は、当該免許状取得に係る課程の履修中止を勧告するなど、単位の実質化を図っている。【資料 4-1-f】令和6年度第2・5回教職課程委員会議事録
- 単位の認定は、原則として各学期末に行われる。評点と評価基準は、次のとおりである。【資料 F-13】履修の手引

表 4-1-1 単位認定の評価基準

評価	評点	評価基準	
合格	S	100～90点	到達目標を十分達成し、きわめて優秀な成績を修めている。
	A	89～80点	到達目標を十分に達成している。
	B	79～70点	到達目標を達成している。
	C	69～60点	到達目標を最低限達成している。
不合格	D	59点以下	到達目標を達成していない。
	F	出席不良等	出席・試験（レポート等の提出）の評価要件を欠格。

【大学院】

- 大学院における単位認定については、「長崎国際大学大学院学則」第 27 条（考査及び単位の授与）に基づいて行われ、合格した者に対して単位認定を行う。大学院「履修要項」において、単位認定基準、修了認定基準を大学院生に示し、入学時オリエンテーションにおいて学生に周知を図り、厳正な単位認定を行っている。 【資料 F-3】長崎国際大学大学院学則、【資料 F-13】履修要項

【本学以外の大学等で修得した単位等の認定】

- 編入学生等の既修得単位の認定単位数は、学科ごとに定めている。各学部・学科において教育上有益と判断された場合に単位が認定され、教務委員会で確認した後、学部教授会で審議決定される。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 4-1-g】令和 6 年度臨時第 3 回人間社会学部教授会議事録、令和 7 年度第 1 回健康管理学部教授会議事録、令和 7 年度第 1 回薬学部教授会議事録
- 国際観光学科・社会福祉学科の 3 年次編入については、編入前の学校で修得した単位のうち 62 単位を一括認定する。62 単位の内訳は、全学共通科目群の卒業要件単位として 32 単位、学部共通科目として 2 単位であり、さらに学科専門科目群については、原則として 2 年次までに開講している専門教育科目を対象に、両学科とも 28 単位認定する。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 4-1-h】令和 6 年度臨時第 3 回人間社会学部教授会議事録
- 健康栄養学科は、編入前の学校で修得した単位のうち 28 単位を全学共通科目群の卒業要件単位として一括認定する。学科専門科目群については、内容等を検討した後、60 単位を超えない範囲で単位を認定する。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 4-1-i】令和 7 年度第 1 回健康管理学部教授会議事録
- 薬学科は、全学共通科目群として、30 単位を一括認定する。学科専門科目群については、履修内容を吟味した後、2 年次編入学については、45 単位を超えない範囲で、3 年次編入学は、62 単位を超えない範囲で、4 年次編入学は、98 単位を超えない範囲で単位を認定する。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 4-1-j】令和 7 年度第 1 回薬学部教授会議事録
- 短大及び高等専門学校の特修科における学修による単位認定、単位互換制度による単位認定、文部科学大臣が定める学修等による単位認定等については、「履修の手引」に記載し、単位を認定している。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 F-13】履修の手引

(進級基準)

- 健康管理学部と薬学部においては、進級基準を「長崎国際大学履修規程」に明記し、学生に周知している。さらに「履修の手引」では、カリキュラムの概要を記載するとともに、修得すべき科目、配当年次、必要最低修得単位数及び修得科目数等を明らかにしている。 【資料 F-3】長崎国際大学学則別表、【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-1-7】長崎国際大学履修規程
- 進級は、修得単位を記載した進級判定資料をもとに、教務委員会で規程に沿って確認が行われ、当該学部教授会で審議された後、全学教授会に報告している。このように進級判定については、厳格な手続きが踏まれている。 【資料 4-1-k】令和6年度第11教務委員会議事録及び第2回持ち回り教務委員会資料、令和6年度第11回健康管理学部教授会議事録、令和6年度第12回薬学部教授会議事録

【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、教育目的達成のため、ディプロマ・ポリシーの到達目標に従ってその年次に修得しておかなければならない要件を「履修の手引」に明記し、学年別オリエンテーションにおいて周知している。進級要件に沿って2年次から3年次及び3年次から4年次への進級時に進級判定が行われている。なお、令和7(2025)年度より、新たに2年次から3年次への進級要件にGPA値を加えた。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-1-7】長崎国際大学履修規程

表 4-1-2 健康管理学部健康栄養学科 進級要件 令和6(2024)年度以前の入学者

学 年	進 級 要 件
2→3年	2年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）の修得単位数が90%以上を修得していること
3→4年	3年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）の修得単位数が90%以上を修得していること

表 4-1-3 健康管理学部健康栄養学科 進級要件 令和7(2025)年度入学者

学 年	進 級 要 件
2→3年	2年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）のGPA値が1.0以上であり、且つ修得単位数が90%以上を修得していること
3→4年	3年次終了時に、それまでに受講対象科目として開講された学科専門科目のうち、必修科目（選択必修を含む）の修得単位数が90%以上を修得していること

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、進級については、その年次に修得しておかなければならない科目数を次のように明記しており、それにより進級判定が行われる。なお、令和7(2025)年度より、新たに2年次への進級要件にGPA値を加えた。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-1-7】長崎国際大学履修規程

表 4-1-4 薬学部薬学科 進級要件 平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2年	1年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること ^{注1)}	—
2→3年	2年次専門科目のうち、未修得が3科目以下であること ^{注1)} 2年次に配当された実習科目を全て修得すること	1年次の必修専門科目を全て修得していること
3→4年	3年次専門科目のうち、未修得が4科目以下であること ^{注1)} 3年次に配当された実習科目を全て修得すること	2年次の必修専門科目を全て修得していること
4→5年	総合演習Ⅰを修得すること 共用試験に合格すること 総合演習Ⅰ以外の4年次専門科目のうち、未修得が2科目以下であること ^{注1)} 薬学専門科目選択科目及び自由選択科目 ^{注2)} を併せて4.5単位以上修得していること 4年次に配当された実習科目を全て修得すること	3年次の必修専門科目を全て修得していること
5→6年	5年次に配当された必修専門科目の全てを修得すること	—

注 1) 必修科目、選択必修科目、選択科目の区別を問わない。

注 2) 進級・卒業要件として認定する自由選択科目 (NICE キャンパス長崎を含む) は 2 単位までとする。

表 4-1-5 薬学部薬学科 進級要件 令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度入学者

	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2年	1年次必修専門科目のうち、未修得が2科目以下であること	—
2→3年	2年次必修専門科目のうち、未修得が3科目以下であること 2年次に配当された実習科目を全て修得すること	1年次の必修専門科目を全て修得していること
3→4年	3年次必修専門科目のうち、未修得が3科目以下であること 3年次に配当された実習科目を全て修得すること	2年次の必修専門科目を全て修得していること
4→5年	4年次必修専門科目のうち、未修得が2科目以下であること 事前学習科目を全て修得すること 専門演習Ⅰを修得すること 共用試験に合格すること	3年次の必修専門科目を全て修得していること 1～3年次に配当された選択専門演習科目5科目のうち、4科目以上修得していること 薬学選択専門科目および単位互換制度 ^{注)} を併せて5.5単位以上修得していること
5→6年	5年次必修専門科目の全てを修得すること	—

注) 進級・卒業要件として認定する単位互換制度認定科目 (NICE キャンパス長崎を含む) は 2 単位までとする。

表 4-1-6 薬学部薬学科 進級要件 令和 7(2025)年度入学者

学 年	進 級 要 件	
	当該学年	前年次分
1→2年	1年次必修専門科目のGPAが2.50以上であること。GPAが2.50に満たない場合は1年次必修専門科目のうち、未修得が2科目以下であること	—
2→3年	2年次必修専門科目のうち、未修得が3科目以下であること 2年次に配当された実習科目を全て修得すること	1年次の必修専門科目を全て修得していること
3→4年	3年次必修専門科目のうち、未修得が3科目以下であること 3年次に配当された実習科目を全て修得すること	2年次の必修専門科目を全て修得していること
4→5年	4年次必修専門科目のうち、未修得が2科目以下であること 事前学習科目を全て修得すること 専門演習Ⅰを修得すること 共用試験に合格すること	3年次の必修専門科目を全て修得していること 1～3年次に配当された選択専門演習科目5科目のうち、4科目以上修得していること 薬学選択専門科目および単位互換制度 ^注 を併せて5.5単位以上修得していること
5→6年	5年次必修専門科目の全てを修得すること。	—

注) 進級・卒業要件として認定する単位互換制度認定科目 (NICE キャンパス長崎を含む) は 2 単位までとする。

(卒業要件)

- 学生の卒業認定については、規程に沿って教務課が卒業判定資料を作成し、その資料を基に当該学部教授会で審議決定され、全学教授会に報告される。それを受けて、学長が卒業を許可する。このように卒業認定については、教務委員会、学部教授会、全学教授会で厳格に行われている。また、教育の質保証の観点からアセスメント・ポリシーに沿って、一定水準の卒業論文であることの評価や、ディプロマ・ポリシーで求められている各能力が獲得されているかを示すホスピタリティ・ルーブリック評価を外部の専門家に依頼し、その結果については、各学部教授会において卒業判定を審議する際に参考としている。【資料 4-1-9】長崎国際大学教務委員会規程、【資料 4-1-10】長崎国際大学教授会規程、【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 4-1-6】長崎国際大学学位規程、【資料 4-1-1】令和 6 年度第 10 回人間社会学部教授会議事録、令和 6 年度臨時第 3 回健康管理学部教授会議事録、令和 6 年度臨時第 4 回薬学部教授会議事録
- 卒業要件は、表 4-1-6～表 4-1-10 に示すとおり、学則別表に定める所定の授業科目及び区分ごとに設けられた単位数を修得した者について卒業を認定する。

表 4-1-7 人間社会学部国際観光学科 (令和 7(2025)年度入学生以降)

国際観光学科	全 学 共 通 科 目 群						学部 共通 科目	学科専門科目群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間 理解	国際 理解	社会 理解	自然 理解	区分 自由		学科 共通	各コース 及び 全コース	専門 演習 等	
必修単位 (116 単位)	4	6	6	6	4	4	4	30	40	10	124
自由選択単位 (8 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 10 単位選択										

表 4-1-8 人間社会学部社会福祉学科（令和 7(2025)年度入学者以降）

社会福祉学科	全学共通科目群						学部 共通 科目	学科専門科目群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間 理解	国際 理解	社会 理解	自然 理解	区分 自由		学科 共通	各コース 及び自由 選択	セミナー	
必修単位 (116 単位)	4	6	6	6	4	4	4	20	52	8	124
自由選択単位 (8 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 10 単位選択										

表 4-1-9 健康管理学部健康栄養学科（令和 7(2025)年度入学者年以降）

健康栄養学科	全学共通科目群						学科専門科目群			卒業に要 する最低 修得単位
	導入	人間理解	国際理解	社会理解	自然理解	区分自由 (※1)	基礎	基幹	関連	
必修単位 (122 単位)	4	4	6	4	6	4	40	46	8	126
自由選択単位 (4 単位)	本学に開講されている全領域の科目及び単位互換制度認定科目から 4 単位選択									

※1 全学共通科目群の中から分野にかかわらず、自由に履修できる。

表 4-1-10 薬学部薬学科（令和 7(2025)年度入学者）

科目区分		必修	選択必修	選択		
全学 共通 科目	導入	4	0	0		
	人間理解	2	0	4		
	国際理解	0	4	2		
	社会理解	2	0	2		
	自然理解	2	6	0		
	区分自由 ^{注2)}	0	0	2		
	全学共通科目計	10	10	10		
		30 単位				
学科 専門 科目	基本事項	4	0	0		
	薬学基礎	物理系薬学	16	0	6.0 ^{注1)}	
		化学系薬学	14.5	6.0		
		生物系薬学	19.5			
	衛生薬学	13				
	医療薬学	28.5				
	薬学臨床	10.5	6.0			
	総合	事前学習		9.0	0	0
		実務実習（病院・薬局）		20.0	0	0
		専門基礎学習Ⅰ		0.5	0	0
		専門基礎学習Ⅱ		0.5	0	0
		専門演習Ⅰ		3.0	0	0
		専門演習Ⅱ	1.5	0	0	
	総合	専門演習ⅢA	1.5	0	0	
		専門演習ⅢB	2.0	0	0	
卒業研究		6.0	0	0		
学科専門科目計		150.0	6.0	6.0		
		162.0 単位				
卒業に要する最低修得単位		160.0	16.0	16.0		
		192.0 単位				

注 1) 選択履修科目 6 単位のうち、2 単位まで単位互換制度（NICE キャンパス長崎）にお

いて修得した単位を認定する。

注2) 全学共通科目群より、各区分の枠をこえて自由に選択履修。

(修了認定基準)

- 大学院の修士課程では、本課程に2年以上在学し、「長崎国際大学大学院学則」の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士論文又は特定の課題についての成果の審査及び最終試験に合格することとしている。【資料 F-3】長崎国際大学大学院学則
- 地域マネジメント専攻では、本課程に3年以上在学し、「長崎国際大学大学院学則」の定めるところにより、24単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件である。【資料 F-3】長崎国際大学大学院学則
- 医療薬学専攻では、本課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、博士論文審査及び試験に合格することを終了要件としている。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとしている。【資料 F-3】長崎国際大学大学院学則
- 修了認定は次の手順で行う。学長は学位（請求）論文を受理したときは、研究科長にその審査を付託する。研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、教授会の議を経て審査委員会を設け、論文審査並びに最終試験を行う。審査委員会の報告を受け、研究科長は課程修了の可否について研究科教授会に諮り、結果を学長に報告する。学長は報告に基づき課程修了を決定する。【資料 4-1-6】長崎国際大学学位規程

表 4-1-11 人間社会学研究科 修了要件

専攻	分野	必修科目	選択必修科目	選択科目	計
	観光学専攻	8単位	8単位	14単位	30単位
	社会福祉学専攻	8単位	8単位	14単位	30単位
	地域マネジメント専攻	16単位	—	8単位	24単位

表 4-1-12 健康管理学研究科 修了要件

専攻	分野	必修科目	選択必修科目	選択科目	計
	健康栄養学専攻	10単位	4単位	16単位	30単位

表 4-1-13 薬学研究科 修了要件

専攻	分野	必修科目	選択科目	計
	医療薬学専攻	12単位	20単位	32単位

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- ディプロマ・ポリシー達成のための教育課程編成方針及び実施方針としてカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーを策定することで、教育課程の体系化を図るとともに、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化を行っている。また、全学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいて学部・学科のカリキュラム・ポリシーを策定しており、全学カリキュラム・ポリシーについては毎年度見直しを図っている。審議過程として、全学のカリキュラム・ポリシーについては、教務委員会での確認後、学部教授会での審議を経て、全学教授会で審議され学長が決定する。各学科のカリキュラム・ポリシーについては、教務委員会での確認後、学部教授会で審議し決定する。【資料 F-14】三つのポリシー一覧、【資料 4-2-1】長崎国際大学教務委員会規程、【資料 4-2-2】長崎国際大学教授会規程、【資料 4-2-a】令和 6 年度第 7・8 回教務委員会議事録、令和 6 年度第 6・7・8 回人間社会学部教授会議事録、令和 6 年度第 5・7 回健康管理学部教授会議事録、令和 6 年度第 7・8 回薬学部教授会議事録、令和 6 年度第 7・8 回全学教授会議事録
- 学生への周知は、大学ホームページ、「学生便覧」、「履修の手引」、ポートフォリオにより行っている。また、年度初めの各学年のオリエンテーションの中で、「講義概要（シラバス）」や「履修の手引」等をもとに、ディプロマ・ポリシーの達成のためのカリキュラム編成の概要を述べ、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを使って具体的に説明している。また、大学院においても、大学ホームページ、「履修要項」等で周知している。【資料 4-2-3】ホームページ（大学総合）、【資料 F-13】履修の手引、履修要項

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を前提として策定されており、その達成のためにどのような教育内容・教育方法を取入れるかについて明確にしている。これによって、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。ディプロマ・ポリシーに掲げた諸能力の獲得を可能とするために、初年次教育、教養教育、専門教育における講義や演習、実習、実験等を、効果的に組み合わせて体系的なカリキュラムを編成することがカリキュラム・ポリシーに明記されている。【資料 F-14】三つのポリシー一覧
- 全学のカリキュラム・ポリシーに関する審議・決定を受けて、各学科のカリキュラム・ポリシーを審議し決定している。その際には、全学と各学科の内容及び各学科間での一貫性を維持することを念頭に審議している。【資料 4-2-a】令和 6 年度第 7・8 回、臨時第 1 回教務委員会議事録、令和 6 年度第 6・7・8 回人間社会学部教授会議事録、令和

6年度第5・7回健康管理学部教授会議事録、令和6年度第5・7・8回薬学部教授会議事録、令和5年度第7・8回全学教授会議事録

- 「講義概要（シラバス）」は、その授業科目においてディプロマ・ポリシーに定めるホスピタリティを構成する五つの諸能力のうちどの能力を修得するかを示すとともに、成績基準や評価について記載している。また、カリキュラム・マップは、五つの諸能力のうち、主にどの能力を修得することになるのかを明示している。 【資料 F-13】講義概要（シラバス）

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- 各学科のカリキュラムは、カリキュラム・ポリシーに沿って編成されており、円滑な高大接続と大学での学びの基盤を育てる初年次教育、人間性の涵養を図る教養教育、そして、専門性を獲得する専門教育を体系的に配置する形となっている。 【F-14】三つのポリシー一覧
- 教育課程の編成に関する審議過程について、各学科の専門科目においては、教務委員会の審議を経て、各学部教授会において決定されている。なお、1学部2学科で構成される人間社会学部においては、各学科に設置する学科会議において確認した後、教務委員会の審議を経て、人間社会学部教授会において決定される。 【資料 4-1-1】長崎国際大学教務委員会規程、【資料 4-2-2】長崎国際大学教授会規程、【資料 4-1-4】長崎国際大学学科会議規程
- 令和7(2025)年度カリキュラム・ポリシーは、A.教育内容、B.教育方法の2項目からなっており、それぞれ以下のとおりである。

A.教育内容では、初年次教育、教養教育、専門教育のそれぞれで学修する内容について記載しており、大学の理念の理解、アクティブ・ラーニングの理解、大学の学修習慣の形成、省察の意味やポートフォリオについて理解することができる。

B.教育方法では、次の事柄について述べている。

 - ①全授業科目でアクティブ・ラーニングを展開し、実習を組込むことなどでディプロマ・ポリシーに掲げた能力・態度の形成につなげること。
 - ②学生一人ひとりに対して担任となる教員がポートフォリオを活用した面談を年2回行って学修支援を行うこと。 【資料F-14】三つのポリシー一覧
- 平成31(2019)年4月より、カリキュラム・ポリシーのC.評価の部分の部分を独立させアセスメント・ポリシーとして明示した。令和4(2022)年度の卒業生からは、全学科において卒業ポートフォリオを作成し、外部評価を行った結果を卒業判定の参考としている。 【資料 4-2-b】長崎国際大学 アセスメント・ポリシー
- 全学共通科目、専門科目に関しては、体系的や難易度を考慮してナンバリングを実施している。ナンバリングの付与により、科目の分野や履修順序が明確になり、「講義概要（シラバス）」にも記載することで効果的な学修が可能となっている。また、全学教育会議においては、毎年アセスメント・ポリシーによる点検・評価を行っている。 【資料 4-2-5】カリキュラム・マップ・ナンバリング、【資料 4-2-6】カリキュラム・ツリー、【資料 F-13】講義概要（シラバス）、【資料 4-2-c】令和6年度第3回全学教育会議議事録
- 「講義概要（シラバス）」は、「シラバス作成の手引き」に基づき作成され、科目ごとに、

授業のねらい、学生の授業における到達目標、評価手段・方法、テーマ、授業の内容、準備学修（予習・復習等）の具体的な内容とそれに必要な時間、課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法、さらに、受講学生に期待することを述べるとともに、授業で用いるアクティブ・ラーニングの類型を明示している。加えて、ホスピタリティを構成する五つの能力ごとに、授業における到達目標、評価手段・方法、評価比率を示すことによって、学生の成績評価基準や目標を明確にしている。これらについては、初回の授業で説明し周知することになっている。【資料 4-2-11】ポートフォリオ(シラバス作成について)、【資料 F-13】講義概要（シラバス）

- 「講義概要（シラバス）」作成後、「長崎国際大学シラバスチェック要項」に基づき、第三者によるシラバスチェックを行っている。シラバスチェックでは、各科目間の関係や内容の整合性、評価基準や評価方法等の確認を行っている。【資料 4-2-d】長崎国際大学シラバスチェック要項
- 単位制度の実質化の観点から履修登録単位数の上限制度（キャップ制）を設けている。全学科でキャップ制を導入し、1年間の履修上限を48単位としている。なお、年間履修登録単位数の上限単位（48単位）を超えて単位を修得することが可能な学生は①技能審査による文部科学大臣が定める学修等（英検・TOEIC・TOEFL）により単位認定を受けた者、②留学に伴う単位認定を受けた者、③教職課程履修者、④社会福祉学科に所属するケアワークコース所属者、⑤、編入学生、⑥年間のGPA値が高い者（GPA値が2.5から3.0未満の学生は2単位まで、3.0以上の学生は4単位まで）である。【資料 4-2-7】長崎国際大学履修規程、【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-2-e】長崎国際大学GPA制度運用に関する内規

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目で構成される体系的なカリキュラムを編成している。学科専門科目は、学科共通科目、コース科目、「専門演習」等の三つの区分から構成されており、学生が専門的な学修をより深められるよう、そして、資格取得の勉強や就職活動に早くから取り組めるようにカリキュラム編成している。さらに、学生が所属する三つの専門コース（観光マネジメント、スポーツツーリズム、グローバルツーリズム）においては、より高度なコース科目を配置し、専門的な知識・技能と分析能力の向上が図れるように科目設定がなされている。【資料 F-13】履修の手引
- 観光マネジメントコースでは、観光に関連する産業や経済、地理や歴史、文化や語学等の科目をバランス良く学ぶことで、幅広い視野を持った人材を育成できるようにカリキュラム編成をしている。特に力を入れている資格としては、学芸員、旅行業務取扱管理者、教員免許（社会、地理歴史、英語）がある。スポーツツーリズムコースでは、教員免許（保健体育）の取得、スポーツ指導者、健康運動実践指導者といった資格の取得に力を入れており、学校現場、健康関連施設、レジャー産業等に就職できるような人材育成のためのカリキュラムを編成している。グローバルツーリズムコースでは、1年次と2年次に、英語力をつけるために集中的に英語を学べる科目設定をするとともに、「海外留学」を必修としている。また、3年次、4年次には、観光に関する専門科目及び英語で行われる科目を履修することによって、観光の専門知識を持ったグローバル人材を

育成することを目指している。特に力を入れている資格としては、TOEIC、教員免許（英語）、旅行業務取扱管理者がある。 【資料 F-13】履修の手引

- 「専門演習」、「卒業研究」では、特定のテーマに関する調査・研究によって知識を深め、様々な問題解決のための思考力・判断力の向上を図る指導を行っている。さらに、その成果を発表することにより表現力を身に付けることも意図して設定されている。 【資料 F-14】三つのポリシー一覧

【人間社会学部社会福祉学科】

- 社会福祉学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目で構成される体系的なカリキュラム編成している。学科専門科目は、学科共通科目、コース科目、学科自由選択科目、セミナー科目の四つの区分から構成されており、その中核には「社会福祉士」、「介護福祉士」、「精神保健福祉士」の三つの国家試験受験資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。さらに、学生が2年次以降に所属する「ソーシャルワークコース」、「ケアワークコース」、「メンタルヘルスコース」、「コミュニティコース」の四つのコースにおいては、専門性をより深め目指す資格の取得やそれに沿った就職活動に集中的に取り組めるようにしている。 【資料 F-14】三つのポリシー一覧、【資料 F-13】履修の手引
- 社会福祉学科では、厚生労働省の指定科目の単位を修得することにより、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家試験受験資格が得られる。さらに、厚生労働省の指定科目のうち3科目以上を履修して大学を卒業することで、都道府県や市の福祉事務所での相談援助業務に従事する公務員に採用される際に必要とされる社会福祉主事任用資格が得られる。また、指定科目の単位を修得することにより「初級パラスポーツ指導員」、「スクールソーシャルワーカー」、「福祉心理士」の資格がそれぞれ得られる。これらを指定科目読替表として「履修の手引」に明示し、教育課程に資格取得に必要な科目を体系的に配置し、履修モデルを明示している。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-3】長崎国際大学学則別表
- 社会福祉学科の学科専門科目は、学科共通科目、コース科目、学科自由選択科目、セミナー科目から構成されている。学科共通科目は1年次と2年次に配当され、1年次の科目は社会福祉の各分野の基礎について幅広く学ぶ科目、2年次の科目は全コース共通の専門科目となっている。コース科目は、各コースの専門的事項について学ぶ科目、学科自由選択科目は幅広い福祉関連の科目となっている。 【資料 F-13】履修の手引
- 全学年をとおして開講される少人数ゼミ（「ホスピタリティセミナー」、「教養セミナー」、「専門基礎演習」、「専門演習」、「卒業研究」から構成されるセミナー科目）を中核としながら、それぞれの学生は社会福祉への問題意識を形成し、各自の問題を探究し深めていく。4年次においては、3年次の「専門演習」の担当教員が引き続き指導し、4年間の学びの集大成として「卒業研究」をまとめ上げると同時に、その過程において中間発表会を行っている。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-2-f】令和7年度社会福祉学科オリエンテーション資料
- 教育課程は、上記の4コース制に基づくカリキュラムを中心に据え、各コースで取得を目指す資格の学修に取り組むとともに、学生の希望や意欲に応じて、もう一つの国家資格（いわゆるダブルライセンス取得）やスクールソーシャルワーカー資格を取得できるよ

うな構成のカリキュラムとなっている。また、各資格に応じて実践のため必要な現場実習への配属を行う。 【資料 F-13】履修の手引

- 社会福祉士養成については、「ソーシャルワークの理論と方法（共通）Ⅰ・Ⅱ」等の精神保健福祉士養成との共通科目と「ソーシャルワークの理論と方法（社会）Ⅰ・Ⅱ」等のほか、社会福祉士にかかる「ソーシャルワーク演習（社会）Ⅰ～Ⅳ」、「ソーシャルワーク実習指導（社会）Ⅰ・Ⅱ」、「ソーシャルワーク実習（社会）Ⅰ・Ⅱ」で構成されている。

【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-3】長崎国際大学学則別表

- 介護福祉士養成については、「社会の理解」等の「人間と社会」に関する科目、「介護概論ⅠA・ⅠB」等の「介護」に関する科目、「発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ」等の「こころとからだのしくみ」に関する科目及び「介護における医療的ケアⅠ・Ⅱ」（「医療的ケアに関する科目」という構成となっている。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-3】長崎国際大学学則

- 精神保健福祉士養成については、「ソーシャルワークの理論と方法（共通）Ⅰ・Ⅱ」等の社会福祉士養成との共通科目と「精神医学と精神医療Ⅰ・Ⅱ」や「精神保健福祉の原理Ⅰ・Ⅱ」等のほか、精神保健福祉にかかる「ソーシャルワーク演習（精神）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「ソーシャルワーク実習指導（精神）Ⅰ～Ⅲ」、「ソーシャルワーク実習（精神）Ⅰ・Ⅱ」で構成されている。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-3】長崎国際大学則別表

- スクールソーシャルワーク教育課程については、「スクールソーシャルワーク論」、「スクールソーシャルワーク演習」、「スクールソーシャルワーク実習指導」、「スクールソーシャルワーク実習」に加え、「教育学」、「児童心理学」、「現代の精神保健の課題と支援Ⅱ」、「児童・家庭福祉」、「貧困に対する支援」の科目で構成されている。 【資料 F-13】履修の手引

- 社会福祉の人材養成の最終目標としての国家試験合格を目指すための演習科目として、「国家試験基礎演習（社福・精神・介護共通）」、「国家試験演習（共通）Ⅰ・Ⅱ（社福・精神共通）」、「国家試験演習（社会）Ⅰ・Ⅱ」、「国家試験演習（介護）」、「国家試験演習（精神）Ⅰ・Ⅱ」を配置し、学んだ知識の総点検や、国家試験受験に向けた演習・指導を行っている。 【資料 F-13】履修の手引

- 教員免許取得に関しては、指定された科目を修得することにより、卒業と同時に「高等学校一種（福祉）」の教員免許状を取得できる教育課程編成となっている。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-3】長崎国際大学学則別表

【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、カリキュラム・ポリシーに基づくとともに、「管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム 2015」に準拠した教育課程を体系的に編成している。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-2-g】管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム 2015

- 専門科目群は、「基礎」、「基幹」、「関連」の3区分から構成され、健康栄養学科が教育・研究の対象とする食物・栄養の領域で、専門家あるいは研究者として活動するのに必要な知識と技能を体系的に修得できるように科目を配置している。 【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-2-g】管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム 2015

- 基礎科目には、管理栄養士が果たすべき多様な専門領域に関する基本的な能力を養い、

その職務遂行に必要な知識と技能を修得する基盤となる科目を配している。モデル・コアカリキュラムでは、主に「社会及び環境と健康の関わりを理解する」、「人体の構造と機能を理解する」、「食べ物と健康の関連を理解する」、「栄養素等のはたらきを理解する」、「疾病の成り立ちについて理解する」の 5 分野に対応する。【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-2-g】管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム 2015

- 基幹科目には、①管理栄養士に必要とされる知識、技能、態度及び考え方の総合的能力を養うこと、②チーム医療の重要性を理解し、多職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養うこと、③公衆衛生を理解し、保健・医療・福祉・介護システムの中で栄養・給食関連サービスのマネジメントを行うことができる能力を養うことを基本とした科目を配している。モデル・コアカリキュラムでは、主に「栄養管理について学ぶ」、「ライフステージ等における身体特性と栄養管理について学ぶ」、「医療・介護・福祉における栄養管理について学ぶ」、「健康・栄養教育の実践を理解する」、「健康増進と疾病予防を目指す公衆栄養活動を理解する」、「給食と経営管理を理解する」、「臨地実習・校外実習に向けて学習内容を統合する」の 7 分野に対応する。【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-2-g】管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム 2015
- 関連科目には、専門科目のうち包括的、基礎的性格を有する科目と社会が求める特定専門領域の基礎知識を有する実践的管理栄養士の養成を目指す科目を配している。【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-2-g】管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム 2015

【薬学部薬学科】

- 薬学科は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、全学共通科目、学科専門科目から構成される体系的なカリキュラムを編成している。特に、学科専門科目においては、「基本事項」、「薬学と社会」、「薬学基礎」、「衛生薬学」、「医療薬学」、「薬学臨床」、「薬学研究」、「総合」に区分し、必修、選択必修、選択の科目を設けている。また、単位数、配当年次、種別、区分ごとの修得単位数を履修の手引に明示し、科目間の関係をカリキュラム・ツリーで表示するとともに、卒業すると取得できる資格及び薬剤師免許の取得により生じる任用資格と実践できる資格・業務にも言及している。【資料 F-13】履修の手引
- 薬学科では、「薬学に関する専門的知識・技能を修得し、医療薬学、衛生薬学、創薬の各分野で研究を遂行できかつ実践的に活動できる薬剤師を育成する」ことを教育目的とし、「薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）」に準拠した 6 年一貫の教育課程を体系的に編成している。薬学科専門科目は、基本事項、薬学基礎（物理系薬学・化学系薬学・生物系薬学）、衛生薬学、医療薬学、薬学臨床、総合及び薬学研究の 7 分野で構成している。【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 F-13】履修の手引
- 薬学科では、薬学科専門科目の各「講義概要（シラバス）」に「薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）」の SBO（到達目標）の番号を明記して、その科目の修得によって何が達成されるか、科目とカリキュラムの関係性がわかるようにしている。また、薬学部教務委員会では、全ての SBO（到達目標 1,073 個）が専門科目の「講義概要（シラバス）」に漏れなく記載されていることをチェックしている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）、【資料 4-2-h】HP 掲載コアカリ SBO 番号／項目対応表
- 薬学科では、基礎薬学から薬学臨床までの専門教育に加え、地域医療、高齢者医療・福

祉、介護、生活習慣病の予防改善・健康増進に貢献できる質の高い薬剤師を育成するために、人間社会学部との連携により、コミュニケーションやヒューマニティに関する教育（「在宅医療概論」や「臨床心理学」等）、疾病予防・改善・健康増進に関する教育（「福祉と緩和ケア」）を導入している。【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-13】講義概要（シラバス）

【大学院】

- 大学院では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し実施している。【資料 F-13】履修要項

【人間社会学研究科観光学専攻】

- 観光学専攻では、カリキュラム・ポリシーに則った教育課程のもとで授業を行っている。カリキュラムは、地域の自然や文化の観光活用を意識できる科目や、観光事業やまちづくりに必要な企画・経営・管理の能力を身に付けられる科目を設置している。【資料 F-13】履修要項

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 社会福祉学専攻では、ホスピタリティの体得・実現を通じて人間的資質を磨くことができる科目、被援助者の生活実態を理解し、真に必要な対人援助を把握できる科目、高度な福祉専門職者としての専門的な技能及び知識を修得できる科目等を設置している。【資料 F-13】履修要項

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、人間尊重の精神に支えられた地域マネジメント理論の構築を目指すことができる科目、地域の観光、社会福祉、経済・経営、文化、行政の課題に幅広く考えることができる科目、まちづくりの実践・運営と経営管理に関する高度な専門技術や知識を修得することができる科目等を設置している。【資料 F-13】履修要項

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、カリキュラム・ポリシーに沿った「健康科学」と「栄養科学」の二つの研究分野を配置している。健康科学分野では、健康の維持・増進、生活習慣病の改善・予防についての基礎理論と実践技術、栄養疫学に関わる科目を、栄養科学分野では、応用性が高く、栄養学的知識の普及・啓発の実務に関わる科目を設置している。【資料 F-13】履修要項
- 「健康科学演習」及び「栄養科学演習」は、栄養研究を進める基盤となる栄養に関する基礎・専門的知識を修得するとともに、統計学的手法や解析手法を身に付けるため、「特別研究」に付随する科目として位置付けている。【資料 F-13】履修要項

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、カリキュラム・ポリシーに沿った科目を設置し、4年間で確実に学修成果があげられるように標準的な教育研究スケジュールで実施している。医療の高度化、複雑化、高齢社会の状況下、高度な薬物療法が立案実行できる専門職としての医療系薬学研究者の養成を目的に四つの大講座による授業を開講している。【資料 F-13】履修要項

4-2-④ 教養教育の実施

- 本学は全学共通科目をとおり教養教育を実施している。本学の建学の理念である「人間

尊重を基本理念に、よりよい人間関係とホスピタリティの探求・実現並びに文化と健康を大切にする社会の建設に貢献する教育・研究」を人材育成の目的としており、導入、人間理解、国際理解、社会理解、自然理解に区分し、学生が幅広い教養を修得できるようにしている。また、各学部・学科で学修を行うにあたっての基礎基盤となる科目を設置している。 【資料 4-2-i】 令和 7(2025)年度全学共通科目カリキュラム

- 全学共通教育の編成に関する審議過程については、全学共通教育委員会での審議を経た教養教育の編成方針を受け、学部・学科及び教務委員会の審議を経て、全学教授会において決定されている。 【資料 4-2-12】 長崎国際大学全学共通教育委員会規程、【資料 4-2-13】 長崎国際大学教務委員会規程、【資料 4-2-14】 長崎国際大学教授会規程、【資料 4-2-15】 長崎国際大学学科会議規程
- 導入では、初年次教育の科目である「ホスピタリティセミナー」、「教養セミナー」を必修科目として開講している。 【資料 4-2-i】 令和 7(2025)年度全学共通科目カリキュラム
- 人間理解では、人間、文化、芸術についての教養・知識を深める科目のほか、心身の健康保持増進、ボランティア精神・ホスピタリティの精神を養う科目が設置されている。また、本学の建学の理念を体現する「茶道文化 I A・I B」を設置しており、1 年次生は、全員必修科目としている。 【資料 4-2-i】 令和 7(2025)年度全学共通科目カリキュラム
- 国際理解では、国際社会の中で、外国語を介したコミュニケーション技能に配慮した外国語科目、国際感覚と理解を深めるための科目、外国人留学生のための日本語科目を設置している。具体的には、英語、中国語、韓国語及びフランス語の言語科目、「比較文化論」等である。 【資料 4-2-i】 令和 7(2025)年度全学共通科目カリキュラム
- 社会理解では、社会人として必要とされる社会科学分野及び人文科学分野、地域理解分野の科目を設置している。具体的には、「社会学」、「法学」、「政治学」、「統計学」、「学際連携と地域の理解」等である。また、留学生を対象とした「日本事情 I・II」等、日本の文化や社会について学ぶ科目も配置している。 【資料 4-2-i】 令和 7(2025)年度全学共通科目カリキュラム
- 自然理解では、広く自然を理解し、科学的なものの見方や考え方を身に付けるための自然科学関連科目を配置している。具体的には、「基礎の物理学」、「基礎の生物学」、「基礎の数学」、「基礎の化学」、「地球環境論」、「コンピュータ基礎」等である。 【資料 4-2-i】 令和 7(2024)年度全学共通科目カリキュラム
- 留学生に対する日本語教育については、「日本語 I (初級レベル)」、「日本語 II (初中級レベル)」、「日本語 III (中級レベル)」、「日本語 IV (上級レベル)」を配置した。このことにより、上級レベルまで継続的に日本語を学べる環境を整え、留学生の更なる日本語能力向上を図った。 【資料 4-2-j】 令和 4(2022)年度第 1 回全学共通教育委員会議事録
- 講義及び演習などの様々な形態を取入れた授業が考えられることから、科目名称に「演習」とある「英語演習 I A～III B」、「異文化適応演習 A・B」、「コンピュータ基礎演習 I A～II B」について、それぞれ「英語 I A～III B」、「異文化適応 A・B」、「コンピュータ基礎 I A～II B」に、柔軟な授業形態で実施できるよう科目名称を変更した。 【資料 4-2-k】 令和 5(2023)年度第 3 回全学共通教育委員会議事録
- 初年次教育として配置している「ホスピタリティセミナー」、「教養セミナー」は、少人

数のクラス編成により、本学の建学の精神である「ホスピタリティ」の基本及び大学の学びに必要なスタディスキルを身に付ける科目である。「茶道文化 I A・I B」は、心を込めた行動やコミュニケーション力の獲得をとおして建学の理念である「ホスピタリティ」の精神を理解する科目である。【資料 F-13】講義概要（シラバス）、【資料 4-2-1】「ホスピタリティセミナー」教科書

- 教養教育において、学科独自に必修又は選択必修を設け、教養科目の履修に特徴を持たせている。社会福祉学科では人間理解の区分で「心理学」、社会理解の区分で「社会学」を必修としている。薬学科では社会理解区分で「在宅医療概論」を必修とし、自然理解の区分で、「基礎の化学」、「基礎の物理学」、「基礎の生物学」、「基礎の数学」の 4 科目から 3 科目を選択必修としている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）
- 教育基盤センターは、①学修支援部門、②初年次・共通教育部門、③評価 IR・研修部門からなり、初年次・共通教育部門において、共通教育の企画・運営、初年次教育の企画・運営等を行っている。SA(Staff Assistant)に対する研修会も適切に実施している。【資料 4-2-16】長崎国際大学教育基盤センター規程、【資料 4-2-17】長崎国際大学教育基盤センター運営委員会規程、ポートフォリオ（研修資料）
- 令和 5(2023)年度以降、離学防止の観点から、各学科の合格者に対し入学前オリエンテーションを実施している。加えて、年度当初に行われるオリエンテーションにおいては、詰込み型の従来の内容を、ポートフォリオによる動画配信を活用しながら再整理し、必要なときに見返すことができるように学生の便宜を図っている。【資料 4-2-m】令和 5(2023)年度第 5・6 回教育基盤センター運営委員会議事録

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

- 学修者の主体性を引き出し、学修を自分にとって意義あるものと認識させたいうで、能動的な授業への参加を促すため、アクティブ・ラーニングを全授業科目で展開しており、カリキュラム・ポリシーと「講義概要（シラバス）」に記載している。具体的には、アクティブ・ラーニングを 12 の類型に分け、単独又は複数を組み合わせた授業展開を行っている。全授業科目で取入れられているアクティブ・ラーニングは、教授法の質的転換に向けた取組みを行うなど、授業内容・方法を工夫している。また、その類型は全授業について、「講義概要（シラバス）」に明記することにより、学生への周知を行っている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）
- 授業方法の改善については、教育基盤センターにおいて、平成 30(2018)年度より新任教員を対象として行う授業改善に向けた FD(Faculty Development)として「新任教員のための授業研修会」を行っている。①新任教員の学生理解の促進と円滑な授業実施に向けた研修及び支援、②教員同士の授業に関する熟議の場の提供を目的とし、本学の教育システムを理解するとともに、本学のディプロマ・ポリシーの達成に貢献する授業の実施を可能にする授業論や授業方法等に関する研修を行っている。また、大学全体で授業公開を行い、助手を含めた全教員が授業を参観している。終了後には意見交換会等を開催して、アンケート結果を担当教員にフィードバックするとともに教員間で共有し、効果的な教授法の改善を図っている。【資料 4-2-n】令和 6(2024)年度第 4 回教育基盤センター運営委員会議事録及び資料

【人間社会学部国際観光学科】

- 国際観光学科では、理論だけにとらわれない実学重視のカリキュラムを特徴としている。ハイ・インパクト・プラクティスとして設定した「国内観光研修」、「海外観光研修」、「海外留学」、「インターンシップ」、「長期インターンシップ」、「地域連携活動」等の学外での学びをとおして、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を身に付けるとともに、現場で学んだことを生かし成長することを可能にしている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）

【人間社会学部社会福祉学科】

- カリキュラム・ポリシーにおいては、全学のディプロマ・ポリシーに沿ったアクティブ・ラーニングを授業科目で展開する旨を明示しており、そのために、「講義概要（シラバス）」には学科専門科目の特性に応じたアクティブ・ラーニングを示し、三つの国家資格養成科目においては、演習・実習関連科目をとおしてより実践的で効果的な学修を実施している。さらに、コミュニティコース所属学生においては、地域社会で活躍できる人材育成のために福祉実践に向けたフィールドワークを設けるなど学生自ら地域社会の課題を発見・解決できるように教授方法を工夫し、効果的な実施を行っている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）

【健康管理学部健康栄養学科】

- 健康栄養学科では、1年次配当科目である「健康栄養入門」において、実務家教員やゲストスピーカーによる講義をとおして、管理栄養士の職業倫理や使命及び活躍分野を理解し、早期からの意識付けを行うための導入教育を行っている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）
- 基幹科目では、実務家教員を配置して経験に基づいた実践力を身に付けるための教育を行っている。また、グループワークをとおして、コミュニケーション能力を身に付け、他者と協働して課題解決に取り組む姿勢を体得できる授業を展開している。【資料 F-13】講義概要（シラバス）
- 「臨地実習」の事前・事後学修を強化し、管理栄養士の職業倫理、社会人としてのマナーや身だしなみについて学内外の講師から学ぶ機会を設けている。【資料 4-2-o】臨地実習事前指導資料

【薬学部薬学科】

- 薬学科では、専門科目の演習や実習で改善や工夫をしている。特に、演習の「分子細胞生化学演習」では、ポートフォリオのアンケート機能を利用した双方向型授業を、「ホスピタリティ演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「調剤Ⅰ・Ⅱ」、「医療コミュニケーション」、「処方解析」などでは、グループ演習でSGD(Small Group Discussion)による課題解決型の授業を実施している。また、実習の「機能形態学実習」、「薬理学実習」では、実験結果のレポート提出で終わることなく実験データから得られる情報をもとに、データ解析を主体的に行い、プレゼンテーションやディスカッションをとおして、データに基づく適切な判断と理論的な解釈ができるようにしている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）
- 薬学科では、教育効果を上げるために、高校での履修状況や習熟度に応じて、全学共通科目「基礎の物理学」、「基礎の化学」、「基礎の生物学」、「基礎の数学」及び学科専門科目「物理学演習」、「化学演習」においてクラス分けを行っている。また、1年次生に対

しては学力に応じた補習を行い、その際、上級生を SA として活用している。 【資料 F-13】 講義概要 (シラバス)

【人間社会学研究科観光学専攻】

- 観光学専攻では、大学院生が学修期間の 2 年間で確実に学修成果が上げられるように、履修単位登録時に「講義概要 (シラバス)」や大学院生の研究課題を踏まえて、主指導教員が履修指導を行っている。修士論文作成においては、中間発表会を実施するなど丁寧な指導を行っている。 【資料 F-13】 履修要項
- グローバル化に対応して、英語で授業を行う科目として、観光学専攻においては 3 科目 (「Information Technology」、「Cultural Heritage Studies」、「Case Study (Cultural Heritage Studies)」) を配置している。 【資料 F-13】 講義概要 (シラバス)

【人間社会学研究科社会福祉学専攻】

- 社会福祉学専攻では、大学院生が学修期間の 2 年間で確実に学修成果が上げられるように、履修登録時に「講義概要 (シラバス)」や大学院生の研究課題を踏まえて、主指導教員が履修指導を行っている。修士論文作成においては、中間発表会を実施するなど丁寧な指導を行っている。 【資料 F-13】 履修要項
- グローバル化に対応して、英語で授業を行う科目として、社会福祉学専攻においても 1 科目 (「Information Technology」) を配置している。 【資料 F-13】 講義概要 (シラバス)

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、大学院生が学修期間の 3 年間で確実に学修成果が上げられるように、履修登録時に「講義概要 (シラバス)」や大学院生の研究課題を踏まえて、主指導教員が履修指導を行っている。博士論文作成においては、中間発表会を実施するなど丁寧な指導を行っている。 【資料 F-13】 履修要項

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、履修計画について特別研究指導担当教員との相談のうえ、学生の希望に沿って研究分野に関連する科目を決定し、時間割の調整を行っている。 【資料 4-2-p】 令和 6(2025)年度オリエンテーションスケジュール
- 1 年次生は、「健康栄養研究報告会」において「特別研究」の中間発表を行い、学部・研究科の全教員からの指導や助言を受け、研究の軌道修正や改善を図っている。 【資料 4-2-q】 令和 6 年度第 18 回健康栄養研究報告会プログラム

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、1~3 年次生は、9 月実施の「研究進捗状況報告会」で報告することを義務付けている。これによって、得られたデータから導かれた結論の妥当性を議論し、論文作成のための資料整理につなげている。 【資料 4-2-r】 令和 6 年度「研究進捗状況報告会」プログラム
- 医療薬学専攻では、修了年次大学院生については、春季に研究進捗状況報告会 (中間報告会) を実施している。中間報告会において大学院担当全教員が研究進捗状況を把握、助言することで、質の高い研究成果を挙げ、学術雑誌への投稿、予備審査、博士論文審査請求、本審査が適切に行われるように図っている。 【資料 4-2-s】 令和 5 年(2023) 度第 1 回定例大学院薬学研究科教授会資料 (4 年次学生中間報告会の申し合わせについ

て)

- 医療薬学専攻では、平成 30(2018)年度よりグローバル化に対応して、英語で授業を行う科目(「Advanced Social Pharmacy」)を開講している。【資料 F-13】履修要項
- 医療薬学専攻では、プレゼンテーション能力の醸成のため、テーマを選んで発表・討議を行い、それを評価している(「薬物治療・薬効解析学特論」)。【資料 F-13】講義概要(シラバス)

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

- 大学の「教育目的」、学部・学科ごとの「教育の目標」を踏まえた 3 ポリシーを策定しており、ディプロマ・ポリシーに従い、これらの達成度を判断することで 4 年間又は 6 年間の学びの成果を評価している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査等により、学修成果を点検・評価している。【資料 4-3-1】長崎国際大学アセスメント・ポリシー
- 学修状況については、学生はポートフォリオをとおり、学修の成果物であるレポート、学修に活用した資料、教員からの配付物等、自身の学びのプロセスや成果を示す資料・コンテンツ等を継続的に蓄積している。学生は継続的かつ定期的に学びを振り返ることを通じて学修の到達度を確認し、取り組むべき課題を発見することができる。また、教員から個別指導を受けることで適切な学修支援を獲得して学びを深化させ、さまざまな知識と技能を自主的に修得することができる。これらの学修体験を繰り返すことで、学生は生涯にわたって学びを継続する力を形成する。【資料 4-3-4】教務関係システム学生マニュアル 2025 年版
- 学修成果を総合的に判断する指標として GPA 制度を導入しており、半期ごとに配付される成績通知表に履修登録した全科目の成績評価を GPA 値で表している。学生は自主的な学修が一層進められるようこの指標をもとに学修成果を確認し、計画的な履修管理と学修意欲の向上に努めている。また、教員は GPA 値を履修指導及び学修指導に役立てている。【資料 4-3-a】令和 6(2024)年度第 1 回教務委員会議事録
- 教員はポートフォリオを活用することで、学びと教育のプロセスを可視化し、そのプロセスを学生と共有し、学生の学修行動を把握することができる。教員は学修行動の記録を活用して授業の点検・評価を行うことで、課題を発見するツールとしても活用できる。また、当該授業についての理解度、質問事項、事前・事後の学修状況等を把握するため、ポートフォリオの小テストやアンケート機能を活用している。これら確認できた内容については、次回の講義でフィードバックすることができ、学修の効果を測ることができるようになっている。【資料 4-3-b】令和 6(2024)ICT 活用による教育内容向上に関する

る研修会資料

- 教育目的の達成状況の点検・評価に関して、各学部・学科はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが達成されていることを基本としている。観点別に明示されたディプロマ・ポリシーをもとにカリキュラム・ポリシーが策定されており、それらを達成するために個々の科目が設定され、「講義概要(シラバス)」が作成されている。これにより、「講義概要(シラバス)」に基づき個々の科目が適切に実施されれば、ディプロマ・ポリシーが達成されるという仕組みを構築している。【資料 4-3-2】 三つのポリシー一覧、【資料 4-3-3】 講義概要(シラバス)
- 学生のディプロマ・ポリシーに掲げるホスピタリティを構成する五つの能力である「専門力」、「情報収集、分析力」、「コミュニケーション力」、「協働・課題解決力」、「多様性理解力」の獲得については、ホスピタリティ・ルーブリックを使用して確認している。具体的には、年 2 回、学期ごとに学生が行ったホスピタリティ・ルーブリックを用いた自己評価をもとに、担任の教員が点検・評価し改善に向けた面談・助言を行い、その結果を学生はポートフォリオに記載している。これらのルーブリック評価については、毎学期教務委員会において確認し、未入力の学生に対しては、学科をとおして担当教員より学生への指導と入力を促している。【資料 4-3-5】 長崎国際大学アセスメント・ポリシー、【資料 4-3-6】 ルーブリック評価表、【資料 4-3-7】 長崎国際大学教務委員会規程、【資料 4-3-8】 令和 6(2024)年度第 5 回教務委員会資料・議事録、【資料 4-3-c】 令和 6(2024)年度第 3・9 回教務委員会議事録
- ディプロマ・ポリシーの達成に当たっては、学生はホスピタリティを獲得し活用することを目標としている。そのために学生は、毎学期ディプロマ・ポリシーで求められている能力の獲得状況をポートフォリオに記録しており、それらを集約し五つの能力の獲得状況を表す卒業ポートフォリオ、単位修得状況、卒業研究要旨も含め、外部の専門家が学生ごとに評価を行い、その結果を各学部教授会で行われる卒業判定の参考としている。令和 4(2022)年度から正式に全学科において外部評価を実施している。【資料 4-3-4】 教務関係システム学生マニュアル 2025 年版
- 免許・資格取得状況については教育目的に基づいて、資格の取得状況を教育目的の達成状況の指標の一つとしている。令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度の免許・資格取得状況は、以下のとおりである。

表 4-3-1 国際観光学科免許・資格取得状況

資格名	区分	合格者数 取得者数	備考
学芸員	令和 5 年度	30 人	—
	令和 6 年度	26 人	—
国内旅行業務取扱管理者	令和 5 年度	9 人	—
	令和 6 年度	5 人	—
総合旅行業務取扱管理者	令和 5 年度	0 人	—
	令和 6 年度	1 人	—
教育職員一種免許状	令和 5 年度	16 人	—
	令和 6 年度	12 人	—

表 4-3-2 社会福祉学科免許・資格取得状況

資格名	区分	受験者数	合格者数 取得者数	備考
社会福祉士	令和 5 年度	30 人	25 人	合格率 51.4%
	令和 6 年度	45 人	20 人	合格率 83.3%
精神保健福祉士	令和 5 年度	6 人	6 人	合格率 100%
	令和 6 年度	11 人	10 人	合格率 100%
介護福祉士	令和 5 年度	7 人	7 人	合格率 100%
	令和 6 年度	10 人	9 人	合格率 100%
教育職員一種免許状	令和 5 年度	—	2 人	高等学校教諭 一種免許状
	令和 6 年度	—	2 人	

表 4-3-3 健康栄養学科免許・資格取得状況

資格名	区分	受験者数	合格者数 取得者数	備考
管理栄養士	令和 5 年度	68 人	57 人	合格率 93.8%
	令和 6 年度	44 人	42 人	合格率 83.8%
栄養士	令和 5 年度	—	72 人	—
	令和 6 年度	—	41 人	—
教育職員一種免許状	令和 5 年度	—	4 人	栄養教諭一種
	令和 6 年度	—	1 人	

表 4-3-4 薬学科免許取得状況

資格名	区分	受験者数	合格者数 取得者数	備考
薬剤師（新卒）	令和 5 年度	85 人	64 人	合格率 75.3%
	令和 6 年度	88 人	78 人	合格率 88.6%

【人間社会学部国際観光学科】

- 旅行業務取扱管理者の国家試験合格者を増やすため、科目「旅行業務エキスパートⅠA～ⅡB」や、認定単位「国内旅行業務取扱管理者資格」、「総合旅行業務取扱管理者資格」を設置するなど資格取得のサポートも行っている。【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-3-d】令和 6(2024)年度第 12 回国際観光学科会議資料「2024 年度アクション進捗状況一覧」
- 博物館学芸員課程における学芸員資格及びスポーツ指導者養成課程におけるスポーツリーダー資格は指定科目の修得により取得できる。教員が課程ごとに学生の個別指導を行うなど資格取得のサポートも行っている。【資料 F-13】履修の手引、【資料 4-3-d】令和 6(2024)年度第 12 回国際観光学科会議資料「2024 年度アクション進捗状況一覧」
- グローバルツーリズムコースでは、各学年において英語力の到達目標を設定していることから英語試験「CASEC」を使用し到達目標に達しているかを測定し、指導に活用している。【資料 4-3-e】令和 6(2024)年度第 12 回国際観光学科会議 議事録
- 留学生については、国際交流・留学生支援センターのサポートを得て、留学生が勉学に専念し、快適な学生生活を送れるように様々な学修支援を行っている。【資料 4-3-f】長崎国際大学国際交流・留学生支援センター規程、【資料 F-13】講義概要（シラバス
- 学生は 4 年間の学修成果として、各ゼミの担当教員の指導により卒業研究に取組み、卒業研究要旨集として発表している。また、ディプロマ・ポリシーの達成をより確実なも

のとするために、卒業研究については外部評価を実施している。具体的な外部評価の方法としては、卒業研究要旨、ルーブリック評価のレーダーチャート等を記載した資料を外部評価者に郵送し、その助言を得て、必要に応じ加筆修正等を行うことにより実施している。【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-5】学生便覧、【資料 4-3-g】令和 6(2024)年度第 10 回教務委員会資料・議事録

【人間社会学部社会福祉学科】

- 学修の評価について各科目担当教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに準じて作成した「講義概要（シラバス）」に記載した到達目標、評価手段・方法、評価基準に従って、学生の学修評価を適切に実施している。さらに、各ゼミ担当教員が、前期・後期開始時及び終了時に実施する面談を通じて担当学生の学修状況を把握し、学修指導を行っている。学生の学修状況については、学科会議、各コース会議などを通じて常に学科教員間で情報共有を行い、出席状況や学修状況に課題が発見された場合には、随時面談を行うなどして、学修成果の点検・向上を図っている。【資料 F-13】履修の手引、【資料 F-13】講義概要（シラバス）、【資料 4-3-h】令和 5(2023)年度第 12 回社会福祉学科会議議事録、令和 6(2024)年度第 8 回社会福祉学科会議議事録
- 4 年次生対象の国家試験学修支援プログラムにおいて、定期的に実施されるレベルチェックテストや模擬試験の結果については、国家試験合格支援委員会を通じて学科教員間で共有している。国家試験模擬試験（学力評価試験、レベルチェックを含む）については、社会福祉士（6 回）、介護福祉士（3 回）、精神保健福祉士（5 回）の年間計 14 回を計画実施している。各教員は、模擬試験結果を通じて担当学生の学修状況を把握し、学修指導に反映させるとともに、各教員が担当している国家試験指定科目の試験結果（科目ごとの平均点、各設問の正答率等）のデータをその後の学修指導に反映させるなど、学修成果の活用を図っている。【資料 4-3-i】令和 5(2023)年度第 2 回社会福祉学科会議議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 2 回社会福祉学科会議議事録及び資料

【健康管理学部健康栄養学科】

- 前・後期定期試験終了後に、学科専門科目の単位修得状況を集約し、学年ごとの資料を作成して、教員に配布している。学科内で学生の単位修得状況を共有し、学修指導に活用している。【資料 4-3-j】令和 6 年度単位修得状況資料
- 4 年次生については、管理栄養士国家試験模擬試験の成績の推移及びガイドラインの分野別に分析した資料を教員に配布し、学修指導や国家試験対策の資料として活用している。また、模擬試験の成績を保護者へ郵送し、保護者と情報共有し連携した指導を行っている。【資料 4-3-k】管理栄養士国家試験模擬試験結果分析資料
- ホスピタリティを構成する五つの能力の修得について半期ごとに自己評価を行い、担当教員との面談を実施している。4 年次生において、4 年間の学修成果は管理栄養士としての総合的な知識の修得を「管理栄養士演習」及び「総合演習Ⅱ」の試験で確認し、ディプロマ・ポリシーに沿ったホスピタリティの獲得の推移、大学生活の省察及び卒業研究要旨に関する外部評価等により、点検を行っている。【資料 4-3-l】ルーブリック評価票、令和 6(2024)年度外部評価者による評価結果

【薬学部薬学科】

- 各学生に担任を決めて学修指導と生活指導を行っており、講師以上の教員は、1 学年に

およそ3人の学生を担当している。定期試験終了後、担任が担当学生の成績をいち早くWebシステム上で確認できるようになっており、個別面談において試験結果に関する学修指導を速やかに行っている。担任は学生の学修状況や生活態度等に問題がある場合は、随時面談を行い、保護者と情報を共有し対応している。また、1年次の「ホスピタリティセミナー」、「教養セミナー」の各担当教員は、担当学生が大学生活に適應しているかを把握するよう努めている。【資料4-3-m】[niu]成績管理システム、令和6(2024)年度第10回定例薬学部教授会議事録

- 1～4年次の各学年に配置された学年主任（各3人）が、学年全体の学修状況を把握するとともに、夏休みCAI(Computer Aided Instruction)課題の実施等、学年単位での学修対策を講じている。【資料4-3-n】令和6(2024)年度第10回定例薬学部教授会議事録、ポートフォリオ（2024年度夏休みCAI課題通知）
- 演習関連の試験や国家試験対策試験については、試験結果（学内順位、正答率等）を分析して担任に配信し、担当学生の迅速な学修指導に供するとともに、専門演習科目やそれに付随する科目の担当教員へフィードバックしている。【資料4-3-o】ポートフォリオ（薬学部教授会）
- 各専門分野で学修した知識・技能に関する事項の整理と総合的理解を目的として、全分野を網羅した「専門演習Ⅰ・Ⅱ・ⅢA・ⅢB」を4～6年次に実施している。また、1週間の演習内容に関する随時テストを翌週に実施するなどして、学生に平素からの学修を促すとともに、知識の定着を図っている。【資料4-3-p】令和6(2024)年度第1回定例薬学部教授会議事録
- 国試・CBT対策委員会が中心となって実力試験を行い、その結果を踏まえ必要に応じて、弱点補強や成績不振者を対象とした講義・演習を実施するなど、学修指導に努めている。平成28(2016)年度より、6年次前期開講の「総合演習ⅢA」の不合格者を対象として3日間の夏期勉強合宿を開催し、同科目の再試験に向けた学修支援を行っている。また、同科目の不合格者の保護者を対象に保護者会を開催することで、教員と保護者間においても学修進捗度や苦手分野等の情報を共有している。【資料4-3-q】令和6(2024)年度第5回定例薬学部教授会議事録
- 6年間の学修成果は、各ゼミの担当教員の指導による卒業研究により発表する。5年次及び6年次の2年間に渡って卒業研究に取組み、6年次において卒業研究発表会(9月)を行う。卒業研究論文は1月末までに作成する。【資料4-3-r】令和6(2024)年度第1回定例薬学部教授会議事録
- 6年間の自己評価はホスピタリティ・ルーブリックを用いて行い、6年次の卒業論文要旨、省察、6年間のレーダーチャートをもとに、外部評価者3人の評価を受け、点検を行っている。【資料4-3-s】ルーブリック評価票、令和6(2024)年度外部評価者による評価結果

【人間社会学研究科観光学専攻・社会福祉学専攻】

- 観光学専攻では、2年次8月上旬（秋季入学者は2月上旬）に中間発表会を行い、翌年1月（秋季入学者は7月）に修士論文の提出、2月上旬（秋季入学者は8月上旬）に論文審査及び最終試験を行って、研究科の論文審査基準をもとに審査し、ルーブリック評価から学修成果を評価している。審査基準については、履修要項で周知している。【資

料 F-13】履修要項

- 社会福祉学専攻では、2年次8月上旬（秋季入学者は2月上旬）に中間発表会を行い、翌年1月（秋季入学者は7月）に修士論文の提出、2月上旬（秋季入学者は8月上旬）に論文審査及び最終試験を行って、研究科の論文審査基準をもとに審査し、ルーブリック評価から学修成果を評価している。審査基準については、履修要項で周知している。

【資料 F-13】履修要項

【人間社会学研究科地域マネジメント専攻】

- 地域マネジメント専攻では、2年次の11月上旬（秋季入学者は6月中旬）、3年次8月上旬（秋季入学者は2月上旬）に中間発表会を行い、3年次10月上旬（秋季入学者は4月中旬）に博士論文の仮提出、予備審査、12月上旬（秋季入学者は7月上旬）に博士論文の提出、翌年2月上旬（秋季入学者は8月上旬）に論文審査及び最終試験を行って、研究科の論文審査基準をもとに審査し、ルーブリック評価から学修成果を評価している。審査基準については、履修の手引で周知している。 【資料 F-13】履修要項

【健康管理学研究科健康栄養学専攻】

- 健康栄養学専攻では、1年次生は、「特別研究」の中間発表を行い、学部・研究科の全教員からの指導や助言を受け、研究の質の向上を図っている。 【資料 4-2-p】令和6(2024)年度第18回健康栄養研究報告会プログラム
- 学修成果は、2年次2月上旬に修士論文を提出、2月中旬に論文審査を行い、研究科の論文審査基準のもと、修士論文が専攻分野の理念に合致し、高い専門性を有しているかについて総合的に審査し、ルーブリック評価から学修成果を評価している。審査基準については、履修要項で周知している。 【資料 F-13】履修要項

【薬学研究科医療薬学専攻】

- 医療薬学専攻では、1～3年次後期と4年次前期に研究進捗状況報告会を行い、学修成果の継続的評価を行っている。4年次後期に博士学位審査論文の提出を経て本審査を受け4年間の学修成果を評価している。学位請求論文は、研究の重要性、研究領域の理解、研究方法の妥当性、1-4段階（低～高）で結果および結論の妥当性と重要性、及び論文の形式・体裁について評価を行い、すべての評価項目において1がないこと、5項目の合計が13以上であることを基準とする。本評価基準については、履修要項で大学院生に周知している。 【資料 4-3-t】令和5(2023)年度第1回定例大学院薬学研究科教授会資料（4年次学生中間報告会の申し合わせについて）、令和6(2024)年度「研究進捗状況報告会」プログラム、【F-13】履修要項

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

- 各学期に学生による授業アンケートを実施している。集計結果は、授業に対する感想・要望（自由記述欄）も含めてウェブサイトを使った授業評価システムにより担当教員に返却しており、アンケート結果に対して、どのように改善するのかをまとめたアクションプランシートを作成している。アクションプランシートでは、授業の省察を行うとともに、次の授業ではどう改善していくのかを記載することになっており、PDCAサイクルが適切に行われるシステムを構築している。 【資料 4-3-u】授業評価システムマニュアル、ホームページ（教学 IR 情報）

- アンケートの結果とアクションプランシートをまとめた「学生による授業アンケートに対する自己点検・評価報告書」を学内ポータルサイトと大学ホームページで公開している。授業アンケート実施後は、各担当教員がその結果を自分の授業に生かすとともに、自己点検・評価委員会で全体の結果を活用して、ベストティーチャー賞を設けて顕彰し、教育評価を実施している。【資料 4-3-u】授業評価システムマニュアル、ホームページ（教学 IR 情報）
- 教育内容の充実、改善のために、教員相互間の授業公開を実施し、全教員が必ず授業参観を行うように義務付けており、授業公開後は、教員間で情報を共有し授業改善に活かしている。【資料 4-3-v】授業公開後の報告書
- 全ての教員は年度末に「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」において教育活動、研究活動、社会活動の自己点検・自己評価を行い、教育内容・方法及び学習指導、研究活動等を報告するとともに改善策を記述し、諸活動の向上に努めている。【資料 4-3-w】ホームページ（教学 IR 情報）
- 在学生調査、保護者懇談会アンケート、卒業生アンケート、学長カフェで出された意見は、IR センターでアンケート調査をまとめ、自己点検・評価委員会で検討し、全学教授会で報告している。さらに、学生からの要望等や改善が必要な点については、該当部署で対応策を検討している。【資料 4-3-x】IR センター会議議事案一覧
- FD に関しては、「長崎国際大学が求める教職員像」、「SD・FD の基本方針」に従って実施し、教育内容・方法・学習指導の改善に努めている。【資料 4-3-y】長崎国際大学が求める教職員像、SD・FD の基本方針、令和 6(2024)年度 SD・FD 実施方針及び実施計画について

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ディプロマ・ポリシーにおいて、ホスピタリティを構成する能力を「専門力」、「情報収集、分析力」、「コミュニケーション力」、「協働・課題解決力」、「多様性理解力」の五つの具体的な能力として明確化し、各学期にホスピタリティ・ルーブリックを用いた自己評価と教員面談を実施することで、学生の成長を継続的に支援する仕組みを構築している。さらに、卒業時には外部評価者による評価を実施することで、教育の質保証を図っている。
- 各学科のカリキュラムは、初年次教育、教養教育、専門教育の科目をカリキュラム・マップ及びツリーにより順次体系的に配置することでディプロマ・ポリシー達成に向けた授業実践を行っている。この観点から、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性は担保されている。
- 教育方法では、全科目でアクティブ・ラーニングを導入し、その手法を 12 の類型に分けて実施し、学修効果を高めている。また、ポートフォリオの活用と GPA 制度を組み合わせることで、きめ細かな学修支援を実現している。教育の質向上に向けては、教員相互の授業公開や学生による授業アンケート、それに基づくアクションプランの作成など、組織的な PDCA サイクルが確立されている。
- 教育支援体制としては、教育基盤センターを中心に、初年次教育から専門教育まで一貫

した支援体制を構築し、離学防止対策を含めた継続的な学修支援を強化している。令和5(2023)年度からは入学前オリエンテーションを実施するとともに、年度初めのオリエンテーション内容をポートフォリオによる動画配信も活用しながら再整理し、学生が必要な時に参照できる体制を整備した。このように初年次教育では、入学前教育からオリエンテーション、「ホスピタリティセミナー」、「教養セミナー」まで体系的な構成となるよう常に改善を加え、PDCA サイクルを効果的に機能させることで高校から大学への円滑な移行を支援している。また、全国的に行われている在学生アンケートの結果をIRセンターが経年的に分析し、各学科に提供している。各学科は、その中の問題点を抽出し、学修支援に活用している。

- 授業アンケートに関しては、全科目を対象に前期と後期の年2回実施し、その結果を各教員にフィードバックしている。授業アンケートの評点の高い教員にはベストティーチャー賞を授与する。一方、評点の低いなどの課題がある教員には、学部長等による授業改善のための面接指導を行っている。全教員は、年度末に作成する「教員個人による諸活動について 自己点検・評価報告書」にて改善策の記載が義務付けられており、教員個々の授業改善に対する意識向上に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ホスピタリティの獲得を目指し、ディプロマ・ポリシーに明記された五つの能力の修得状況を確認するため、学生による半期ごとのルーブリック評価を実施しているが、入力状況に差が出ている。
- 学修成果としての国家資格取得においては国家試験受験資格取得者及び国家資格取得者の更なる輩出が課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 令和4(2022)年度からは全学科において卒業ポートフォリオの外部評価を本格的に実施し、ディプロマ・ポリシーで定めた能力の獲得状況を客観的に評価する体制を確立することができた。毎学期実施しているホスピタリティ・ルーブリックの入力率を更に高めるため、学修成果の可視化の意義を学生に周知する。加えて、毎学期教務委員会において入力状況を確認し、未入力の学生に対しては、学科をとおし担当教員より学生への指導と入力を促しており、回答率100%を目指し、継続して実施している。
- 学修成果としての国家資格取得においては、4年間又は6年間で学んだ知識を総合的に理解するための専門科目を効果的に学ばせ、模擬試験等を活用しながら国家試験受験資格取得者輩出向上及び国家試験合格率向上を図っている。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- 「長崎国際大学学長選任規則」第3条により、学長候補者の資格として、学校法人九州文化学園の建学の精神、長崎国際大学の建学の理念及び教育の目標を理解する者であることを明記しており、大学の意思決定及び教学マネジメントは、学長のリーダーシップにより大学の使命・目的に沿って適切に行われるようにしている。【資料 5-1-1】長崎国際大学の意思決定に関する組織図、【資料 5-1-a】長崎国際大学学長選任規則
- 円滑な大学運営を遂行するうえで、学長のリーダーシップを支え校務を助けるために副学長を置くことができることを、「長崎国際大学副学長の設置及び選任に関する規則」に定めている。現在、副学長は IR センター長、全学共通教育委員会委員長、自己点検・評価委員会副委員長（委員長は学長）、人事委員会委員長、教員資格審査委員会副委員長（委員長は学長）、輸出管理委員会委員長、産学連携・研究支援センター長、情報セキュリティ管理責任者の役を担っている。【資料 5-1-b】長崎国際大学副学長の設置及び選任に関する規則
- 学長を議長とし、副学長、学部長及び研究科長、事務局長、事務局次長、理事長、法人本部長及び法人事務局長により構成される運営会議を設置している。運営会議の役割としては、学校法人九州文化学園と本学が情報や課題を共有し、連絡調整を行う。具体的には、全学的な教育目標・計画の策定、予算、教員人事、学則・規則等の制定・改廃に関する事項を審議事項として、原則毎月1回開催し、法人・大学間の情報共有を行いながら、学長の意思決定を円滑化している。【資料 5-1-2】長崎国際大学運営会議規則
- 事務局の事務局長、事務局次長、各課長・室長・センター長により構成される責任者連絡会を原則、毎週水曜日に開催し、理事長、学長、副学長も参加して、事務局各課からの連絡・課題事項、学生からの要望等について情報共有と意思疎通を行っている。【資料 5-1-c】責任者連絡会資料
- 学長の意思決定を支援することを目的として、教学に関する IR を実施する IR センターを設置している。また、IR センターの事務を所掌するため大学評価・IR 室を設置し専任職員を配置している。【資料 5-1-d】長崎国際大学 IR センター規程、長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程
- 学長の教学運営の方針については、全学教授会や学部教授会等でも自ら又は副学長をとおして周知し、教学運営への反映に努めており、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備している。【資料 5-1-e】全学教授会学長挨拶資料

- 学長の意思決定に際し、学生のニーズを把握するための様々なアンケートを実施するとともに、年2回学長カフェを開催し、学生の意見を直接聞く機会を設けている。このように、大学の意思決定と教学マネジメントのために整備したサポート体制を活用しながら、学長は適切にリーダーシップを発揮している。【資料 5-1-f】卒業生アンケート、在学生調査、学長カフェ資料

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

- 「学校法人九州文化学園組織規則」第7条及び「長崎国際大学学則」第8条第5項により、学長は、理事長の命を受け大学の学務をつかさどり、所属職員を指揮監督・統督し、大学を代表すると定めている。また、学長は校務をつかさどると定め、大学の意思決定を行う学長の権限と責任を明確にしている。「学校法人九州文化学園組織規則」第7条第2項及び「長崎国際大学学則」第8条第6項により、副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることを、「学校法人九州文化学園組織規則」第16条及び「長崎国際大学学則」第8条第7項、「長崎国際大学大学院学則」第8条第1項により、学部長及び研究科長は、学長を助け、学務を整理し、学部及び研究科に関する校務をつかさどることを定め、権限と責任を明確にしている。【資料 F-3】長崎国際大学学則、長崎国際大学大学院学則、【資料 5-1-3】学校法人九州文化学園組織規則
- 使命・目的を達成するために教学マネジメント体制を構築する基本組織として、「長崎国際大学学則」第5節運営組織により、運営会議、教授会、全学教育会議、グローバル推進協議会を置くことを、「長崎国際大学大学院学則」第8条第2項により研究科教授会を置くことを明記して定め、教学マネジメントを実現している。【資料 F-3】長崎国際大学学則、長崎国際大学大学院学則
- 学校教育法に基づき、教授会は教学面で学長が意思決定を行うために審議し、意見を述べるための機関として設置し、全学に関する事項を審議する全学教授会と、学部に関する事項を審議する学部教授会を置くことを定めている。全学教授会と学部教授会は、「長崎国際大学教授会規程」において教授会の組織、審議内容、議決方針、運営等に関して必要な事項を定め、適切に機能している。【資料 5-1-4】長崎国際大学教授会規程
- 全学教授会は、3学部に所属する全ての基幹教員で構成される教授会で、①教育課程に関する事項、②学則その他諸規程諸規則等の制定、改廃に関する事項、③学生の入学に関する事項、④学生の賞罰に関する事項、⑤学長が諮問する事項、⑥その他、教育・研究上必要と認められる事項を審議している。その他、各学部教授会、各委員会、各研究科教授会の報告等を行い、全学における情報等の共有に努めるなど適切に運営している。【資料 5-1-6】令和6年度全学教授会議題一覧
- 学部教授会は、各学部の基幹教員で構成され、教学面で学長が意思決定を行うために①学部の教育課程の立案、②学部の授業に関する事項、③学部在籍学生の卒業に関する事項、④学部在籍学生の学位の授与、⑤学部在籍学生の指導及び支援に関する事項、⑥学長及び学部長が諮問する事項、⑦その他、学部における教育・研究上必要と認められる事項を審議し、学長に意見を述べるための機関として、適切に機能している。【資料 5-1-7】令和6年度各学部教授会議題一覧
- 大学院については、3研究科にそれぞれに研究科教授会を置き、教学面で学長が意思決定を行うために、①教育課程の編成及び授業に関する事項、②学生の入学、課程の修了

及び学位の授与に関する事項、③学長が諮問する事項、④その他、研究科に係る教育又は研究に関する事項を審議し意見を述べるための機関として、適切に機能している。

【資料 5-1-5】長崎国際大学大学院研究科教授会規程、【資料 5-1-8】令和 6 年度各研究科教授会議題一覧

- 1 学部 2 学科で構成される人間社会学部では、各学科に設置する学科会議において、人間社会学部教授会の前に、①各学科運営の基本方針に関する事項、②各学科の授業科目の編成及び担当者の配置に関する事項、③学長又は人間社会学部長が諮問する事項、④その他、各学科の教育研究及び運営に関し、各学科の学科長が必要と認めた事項を審議し、学部教授会に報告・提案するなど適切に運営している。 【資料 5-1-g】長崎国際大学学科会議規程
- 全学の教育課程や学生の厚生補導等の各分野において、学部間で横断的に協議すべき諸事項については、全学の委員会及びセンター等を原則毎月 1 回開催、あるいは、必要に応じ開催して、教授会の議案の事前協議等を適切に行っている。全学の委員会として、全学教育会議、教務委員会、学生委員会、入試・募集委員会、就職委員会、図書館委員会、国際交流委員会、自己点検・評価委員会、IR センター会議、ハラスメント対策委員会等の 36 の委員会があり、教学や学生の厚生補導等の円滑な大学運営と大学改革の更なる推進のため協議している。 【資料 5-1-h】各種委員会規程
- 学部教授会及び各委員会の後、全学教授会で審議又は報告する案件を事前に協議し調整するために学務協議会を開催している。 【資料 5-1-i】長崎国際大学学務協議会規程
- 教学マネジメントを行う構成員である教職員に関して、「長崎国際大学学則」第 8 条第 3 項により学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置くことを、また、第 4 項により副学長を置くことができることを定めている。また、「学校法人九州文化学園組織規則」第 20 条で、教育職員の教授、准教授、講師、助教、助手の職務を、第 21 条で事務職員の職務を定めている。前述の運営会議、全学教育会議、グローバル推進協議会及び「長崎国際大学教授会規程」第 12 条の定めにより、設けている各全学委員会の関連規則・規程において、事務局長や代務者、関連する事務局職員を構成員とすることを定め、職員の経営・教学組織への参加を明記し、教職協働を適切に実施している。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 5-1-3】学校法人九州文化学園組織規則、【資料 5-1-4】長崎国際大学教授会規程、【資料 5-1-h】各種委員会規程
- 大学及び大学院の教育活動の総合的实施に係る事項について審議を行うために全学教育会議を設置し、また、本学のグローバル化を推進することを目的としてグローバル推進協議会を設置している。 【資料 5-1-j】長崎国際大学全学教育会議規程、【資料 5-1-k】長崎国際大学グローバル推進協議会規程
- 各委員会は、構成員として教員はもとより、事務所管の責任者及び事務局長又は事務局次長が委員となり、学長の基本方針をもとに協議を進め、教職協働を推進している。 【資料 5-1-l】令和 7 年度各種委員会等構成員（令和 7 年度第 1 回全学教授会資料）
- 学長は、全学教授会の審議開始前の挨拶において、本学教育の充実や大学運営のための方策等について基本的な方針を示し、本学のガバナンスに努めている。 【資料 5-1-e】全学教授会学長挨拶資料

- 学生の懲戒については「長崎国際大学学則」第 46 条及び「長崎国際大学賞罰規程」により、全学教授会の意見を求めたうえで、学長が行うことを明記し、意思決定の権限と責任を明確にしている。 【資料 F-3】長崎国際大学学則、【資料 5-1-9】長崎国際大学賞罰規程

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

- 「学校法人九州文化学園組織規則」第 15 条及び「長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程」第 4 条により、大学事務局長は、学長及び法人事務局長の命を受けて事務を統轄し、所属職員を指揮監督すると定め、権限と責任を明確にしている。 【資料 5-1-3】学校法人九州文化学園組織規則、【資料 5-1-11】長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程
- 「長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程」を整備して、事務及び厚生補導を含む教学マネジメントの遂行に必要な部署を明示して設置し、各課等の分掌事項も明記のうえ、必要な人員を適切に配置している。 【資料 5-1-11】長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程、【資料 5-1-10】令和 7 年度事務組織図（令和 7 年度第 1 回全学教授会資料）
- 職員の採用にあたっては、長崎国際大学のビジョンや目標に共感し、組織文化に適応できる人材採用に注力しており、「長崎国際大学就業規則」に選考の公平性を担保するため応募資格、選考基準、選考方法を明確にし、試験により選考し、理事長が採用を決定することが明記されている。職員の昇任に関しては、人事考課制度を導入しており、「事務職員人事考課マニュアル」を制定して、評価基準を明確化したうえでまずは自己評価を行い、次に所属長による 1 次評価、事務局長による 2 次評価をとおして、職務遂行能力、貢献度、リーダーシップ等を総合的に判断している。 【資料 5-1-12】長崎国際大学就業規則、事務職員人事考課マニュアル

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

- 全ての学部・学科、研究科・専攻及び大学全体において、大学設置基準及び大学院設置基準で定める教員数を満たす教員を確保し、教育課程に即して適切に配置している。 【資料 5-2-a】令和 7 年度教育職員一覧（令和 7 年度第 1 回全学教授会資料）
- 教員の採用については、「長崎国際大学教員選考規程」により選考方針、職位ごとの資格基準を定めており、大学ホームページや専門機関をとおし広く公募している。また、教員の昇任については、「長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規」と「昇任人事の審査基準」を定め、基準に従って適切に運用している。採用・昇任の方針については、学長の諮問委員会である人事委員会で審議決定し、委員会で議決された事項は、委

員長が学長に答申する。教員の採用については、教員資格審査委員会においてその資格を審議し、結果については運営会議に報告又は提案した後、理事長に申請し、法人事務局での審議を経て、理事長が決定する。教員の昇任については、教員資格審査委員会においてその資格を審議・決定し、結果については運営会議に報告又は提案する。【資料 5-2-1】長崎国際大学教員選考規程、長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規、昇任人事の審査基準、【資料 5-2-2】長崎国際大学人事委員会規程、長崎国際大学教員資格審査委員会規程、【資料 5-2-b】教員資格審査委員会議事録

5-3.教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

- FD(Faculty Development)は、大学設置基準第 11 条及び「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条 6 に基づき、学部及び大学院の教育内容等の改善のための組織的な研修及び研究と位置付け、教育力の向上を目的としている。【資料 5-3-a】自己点検・評価委員会規程
- FD の実施に関して、毎年度「長崎国際大学が求める教職員像」並びに「SD・FD の基本方針」を自己点検・評価委員会で検討し、運営会議及び全学教授会で審議決定してホームページで公表している。実施計画は、自己点検・評価委員会が各部局等主催の FD の要望を集約・調整して、年間計画「SD・FD 実施計画」を作成後、全学教授会で審議決定している。実施後は、主催部局等でアンケートを実施するとともに「SD・FD 実施報告書」を自己点検・評価委員会に提出して効果的な実施の検証・見直しをしている。【資料 5-3-1】長崎国際大学が求める教職員像、SD・FD の基本方針、令和 6(2024)年度 SD・FD 実施方針及び実施計画について、【資料 5-3-b】ホームページ (SD・FD 基本方針)、全学 SD・FD 承認申請書様式、SD・FD 実施報告書様式
- FD 活動としては、授業公開、授業アンケート、教育向上研究会（各種講演会等）、大学間連携の FD 活動（九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム及び包括連携協定校との合同 FD 等）を実施している。授業公開、授業アンケートの詳細は、基準 2-2-①で記述したとおりである。教育向上研究会は、全学教授会終了後に開催するなどして、参加しやすい工夫をしている。令和 6(2024)年度の教育向上研究会は計 17 回開催し、内容は資料のとおりである。【資料 5-3-c】授業公開後の報告書、ホームページ (教学 IR 情報)、令和 6(2024)年度 SD・FD 実施一覧、【資料 5-3-2】SD・FD 実施報告書様式、令和 6(2024)年度 SD・FD 実施報告書
- 教育基盤センターでは、新着任教員を対象とした「授業研修会」を年間 4 回開催し、初年次教育に関する方針、学生の現状、教育支援ツール等についての説明等、教育内容や方法の理解を促す取組みを行っている。【資料 5-3-d】教育基盤センター規程、授業

研修会計画、授業研修会実施報告書

- 基幹教員は、教育内容・方法等の改善を自己点検・評価して、教員個人の諸活動の報告書(ティーチング・ポートフォリオ)にまとめて自己点検・評価委員会に提出している。なお、この報告書は、ホームページで公表している。詳細は基準 2-2-①で記述したとおりである。【資料 5-3-e】ホームページ(教学 IR 情報)
- 教員の人事考課を平成 27(2015)年度より実施している。また、ベストティーチャー賞の顕彰等、優れた教育活動の取組みを積極的に行っている。【資料 5-3-f】人事考課マニュアル、ベストティーチャー賞顕彰に関する規程

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- SD(Staff Development)は、大学設置基準第 11 条及び「長崎国際大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条 5 に基づき、教育研究活動等を適切かつ効果的に実施するため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修と位置付けている。【資料 5-3-a】自己点検・評価委員会規程
- SD の目的、目標及び実施計画は、自己点検・評価委員会で策定し、教授会で審議して決定している。SD として、役職者等(学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、事務職課長職以上等)を対象とした研修(高等教育政策に関する外部研修を含む)や、一般職員を対象とした外部団体等の研修参加等を実施している。その他、事務職員を対象として、事務職員職階別研修(初任者研修、中堅職員研修)、グローバル化に対応するための語学研修、職務別研修(外部団体等の研修参加を含む)等を実施している。【資料 5-3-3】長崎国際大学が求める教職員像、SD・FD の基本方針、令和 6(2024)年度 SD・FD 実施方針及び実施計画について
- 令和 6(2024)年度の SD 研修会の開催は計 8 回で、内容は資料のとおりである。実施形態は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、課長以上の職員を対象としたもの、事務職員だけを対象としたもの、FD と共催のものがある。終了後にアンケートを実施して、自己点検・評価委員会において内容等の検証を行い改善・見直しに努めている。また、SD 活動の一環として、理事長、学長、副学長、事務局長に、大学改革の動向や様々な高等教育の諸問題の情報収集・共有のため、IDE 大学協会の『IDE 現代の高等教育』を毎月配布している。【資料 5-3-4】SD・FD 実施報告書様式、令和 6(2024)年度 SD・FD 実施報告書、【資料 5-3-g】実施後のアンケート集計結果
- 大学間連携の SD 活動として、IR 機能の機能強化を目的とした、西九州大学及び同短期大学部、別府大学及び同短期大学部、および長崎短期大学の 6 機関合同による IR 研修を実施した。各機関共通のアンケート調査を題材に相互評価を実施し、意見交換を行っている。【資料 5-3-h】IR 機能強化における合同研修会

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

- 教授、准教授、講師、助教には個別の研究室を貸与している。また、着任時にすぐに職務に従事できるように、机・椅子等の什器、パソコンを大学より貸与している。助手については、合同研究室や実験室を整備し、机・椅子等の什器、パソコンは同様に着任時に貸与し、また、各研究室にはインターネット環境を整備している。 【資料 F-5】 学生便覧、【資料 5-4-a】 研究室配置図
- 薬学部については、分野ごとに必要に応じて実験室を整備し、有効に活用している。また、大学院生については、各研究科とも大学院生研究室を整備し、有効に活用している。 【資料 F-5】 学生便覧、【資料 5-4-b】 令和 7 年度薬学部薬学科研究分野別教員配置
- 研究環境に関する調査は、毎年度事業計画の「研究活動」を立案する際に、各学部・学科へ意見を求め、要望を汲み上げる形で調査し、事業計画としてまとめ、その履行状況は、事業報告「研究活動」のとおりである。教員個別の意見・要望は学部長や学科長面談等で聞き取りして必要に応じ事業計画等に反映している。薬学部の大型機器導入については、共通機器管理委員会において調査し、薬学部教授会において審議している。 【資料 5-4-1】 令和 6(2024)年度事業計画書、令和 4(2022)年度第 8 回定例薬学部教授会議事録、令和 4(2022)年度第 2 回拡大共通機器管理委員会資料
- 研究環境整備の方針・計画については、「令和 7 年度 長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画」に示している。 【資料 5-4-2】 長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- 研究者の知的財産を公正に取扱い、利益を守り、研究活動を活性化できるように、「長崎国際大学知的財産ポリシー」、「長崎国際大学技術移転に伴う知的財産権取扱規程」、「長崎国際大学発明等規程」、「長崎国際大学発明等規程取扱細則」を整備し、運用している。 【資料 5-4-c】 長崎国際大学技術移転に伴う知的財産権取扱規程、長崎国際大学知的財産ポリシー、長崎国際大学発明等規程、長崎国際大学発明等規程取扱細則
- 研究倫理に関して、「長崎国際大学研究倫理指針」、「長崎国際大学研究倫理委員会規程」、「長崎国際大学研究者等の行動規範に関する規程」を整備し、さらに、研究活動の不正防止や研究費の不正使用防止に関する 18 の規程を整備し、運用している。「長崎国際大学研究倫理指針」に基づき、大学の教員、大学院生、訪問研究員、特任教員及び科研費に関わる事務職員を対象に、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース又は本学独自の研究倫理課題の受講を義務付けて実施している。併せて、学部学生に対する研究倫理教育の一層の推進を図るため、本学が作成したリーフレットを配布し、1 年次オリエンテーションにて指導を行っている。なお、科学研究費助成事業（以下「科研費」という）等の公的研究費不正使用防止に関しては、専門知識を有する外部講師により、教職員を対象として科研費の使用に係るコンプライアンス研修を実施している。 【資料 5-4-3】 長崎国際大学研究者等の行動規範に関する規程、長崎国際大学研究倫理委員会規程、長崎国際大学研究倫理指針、【資料 5-4-d】 長崎国際大学利益相反に関する規程、【資料 5-4-e】 e-ラーニングコース受講資料、【資料 5-4-f】 研究倫理に関するリーフレット、【資料 5-4-g】 コンプライアンス研修
- 生命倫理に関して、動物実験を伴う生命科学研究を行うにあたっては、各種の法令・基

準を踏まえ、「長崎国際大学動物実験規程」を整備し、運用している。 【資料 5-4-h】

長崎国際大学動物実験規程

- 「長崎国際大学安全保障輸出管理規程」を整備し、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、「研究インテグリティの確保」に基づいた国際的な平和及び安全の維持に寄与する体制を整備し、運用している。 【資料 5-4-i】長崎国際大学安全保障輸出管理規程

5-4-③ 研究活動への資源の配分

- 「長崎国際大学教員研究費取扱規程」により、全ての専任教員に、教員研究費を毎年職位に応じて配分している。さらに、この教員研究費とは別に、各学科に学科共同研究費を毎年配分している。また、必要に応じて学部・学科や研究者による研究補助者や RA（リサーチ・アシスタント）を雇用するなど研究の人的支援に努めている。研究費の適正使用のために、研究費不正使用防止委員会を置き、「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針」等を定め、研究費の適正利用に対して啓発を図っている。 【資料 5-4-4】長崎国際大学教員研究費取扱規程、【資料 5-4-j】令和 7 年度予算書、【資料 5-4-5】長崎国際大学研究費不正使用防止委員会規程、長崎国際大学における納品検収の取扱内規、長崎国際大学の契約に係る取引停止の取扱要領、長崎国際大学換金性の高い物品等の管理内規、長崎国際大学公的研究費等に関する不正防止計画、長崎国際大学公的研究活動の不正の調査等に関する規程、長崎国際大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程、長崎国際大学物品発注内規、長崎国際大学公的研究費に関する内部監査内規、長崎国際大学研究データの取扱い等に関する内規、長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針【資料 5-4-6】長崎国際大学リサーチ・アシスタント規程
- 外部資金の獲得に関しては、「長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画」を策定し、その推進を図るために「長崎国際大学共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」を制定している。また、直接研究費と間接研究費の透明性を確保するために積算方式を導入し、外部との共同研究や受託研究への一定額の支援を行っている。 【資料 F-7】事業計画書、【資料 5-4-2】長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画、【資料 5-4-k】長崎国際大学共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程
- 科研費に関する学内の説明会や科研費申請書作成テクニック講習会を開催し、外部資金の採択件数向上に努めている。さらに、学内公募型の学長裁量経費に、地域研究、科研費チャレンジの区分を設け、地域と連携した研究を推進するとともに、科研費採択に向けた研究を支援している。 【資料 5-4-7】科研費説明会資料、【資料 5-4-l】科研費申請書作成テクニック講習会資料、【資料 5-4-m】学長裁量経費資料
- 科研費等外部資金への取組はその効果が表れてきており、申請数、獲得金額ともに上昇基調を示している。 【資料 5-4-8】新規採択結果一覧（継続・分担金）

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 学長の意思決定を迅速化する運営会議、教学 IR を行う IR センター等が有機的に連携し、学長が明確な教育ビジョンを持つことができ、適切な大学運営を行っている。
- 権限と責任が規程等で明文化され、組織運営の透明性が確保されており、教授会を中心

とした意思決定プロセスが確立している。

- 人事考課制度が、職員の能力向上と適材適所の人材配置に活用されており、各種委員会への職員の参画が、教職協働の強化に寄与している。
- SD・FD 研修を組織的に実施し、教職員の専門性向上を図っている。多様な研修内容と高い参加率により、組織全体の質の向上に貢献している。
- すべての専任の教員に教員研究費が配分され、研究活動が支援されている。学科、研究室ごとの共同研究費が配分され、組織的な研究活動が促進されている。研究補助者や RA の雇用など、人的支援が行われている。科研費等の外部資金獲得に向けた支援体制が整備されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- SD の一環として、職員の専門性向上やキャリアパスに関する情報提供の充実を図る。
- 研究環境に関する調査は、事業計画策定のプロセスで実施している。さらに、研究環境が有効に活用されているかの調査も必要と考える。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 職員の研修機会の充実やキャリアパスに関する情報提供を検討し、更なる職能開発と意欲向上を促す。
- 研究環境に関する調査は、その研究環境が有効に活用されているかを学部・学科ごとにヒアリング調査することや現状の調査方法以外にアンケートの実施などにより研究費、研究施設・設備、研究支援等の項目別に教員個人に調査する方法を含めて検討する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営・管理と財務

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

<組織倫理に関する規則>

- 学校法人九州文化学園は、「学校法人九州学園寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、九州文化学園創設の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。」と規定し、教育基本法、学校教育法、私立学校法および大学設置基準等の関連法令を遵守し、適切な運営を確保することで、経営における法令遵守の基本姿勢を明確にしている。組織倫理に関しては、「学校法人九州文化学園理事会規則」を定めて規定に基づいた意思決定を行うように整備している。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）
- 「学校法人九州文化学園就業規則」、「学校法人九州文化学園行動規範」、「長崎国際大学就業規則」、「学校法人九州文化学園内部公益通報規則」等を整備し、教職員の服務規律及び公益通報に関する規程を定めている。これらの規程に基づき、違法行為や不正行為の未然防止及び対応体制を整備することで、誠実な経営姿勢を維持している。【資料 6-1-1】学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）、【資料 6-1-2】学校法人九州文化学園就業規則、学校法人九州文化学園パートタイマー就業規則、学校法人九州文化学園契約職員就業規則、【資料 6-1-3】学校法人九州文化学園行動規範、【資料 6-1-4】長崎国際大学就業規則、【資料 6-1-5】学校法人九州文化学園内部公益通報規則、学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則
- 長崎国際大学内の組織倫理に関しては、令和 6(2024)年度までは「長崎国際大学ガバナンス・コード」を制定して適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを進めてきた。令和 7(2025)年度以降は、日本私立大学協会が提案するガバナンス・コード<第 2.0 版>に基づき対応することを理事会で定めている。また、「長崎国際大学教授会規程」、「研究科教授会規程」、「長崎国際大学運営会議規則」を定め、規定に基づいた意思決定を行う体制を適切に整備している。【資料 6-1-6】長崎国際大学ガバナンス・コード、【資料 6-1-a】長崎国際大学ガバナンス・コードの順守状況の点検結果、【資料 6-1-b】令和 6 年度第 6 回理事会議事録、【資料 6-1-7】長崎国際大学教授会規程、【資料 6-1-8】長崎国際大学大学院研究科教授会規程、【資料 6-1-9】長崎国際大学運営会議規則、【資料 6-1-c】各教授会議事録（全学・各学部・各研究科）

<情報の公表>

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定する 10 項目、私立学校法第 151 条で指定する

2項目、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定する6項目、また教学マネジメント指針に基づき、「学校法人九州文化学園情報公開規則」を制定し、本規則に則って法人及び大学のホームページ上に適切に情報を公開している。また、私立学校法第103条で指定している計算書類等、同法第107条で指定している財産目録等については、それぞれ法令に基づいて適切に作成するとともに、法人事務局に備えおき閲覧に供している。

【資料 6-1-10】学校法人九州文化学園情報公開規則、【資料 6-1-11】ホームページ（情報公開）、【資料 6-1-d】ホームページ（教職課程）、【資料 6-1-12】学校法人九州文化学園ホームページ（情報公開）

<内部統制>

- 内部統制に関しては、寄附行為、理事会・監事・評議員会に関する各種規則・規程等に基づき経営に関する管理組織体制を確保している。また、理事長直轄の内部監査室を設置して、法人の全部門を対象に選定した定期監査を実施するとともに、大学等の公的研究費に関するモニタリングと連携し、監事、公認会計士とも各監査活動による法人全体に係るリスクや課題について情報を共有することで、監査機能の充実を図っている。令和6(2024)年度第6回理事会で「学校法人九州文化学園 内部統制システム整備の基本方針」を定めて令和7(2025)年4月1日より施行し、併せて本方針に基づき必要な規則・規程等も改正して、令和7(2025)年度以降の内部統制の組織体制整備を行った。【資料 6-1-13】内部統制の組織体制を示す図（令和6年度まで、令和7年度以降）、【資料 6-1-14】学校法人九州文化学園内部統制システム整備の基本方針、【資料 6-1-e】令和6年度第6回理事会議事録、【資料 6-1-15】学校法人九州文化学園理事会規則（改正後）、【資料 6-1-16】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）、【資料 6-1-17】学校法人九州文化学園監事監査に関する規則等一式、【資料 6-1-18】学校法人九州文化学園内部監査に関する規定等一式
- 大学では公的研究費に関する内部監査内規等を整備するとともに、毎年外部講師を招いて長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修を行うなど、教職員への公的研究費の不正使用防止に対する監査と啓発を行っている。【資料 6-1-19】長崎国際大学公的研究費に関する内部監査内規、【資料 6-1-f】長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針、【資料 6-1-g】令和6年度長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修資料

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全への配慮>

- 環境への配慮については、デマンドコントローラーの導入、照明の適宜LED化により電力消費を抑制している。また、「長崎国際大学廃棄物管理及び処理規程」に基づく薬品類及び化学実験によって生ずる各種廃棄物の管理・処理・環境影響分析等を適切に行っている。加えて、全学教授会や学部教授会、委員会等においては会議資料のペーパーレス化を実現し、紙資源の節約にも努めている。【資料 6-1-h】デマンドコントローラー画面、【資料 6-1-i】長崎国際大学廃棄物管理及び処理規程、【資料 6-1-j】全学教授会開催案内メール

<人権への配慮>

- 法人及び大学においてハラスメントの防止等に関する規定等を定め、ハラスメント防止

に努めるとともに学生及び教職員の人権に配慮している。【資料 6-1-20】学校法人九州文化学園ハラスメントの防止等に関する規定、【資料 6-1-21】長崎国際大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程、長崎国際大学ハラスメント対策委員会規程、長崎国際大学ハラスメント防止ガイドライン、長崎国際大学ハラスメント外部諮問員内規

- 「長崎国際大学個人情報保護規程」を整備し、個人情報の収集、利用、情報記録の開示、保存等について適切に取扱い運用している。個人情報の取扱いに関しては、「学生便覧」にその利用目的や個人情報を集める目的と目的外使用をしないこと等を明記したうえで、丁寧な周知を行うなど、個人情報に関する規定を遵守している。また、「学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則」等を定めて公益通報者の保護も適切に行っている。【資料 6-1-22】学校法人九州文化学園個人情報の保護に関する規則、【資料 6-1-23】長崎国際大学個人情報保護規程、【資料 F-5】学生便覧、【資料 6-1-24】学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則
- 男女共同参画については、「長崎国際大学男女共同参画推進委員会規程」を整備するとともに、年 2 回の定例委員会と必要に応じて臨時委員会を開催し、男女共同参画推進に係る企画立案や男女共同参画推進のための啓発活動について審議している。令和 6(2024)年度は委員が佐世保市男女共同参画推進委員会女性プロジェクトチームのメンバーに選出され、「女性活躍応援宣言」を推奨する事業所との交流を行った。令和 6(2024)年 11 月に開催された男女共同参画都市させば宣言の日記念式典には国際観光学科の学生 2 人が参加し、社会人参加者と共にキャリアに関する座談会のパネリストの役を担った。また、「ライフデザイン&キャリア形成セミナー」を健康栄養学科 1 年次生対象に開催した。講師の講話が興味深い内容で、かつロールモデルを取入れたため、学生自身がワークライフバランスや「多様性」について考えるきっかけとなった。【資料 6-1-k】第 2 回男女共同参画推進委員会議事録、【資料 6-1-l】長崎国際大学男女共同参画推進委員会規程
- 障がい者に対する配慮については、CH サポートセンターを中心に、障がいのある学生を含む修学上の配慮が必要な学生への支援を行っている。関係規程を整備し大学ホームページにも掲載し周知を行っている。また、「学生サポートブック」、「修学上の配慮が必要な学生に関する情報提供シート」を作成して全教職員へ配付するなど、情報の共有と必要な支援を行っている。【資料 6-1-m】長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領等関係資料一式

<危機管理・安全への配慮>

- 法人の危機管理への対応については、危機管理に関する規則やマニュアル、防火・防災管理規定等を定め、また情報セキュリティに関しても情報セキュリティポリシーや、教育・学習データ利活用ポリシーを定めて、組織として適切に対応している。【資料 6-1-25】学校法人九州文化学園危機管理規則、【資料 6-1-26】学校法人九州文化学園防火・防災管理規定、【資料 6-1-27】学校法人九州文化学園情報セキュリティポリシー、【資料 6-1-28】学校法人九州文化学園教育・学習データ利活用ポリシー
- 安全・衛生及び危機管理に関しては、「長崎国際大学就業規則」、「長崎国際大学安全衛生管理規程」、「長崎国際大学安全衛生委員会規程」、「長崎国際大学防火・防災管理規程」、「長崎国際大学危機管理規程」、「長崎国際大学危機管理委員会規程」、「長崎国際大学毒

劇物管理規程」、「長崎国際大学放射線障害予防規程」、「長崎国際大学放射線障害予防委員会規程」及び「長崎国際大学安全保障輸出管理規程」を整備し、学長のガバナンスのもと危機管理に取り組んでいる。また、危機管理基本マニュアル、学生の自殺に関する対応マニュアル・ToDo リスト、消防計画を整備するとともに、消火・避難訓練の実施、監視カメラの設置、さす又の配備、弾道ミサイル発射に伴いJアラートが鳴動した場合の対応等を行うなど各種危機に対し適切に備えている。危機管理や感染症等の安全衛生に関する情報は学内ポータルサイトで情報を発信することで学生及び教職員への周知を図っている。【資料 6-1-29】長崎国際大学就業規則等関係資料一式、【資料 6-1-30】学校法人九州文化学園危機管理マニュアル、【資料 6-1-31】長崎国際大学危機管理基本マニュアル、【資料 6-1-32】学生の自殺に関する対応マニュアル・ToDo リスト、【資料 6-1-n】消防計画等関係資料、【資料 6-1-o】防災避難訓練実施関係資料

- 安全への配慮について、大学の校舎等は、すべて開学した平成 12(2000)年以降に建設しており、昭和 56(1981)年に改正された建築基準法による新耐震基準に適合している。また、点字ブロックやエレベータ、車椅子に対応したスロープ・トイレ・駐車場、屋根付き駐車場、多目的トイレ（一部は温水シャワー付き）を整備するなど学内施設のバリアフリー化を図っており身体に障がいを持つ人に配慮した整備を進めている。また、学内 10 か所に AED（自動体外式除細動器）設置、熱中症対策講習の開催など安全対策を行っている。学生には、毎年度 1 年次生を対象に AED 講習会を「教養セミナー」の中で動画を用いて開催している。また、スポーツ系の学生を中心とした熱中症対策講習会もポータルサイトで動画を用いて開催している。【資料 6-1-p】登記簿謄本全部事項証明書、【資料 6-1-q】令和 6 年度熱中症対策講習資料、【資料 6-1-r】AED 配置図

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

<体制の整備>

- 学校法人九州文化学園では、「学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）」に基づき理事をもって組織する理事会を置き、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。また、理事の構成は「寄附行為」の改正前と改正後で下表のように規定している。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

表 6-2-1 理事の構成 改正前と改正後の比較

改正前	人数	6人以上9人以内
	構成	(1)長崎国際大学学長 (2)評議員のうちから評議員会において選任した者2人以上3人以内 (3)学識経験者のうち理事会において選任された者3人以上5人以内
改正後	人数	6人以上8人以内
	構成	(1)学長(校長)のうちから理事選任機関において選任した者1人以上2人以内 (2)前号に掲げる者のほか、理事選任機関において選任した者5人以上6人以内

- 理事会は、令和6(2024)年度までは、「寄附行為(改正前)」及び「理事会規則(改正前)」において理事会で意思決定できる体制を規定し、「理事会規則(改正前)」第8条において、学長、副学長、学部長、大学院研究科長の選任等を含めて理事会で審議・決定する事項を定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能していた。また、令和7(2025)年度からは「寄附行為(改正後)」及び「理事会規則(改正後)」で理事会の職務権限、決議事項等の意思決定ができる体制を規定している。理事の役割については、理事会において各理事の主な職務内容を決定している。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為(改正前・改正後)、【資料 6-2-a】学校法人九州文化学園理事会規則(改正前・改正後)、【資料 6-2-1】学校法人九州文化学園意思決定に関する組織図

<理事会の運営>

- 理事会の運営について、令和6(2024)年度までは「寄附行為(改正前)」第16条において、理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「理事会規則」第8条において審議・決定事項を定めて開催していた。また、令和7(2025)年度からは、「寄附行為(改正後)」第4章第2節で理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「理事会規則」第4条において審議・決定事項を定め、開催することとしている。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為(改正前・改正後)、【資料 6-2-a】学校法人九州文化学園理事会規則(改正前・改正後)
- 「寄附行為(改正前)」及び「理事会規則(改正前)」に基づき、令和6(2024)年度において理事会は6回開催し、理事の実質出席率は91.7%(委任状を含む出席率は100%)であった。また、やむを得ない理由で委任状出席の理事については委任状による議案の賛否、意見の確認を確実に行うなど欠席時の委任状の取扱いは適切に行っている。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為(改正前・改正後)、【資料 6-2-a】学校法人九州文化学園理事会規則(改正前・改正後)、【資料 6-2-b】令和6年度理事会・評議員会議題一覧、【資料 6-2-c】理事の役割を決定した理事会資料及び議事録、【資料 6-2-d】理事会・評議員会出席状況表
- 各部門及び法人全体の予算並びに決算については、理事会にて適切に審議・承認を行っている。また、期中内に予算の補正が必要となった場合は、その都度補正予算を編成し、同様に理事会にて審議・承認を経ることとなっている。なお、各予算は理事会審議の前に評議員会においてあらかじめ諮問し、決算については理事会で審議・承認後に評議員会で報告することとしている。【資料 6-2-2】令和6(2024)年度・令和7(2025)年度予算を承認した際の理事会議事録、【資料 6-2-3】令和6(2024)年度決算を承認した際の理事会議事録

＜理事の選任＞

- 理事の選任については、令和 6(2024)年度までは、「寄附行為（改正前）」第 6 条第 1 項第 1 号において長崎国際大学学長を職指定理事と定め、2 号理事は評議員のうちから評議員会において選任した者、3 号理事である学識経験者は高い見識と豊富な経営経験を持つ者として定めており、「理事会規則（改正前）」第 8 条第 1 項第 11 号の規定に基づき適切に選任していた。また、改正された私立学校法に対応するため、令和 6(2024)年度第 4 回理事会及び令和 6(2024)年度第 2 回評議員会で「寄附行為」の改正を審議し、文部科学省に寄附行為変更認可申請を行って承認を受け、令和 7(2025)年 4 月 1 日より施行した。法人の理事選任機関は評議員会とすることは「寄附行為（改正後）」第 6 条で定め、「学校法人九州文化学園理事選任機関運営規定」を制定した。併せて「寄附行為（改正後）」第 8 条で理事の資格及び構成を私立学校法第 31 条に基づくことを規定し、「学校法人九州文化学園理事長及び理事の選任基準」も制定して、その第 2 条第 5 号で、私立学校法第 146 条第 1 項に定めるいわゆる外部理事 2 人以上を選任することを規定するなど、適切に理事を選任する体制を整えている。 【資料 6-2-4】 理事を選任する会議体の規則等、【資料 6-2-5】 理事を選任した際の理事会・評議員会の議事録

＜中期的な計画＞

- 中期的な計画については、第 2 期中期計画（令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度）を令和 2(2020)年度第 4 回理事会において審議・承認した。その後、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームの数値目標の改定のために令和 5(2023)年度第 3 回理事会で一部改正を行い、財務状況の予算と実績の見直しのために令和 5(2023)年度第 6 回理事会で一部改正を行っている。 【資料 6-2-6】 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会議事録

＜理事の職務執行状況の報告＞

- 理事の職務執行状況については、令和 7(2025)年度以降は、「寄附行為（改正後）」第 16 条において、理事長及び業務執行理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことを規定している。 【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

- 使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、各部門の連絡を密に行うことによって組織の相互理解を高め、理事会は適切に機能している。また、使命・目的の達成に向けて社会的な変化への対応に対する速やかな意思決定のため、各理事の役割を理事会で定め、その役割を果たしている。 【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）、【資料 6-2-a】 学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）
- 法人と大学が情報や課題を共有し、連絡調整を行うことを目的とした「運営会議」を毎月開催している。この会議は学長の教学運営と理事長による大学経営の接点として有効に機能しており、学長が円滑な意思決定を行ううえでの一助となっている。構成メンバーは学長、理事長に法人本部長、法人事務局長及び大学事務局長等を加え、法人全体の経営方針との調整を図っている。また、副学長、各学部長、各研究科長も同会議の構成メンバーであり、法人及び各学部間とのコミュニケーションを密にすることで、学長の円滑な意思決定に繋がっている。各委員会の構成メンバーとして、事務局長又は事務局

次長若しくは代務者及び所管課課長が参画し、また全学教授会に各課課長等が陪席することで教学運営状況を共有している。【資料 6-2-e】長崎国際大学運営会議規則、【資料 6-2-f】令和 6 年度運営会議議事録、【資料 6-2-g】各委員会規程、【資料 6-2-h】長崎国際大学教授会規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

<理事会と評議員会の意思疎通と連携>

- 令和 6(2024)年度までは、理事会と評議員会の意思疎通と連携が適切に図られるよう、「寄附行為（改正前）」第 11 条により「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」こと、同第 16 条第 7 項において「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」こと、同第 21 条において「諮問事項として理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」ことを明記していた。理事長は評議員会を招集し、予算や借入金、事業計画及び「学校法人九州文化学園寄附行為」の変更等について、評議員会に議案を提出し意見を聴き、評議員会に対し決算報告をして意見を求めるほか、学校法人としての意思決定をより機動的に行うようにしていた。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前）
- 令和 7(2025)年度以降は「寄附行為（改正後）」第 14 条第 5 項において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」こと、同第 18 条第 1 項において「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」こと、同第 37 条第 2 項において「理事会が、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」ことを明記している。理事会は、重要な資産の処分又は譲受け、多額の借財、予算や事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更、寄附行為の変更等については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこと、同第 68 条第 2 項により評議員会に対し決算報告をして意見を求めることを規定し、意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行い、学校法人としての意思決定をより機動的に行うよう整備している。【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正後）

<教職員の提案をくみ上げる仕組>

- 大学の事務局長、事務局次長、各課長・室長・センター長により構成される責任者連絡会を毎週水曜日に開催しており、その場に理事長、法人事務局長、学長、副学長も参加し、情報共有と意思疎通を図りながら教職員の提案をくみ上げる仕組を構築している。また、監事が法人に所属する職員への業務面接を実施し、業務上の課題や要望、提案をくみ上げている。【資料 6-3-a】責任者連絡会資料、【資料 6-3-b】監事面接日程

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

＜評議員の選任＞

- 学校法人九州文化学園では、「寄附行為（改正前・改正後）」に基づき、評議員をもって組織する評議員会を置き、理事会が使命・目的の達成に向けて意思決定ができるように監督と助言ができる体制を整備している。また、評議員の構成は、「寄附行為」の改正前と改正後で、下表のように規定している。 【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）、【資料 6-3-1】 評議員を選任した際の会議体の議事録

表 6-3-1 評議員の構成 改正前と改正後の比較

改正前	人数	13人以上19人以内
	構成	(1)この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 5人以上7人以内 (2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 4人以上6人以内 (3)学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人以上6人以内
改正後	人数	7人以上9人以内（ただし、評議員の実数は理事の実数を超える数）
	構成	(1)この法人の職員で評議員会において選任した者 2人以上3人以内 (2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、評議員会において選任した者 2人以上3人以内 (3)学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人

＜評議員会の運営＞

- 評議員会の運営について、令和6(2024)年度までは「寄附行為（改正前）」第19条において評議員をもって組織する評議員会を置くこと、同第21条において諮問事項を定めて開催していた。また、令和7(2025)年度からは、「寄附行為（改正後）」第6章第2節第37条において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項と決議が必要な事項をそれぞれ定めて開催することとしている。 【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）
- 令和6(2024)年度の評議員会は4回開催され、評議員の実質出席率は98.6%（委任状を含む出席率は100%）であり、適切な助言を行うなど、理事会に対するチェック機能を果たしていた。また、予算については補正予算も含めて学校法人の目的等に合致しているか、決算については事業計画に対する実績を評価し、今後の事業運営に関する意見を聴いていた。なお、私立学校法第36条第4項で規定している事項及び第148条第3項で指定している事項については、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしており、下表のとおり対象事項に関して適切に行っている。 【資料 6-3-c】 令和6(2024)年度評議員会の出席状況、【資料 6-3-d】 令和6年度年度理事会・評議員会議題一覧、【資料 6-3-3】 予算を審議した際の評議員会の議事録

表 6-3-2 評議員会の対象事項一覧

事項	評議員会
令和6年度事業計画書の作成	令和5年度第4回評議員会
中期計画財務計画表の一部追加修正	令和5年度第4回評議員会
令和7年度事業計画書の作成	令和6年度第4回評議員会
役員の報酬等の支給の基準の一部改正	令和6年度第4回評議員会

- 私立学校法第 105 条第 3 項で指定している「計算書類及び事業報告書」については、理事会の審議・承認後、評議員会に報告し、意見を求めている。 【資料 6-3-4】 決算を報告した際の評議員会の議事録

表 6-3-3 評議員会の対象事項一覧

事項	評議員会
令和 5 年度決算	令和 6 年度第 1 回評議員会
令和 5 年度事業報告	令和 6 年度第 1 回評議員会
令和 6 年度決算	令和 7 年度第 1 回評議員会
令和 6 年度事業報告	令和 7 年度第 1 回評議員会

<監事>

- 監事の選任については、令和 6(2024)年度までは、「寄附行為（改正前）」第 7 条の規定に基づき、理事会において選出した候補者から、評議員会の同意を得て、理事長が選任していた。令和 7(2025)年度以降は、「寄附行為（改正後）」第 22 条の規定、「学校法人九州文化学園における監事の選任基準」を制定し、評議員会の決議によって選任することとしている。 【資料 6-3-e】 学校法人九州文化学園における監事の選任基準、【資料 6-3-2】 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
- 監事の職務については、「寄附行為（改正前）」に基づき、令和 6(2024)年度の理事会出席率は 100%（6 回開催）、評議員会出席率は 100%（4 回開催）であった。監事は非常勤で、業務としては「監事監査規則」等に基づく監査計画表の策定、計画に沿った業務等（教学監査含む）の監査、理事会・評議員会へ出席、監事活動報告の四半期ごとの理事会及び評議員会への報告等であり、学校法人の適正かつ透明な運営を確保するため、必要に応じて指摘・改善を促している。また、監査法人による会計監査への同席、監事による職員への業務状況のヒアリングを実施し、業務上の課題を抽出している。加えて、監事は学校法人の管理運営の適正性を確保するために、公認会計士・会計監査人及び内部監査室等と監査計画・結果等に関する情報や意見を共有するなど、密接な連携を図ることで、効率的かつ的確な監査の実施に努めている。 【資料 6-3-5】 監事監査に関する規則等一式、【資料 6-3-6】 監事監査計画表、【資料 6-3-f】 令和 6(2024)年度監事の理事会・評議員会出席状況、【資料 6-3-g】 令和 6 年度監事会議事録一式、【資料 6-3-h】 監査計画表を報告した理事会・評議員会議事録、監査報告を報告した理事会・評議員会議事録

<会計監査人>

- 会計監査人は、令和 7(2025)年度以降「寄附行為（改正後）」第 50 条の規定に基づき、評議員会の決議によって選任することとしている。 【資料 6-3-2】 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

- 法人は、財務基盤の確立を図るため、中期計画や各年度の事業計画目標に基づく適切な予算配分並びに執行、また約定返済に努めている。その結果、令和 6(2024)年度の純資産構成比率は 82.4%となり、前々年度（78.2%）及び前年度（79.7%）と比較すると高くなっている。一方、令和 6(2024)年度の翌年度繰越支払資金が 861 百万円と前年度と比較すると減少しているものの、今後の約定返済額も大幅に減少していくことから、収支バランスの確保と併せて財務基盤の確立に寄与するものと考えている。 【資料 6-4-a】 令和 6(2024)年度 計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）

表 6-4-1 令和 6 年度以降の約定返済額（法人全体）

年度	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
返済額（百万円）	501	375	165	119	89	53

- 資産運用については、「学校法人九州文化学園資金運用規則」、「学校法人九州文化学園資金運用管理基準」に則り、安全性と流動性を重視した運用に努めている。また、資産運用状況は、各年度当初の理事会に報告することを義務付けている。 【資料 6-4-5】 学校法人九州文化学園資金運用規則、資金運用管理基準、【資料 6-4-b】 令和 6 年度 通期運用明細、【資料 6-4-c】 令和 7(2025)年度 第 1 回理事会議事録

6-4-② 収支バランスの確保

- 毎年 10 月に大学をはじめとする各部門に対し、「学校法人九州文化学園経理規則」第 5 章及び「学校法人九州文化学園予算規定」第 2 章の規定に基づき、理事長による予算編成方針と法人事務局長による予算編成要領を示し、それらに則った予算編成を各部門が実施している。 【資料 6-4-1】 令和 6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）、【資料 6-4-2】 令和 7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）
- 法人全体の収支については、本法人は中期計画や各年度の事業計画目標に基づく予算執行に努めてきた結果、令和 6(2024)年度は、法人全体で基本金組入前当年度収支差額が 26 百万円、事業活動収支差額比率 0.4%、経常収支差額比率 0.2%となり、収支のバランスは確保されている。 【資料 6-4-3】 令和 6(2024)年度収支予算書・計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）
- 部門別で示すと、大学単独では、令和 6(2024)年度は、基本金組入前当年度収支差額 283 百万円、事業活動収支差額比率 7.9%、経常収支差額比率 7.5%となり、一方短大は同年度基本金組入前当年度収支差額 22 百万円、事業活動収支差額比率 3.3%、経常収支差額比率 3.2%となり、両部門とも収支のバランスは確保されている。 【資料 6-4-3 令和 6(2024)年度収支予算書・計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）
- 外部資金に関して、令和 6(2024)年度法人全体で 130 百万円、大学としては、126 百万円が寄付金収入として計上されている。また、令和 6(2024)年度「少子化時代を支える

新たな私立大学等の経営改革支援」のうち、「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」（メニュー1）並びに「複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援」（メニュー2）に短大がそれぞれ選定され、5年間で最大161百万円の助成を受けることとなっている。【資料6-4-4】令和6年度外部資金導入の実績

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

- 令和2(2020)年12月4日（修正：令和6(2024)年3月28日）開催の理事会において承認された学校法人九州文化学園 中期計画 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度（5カ年）に基づき、財務上の数値目標を設定して、適切な財務運営を行っている。令和6(2024)年度経常収支差額比率は0.2%となり、学校法人九州文化学園中期計画の目標（修正後）を若干下回る数値となった。【資料6-4-d】学校法人九州文化学園中期計画 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度（5カ年）、【資料6-4-e】令和2年度第4回評議員会・第4回理事会議事録、【資料6-4-f】令和5年度第4回評議員会・第6回理事会議事録、【資料6-4-g】令和6年度収支予算書・計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）
- 学校法人九州文化学園中期計画を達成するために、各部門の事務局長が参加する事務局長会議を毎月開催し、各部門における予算執行の進捗を月次単位で確認している。その際予算と実績に大きな乖離がみられる事項については、各部門間で協議を行いながらその都度修正を図るように努めており、法人全体として適切な財務運営体制を構築している。【資料6-4-h】学校法人九州文化学園事務局長会議規定、【資料6-4-i】令和6年度事務局長会議事録

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

「基準項目6-5を満たしている。」

(2) 6-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

- 法人の予算は、「学校法人九州文化学園経理規則」第5章及び「学校法人九州文化学園予算規定」第2章の規定に基づき、まず理事長による予算編成方針と、法人事務局長による予算編成要領が各部門に示されたのちに策定されている。【資料6-5-1】学校法人九州文化学園経理規則、【資料6-5-2】学校法人九州文化学園予算規定、【資料6-5-a】令和6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）、【資料6-5-b】令和7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）、【資料6-5-c】令和6(2024)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）、【資料6-5-d】令和7(2025)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）
- 大学においては、学長の教育活動方針に基づく予算編成スケジュールに沿って予算原案を作成している。立案された予算原案は運営会議の承認を経て予算案として具体化され、

学長が最終決定を行い、法人事務局財務課を経て法人事務局長へ提出される。提出された予算については、他部門の予算と併せて評議員会にて諮問され、理事会で議決されている。なお、予算編成については、学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度（5 ヵ年）及び当該年度の事業計画を踏まえ、学部学科や事務局各課との協議・調整を行ったうえで策定されている。 【資料 6-5-e】 令和 5 年度 3 月定例運営会議 議事録

- 会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人九州文化学園経理規則」、「学校法人九州文化学園予算規定」、「学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領」等の関係規定に基づき適正に実施している。 【資料 6-5-f】 学校法人九州文化学園経理規則、【資料 6-5-g】 学校法人九州文化学園予算規定、【資料 6-5-h】 学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領
- 大学においては、予算の管理については、Web 予算管理システムによる運用を行っており、予算の執行事務については全教職員に対し毎年度予算執行のための「勘定科目基準書」を明示し、会計事務処理を適正に行っている。また、事業を円滑に行うため、出張命令及び予算施行に関して職責と予算規模に応じて適切な委任ができる体制を整えている。 【資料 6-5-i】 勘定科目基準書（第 11 版）、【資料 6-5-j】 Web 管理システムの手順書、【資料 6-5-k】 長崎国際大学出張命令の委任に関する規程、【資料 6-5-l】 長崎国際大学予算執行の委任に関する規程
- 法人事務局財務課主催の会計担当者会議において、会計事務の効率化や適切な事務処理の統一化を図っている。 【資料 6-5-m】 学校法人九州文化学園会計担当者会議内規、【資料 6-5-n】 令和 6(2024)年度会計担当者会議議事録
- 予算と著しくかい離がある決算額の科目については、その原因を分析し、補正予算を編成している。補正予算は評議員会で意見を聴き、理事会で議決している。 【資料 6-5-o】 令和 6 年度第 4・6 回理事会議事録

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- 会計監査などを行う体制については、本法人は公認会計士による会計監査及び監事による業務監査（教学監査を含む）と会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、令和 6(2024)年度は延べ 900 時間行われ、会計帳簿書類及び決算書類等による監査を厳正に行っている。一方、監事による監査は会計帳簿書類の閲覧・照合により財産状況を監査する会計監査と、各部門における事業計画の進捗状況や職員面接実施によって業務執行上の課題抽出を行う業務監査（教学監査を含む）を実施している。監査結果については、監事が原則として年 4 回開催される理事会及び評議員会に出席して報告を行っている。また、令和 7(2025)年度以降、会計監査人は寄付行為第 50 条の規定に基づき、評議員会の決議に基づき選任することとしている。 【資料 6-5-p】 学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）、【資料 6-5-q】 令和 7 年度第 1 回理事会議事録・監査報告書、令和 7 年度第 1 回評議員会議事録・監査報告書、【資料 6-5-r】 令和 6 年度監査計画表・監事活動報告書、【資料 6-5-3】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正後）
- 監事は公認会計士との意見交換や内部監査室との連携を行っており、三様監査及び会計監査体制は構築されている。この監査体制が法人全体の厳正な会計監査の実施に繋がっている。 【資料 6-5-s】 令和 6 年度監事監査報告書

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 理事会及び評議員会は私立学校法並びに「学校法人九州文化学園寄附行為」、「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り、適切に運営している。教職員は「九州文化学園就業規則」及び「長崎国際大学就業規則」において学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに「学校法人九州文化学園行動規範」に基づき、適切な運営を行い経営の規律性と誠実性の維持に努めている。
- 環境保全、人権、安全への配慮に関しては、デマンドコントローラーの導入、照明のLED化、紙資源の節約に努めている。また、ハラスメントの防止対策や危機管理への対応マニュアル策定、障がい者支援、個人情報保護、防火・防災訓練を実施するなど環境保全、人権、安全に配慮し、社会情勢の変化に即した対応への見直しを行っている。
- 理事会・評議員会は「学校法人九州文化学園寄附行為」、「学校法人九州文化学園理事会規則」等に則り、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。また、理事・監事及び評議員の選任等並びに事業計画の進捗管理についても、検証報告を受けている。
- 学校法人九州文化学園 中期計画 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(5ヵ年)に基づいて、年次の事業計画及び予算書を作成し、適切に執行している。今次中期計画において、目標数値にかい離が発生したため、令和5(2023)年度 第4回評議員会(令和6(2024)年3月28日開催)及び令和5(2023)年度 第6回理事会(令和6(2024)年3月28日開催)において中期計画の改正の審議を行い、適切な目標数値に変更した。
- 学校法人会計基準等に基づき会計処理を適正に実施しており、全教職員に対し予算執行のための勘定科目基準書を明示し、会計事務処理の向上を図っている。
- 予算執行については、各部門の経理責任者が集まる事務局長会及び各部門の会計担当者による会議で毎月の分析を行い、適切な予実管理に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 私立学校法の改正に伴う対応として、理事会・評議員会の構成メンバーの再編制、理事選任機関の新たな制定、各規程の改正等を法人として適切に実施してきたものの、実際に新たな体制で学園のガバナンスが効果的に機能するかを注視する必要があると考えている。
- 財務状況について、令和6(2024)年度は経常収支差額が収入超過であったものの、令和5(2023)年度以前は支出超過の状況が続いていたため、内部留保の拡張を含めた強固な財務基盤の確立及びその安定化が法人として大きな課題と捉えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 新たなガバナンス体制での学園運営が機能しているかを判断するため、新理事会及び新評議員会においてガバナンス体制に関する情報・意見を頻繁にくみ取りながら、改正後の私立学校法に沿った組織運営が法人として実現できるよう、抽出された課題等について迅速に対応・検討するよう努めたい。
- 強固な財務基盤の構築のため、それに寄与する学生募集に引き続き注力するとともに、寄附金を含む外部資金の獲得に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、収入源の多角化を図ることとしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の理念であるホスピタリティを核とした初年次教育

A-1. ディプロマ・ポリシー達成のための初年次教育の効果的な実践

① 建学の理念を具現化する初年次教育の授業科目「茶道文化 I A」

② 茶道文化で実現する教育のユニバーサルデザイン

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 建学の理念を具現化する初年次教育の授業科目

- 本学のディプロマ・ポリシーに掲げたホスピタリティ獲得の基盤形成を目指して、初年次教育を構築している。初年次教育では、ディプロマ・ポリシーに掲げたホスピタリティの五つの能力育成の基盤を培うために、ホスピタリティの意味を講義で教授するだけでなく、実践・演習をとおして態度や行動を修得することで強化・充実されると考えている。そのために「教養セミナー」、「ホスピタリティと SDGs」、「茶道文化 I A・I B」の 3 科目を平成 29(2017)年度から初年次教育科目（必修）に位置付けた。さらに、令和 7(2025)年度から、より効果的な教育成果を期待して、「ホスピタリティセミナー」、「教養セミナー」、「茶道文化 I A・I B」に教育課程を改訂し、この 3 科目の有機的な連携を本学の初年次教育の特徴としている。特にホスピタリティを実践するための科目である「茶道文化 I～IV」は、本学の母体である九州文化学園がその創立以来 80 有余年にわたって培ってきた、地元の平戸藩主・松浦鎮信が起こした武家茶である鎮信流茶道による人間教育の基本である。自明堂と不息庵の二つの茶室における薄茶のお点前をとおして、心身を一体化させた客へのもてなしを学ぶことは、建学の理念の具現化に通じている。このような考えから、「茶道文化 I A・I B」は初年次教育に組入れ、1 年次の必修科目としている。【資料 F-13】講義概要（シラバス）、【資料 A-1-a】ホームページ（学校法人九州文化学園）
 - 本学の教育理念や活動を高校生が理解・体験出来るよう、平成 23(2011)年度よりハウステンボスを会場に「ハイスクール茶会 in ハウステンボス」を開催している。地域の高校と大学が協力した実行委員会形式で運営し、本学の教職員、学生が茶席の設営や支援を行うという形で開催し、長崎県及び佐賀県の高校がハウステンボス各所に茶席を設け、高校生がお点前を披露して、観光客の方々にお呈茶を行っている。コロナ禍で中断したが、令和 5(2023)年度より再開して、令和 6(2024)年度まで延べ 2,352 人の高校生が参加し、延べ 25,860 人に呈茶した。このイベントは茶道を通じた本学の地域貢献の一つであり、本学に対する高校生の理解と進学にもつながっている。【資料 A-1-b】ホームページ（社会連携 催事・イベント情報・ハイスクール茶会）
- ##### ② 茶道文化で実現する教育のユニバーサルデザイン
- 茶道文化の授業は、平成 29(2017)年度から初年次教育科目（必修）に位置付けられているため、令和 6(2024)年度は、1 年次生 435 人全員が履修している。日本人学生だけでなく留学生、また個別の配慮を必要とする学生など、多様な学生が受講している。それ

らの多様性に対し、それぞれの学生が十分に学修効果を得られるように様々な工夫を行い、ユニバーサルデザインに基づく授業を構築している。第1は少人数グループによる授業運営であり、ほとんどの学生が茶道を初めて学ぶため、授業は7~8人程度の少人数グループに分かれて、各グループに1人の担当者が配置される。この担当者は、専任教員だけでなく茶道専門家（非常勤講師）、事務局職員、更には研修と審査を受けた補助員の学生（以下「補助員学生」という）である。事前に、授業担当者全員が到達目標を確認し、授業中に気づいた学生の様子や課題を共有し、時には担当者やグループの編成を柔軟に変更するなど、毎回の授業に対応している。第2は、多様な学生に対応した授業設計で、授業開始時に補助員学生による見本点前を紹介し、その立ち居振る舞いを見て授業の到達点を理解させている。正座が難しい学生には、体に負担がかからない姿勢や椅子の使用を認め、留学生には靴を脱ぐ所作や正座と言った日本独特の文化や習慣を理解させることなどの工夫も行っている。第3には全学的な支援体制による合理的配慮の実現である。留学生には国際観光学科の日本語教員及び国際交流・留学生支援センターと連携しながら必要なサポートを提供している。配慮が必要な学生にはCHサポートセンターやピア・サポーターの学生と連携して、配慮内容に関する情報を共有し適切な対応とサポートを行っている。学生達はこの授業をとおして自分と異なる背景や特性をもつ学生と共に学び合う経験を得ており、多様性を尊重し共生する視点を育む実践的な教育となっている。【資料 A-1-c】補助員学生資料、【資料 A-1-d】ホームページ（茶心悠々 長崎国際大学茶道研究室）

- 茶道の基本は「座」にあり、茶を点てる者と飲む者とがともに同じ空間に座る。茶道文化の授業では、教師と学生、先輩と後輩、配慮が必要な学生とそうでない学生、日本人と留学生がともに同じ目線で向き合い、互いを敬いながら支え合うことを目指している。そこに生まれるしなやかな所作と品格、「もてなしの心」こそ本学の建学の精神である。この精神は、どの学科に学ぼうとも、どんな分野に進もうとも将来必ず生かされるものと期待されている。【資料 F-2】大学案内（NIUの初年次教育・茶道教育）

A-2. ホスピタリティに基づいたキャンパスにおける共生社会の構築

① ホスピタリティに基づいた学生支援体制の構築

② ホスピタリティと健康を大切にするユニバーサルキャンパス

(1) A-2の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① ホスピタリティに基づいた学生支援体制の構築

- ピア・サポート制度は、「仲間(peer)による支援(support)」の体制であり、障がいなどでサポートが必要な学生に対して、同級生や先輩が「おもいあい・たすけあい・ささえあい」の人間関係をとおしてサポートを行う仕組みとなっている。サポート内容は、授業での机の準備、板書の記録、教室の移動、講義内容の音声の文字化、要点を書き取るポイントテイク、生活場面でのサポートなどである。令和6(2024)年度のピア・サポーターは54人、ピア・サポート利用学生は9人であった。本制度は、長崎国際大学ピア・

サポート学生組織（以下「NPS」という）が中心となって活動しており、令和 5(2023)年に、「障害者の生涯学習支援活動」として文部科学大臣より「障害者の生涯学習支援活動奨励活動表彰」を受けた。ピア・サポート制度は、サポートを受ける学生に対する学修機会やキャンパスライフの支援だけではなく、サポートする学生が多様性を理解し、様々な支援の在り方を工夫する中で、本学の理念であるホスピタリティを体得し大きく成長していくことにつながる活動である。 【資料 A-2-a】 ホームページ（学生生活 障害のある学生の支援）

- ピア・サポーターは、毎年研修会を受講し、支援技術の向上に努めている。研修会の一部は、NPS に所属する学生が中心となって企画・運営を行っている。令和 6(2024)年度第 2 回研修会では、障がいのある学生が当事者の立場から車いすの使用方法などをピア・サポーターに教授した。参加者アンケートの結果、9 割以上の受講者から高い満足度が得られた。 【資料 A-2-b】 令和 6(2024)年度学長裁量経費実績報告書

② ホスピタリティと健康を大切にユニバーサルキャンパス

- 新型コロナウイルス感染症への対応では、すぐに授業のオンライン化に取り組み、様々な方法で遠隔授業を始めた。同時に、医学部がない大学ではあるが、学生や教職員の感染防止と不安の払拭のため、NIU 利休庵診療所（学内診療所）や NIU 疾患検査センター（PCR 検査センター）を開設し、CH サポートセンターを窓口にして大学、診療所、検査センターが連携した感染防止体制を整え、感染者の早期発見、早期受診（処置）の対応と感染状況に合わせた対応を行った。 【資料 A-2-c】 ホームページ（情報公開 令和 4 年度 新型コロナウイルス感染症対策の取組状況）
- 感染拡大防止策として毎朝「健康チェック（全学生及び全教職員対象）」を学内のポートフォリオを活用して実施し、CH サポートセンターが全学生及び全教職員の健康状態を把握したうえで、必要に応じて「NIU 利休庵診療所」、「NIU 疾患検査センター」と連携した。有症状者には診療所での診察や迅速な PCR 検査を行い、感染の早期発見とクラスター発生の抑止に努めた。また、新型コロナワクチン接種やインフルエンザ予防接種の時期には、全学生及び全教職員、学園内の短期大学、高等学校、専門学校及びハウステンボスなどの関係企業の従業員を対象として、接種希望者へ学内で集団接種を実施した。 【資料 A-2-d】 ホームページ（NIU トピックス 大学総合 2022.5.30 新型コロナウイルスワクチン 職域追加接種(3 回目)終了報告）

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 茶道文化ⅠA・ⅠB で学生は、ホスピタリティの視点から茶道を学ぶ意義を理解し、茶道の精神や点前の作法及び客作法を、日々の生活のなかに活かすことを学んでいる。茶道文化ⅢA・ⅢB では、亭主（もてなす側）と客（もてなされる側）双方の心遣いや気配りを中心に、茶道の三要素（落ち着き・姿勢・道具の位置）を学んでいる。更に、その成果は学園祭における茶会、地域の「波佐見茶会」等で亭主として茶会を催し、ホスピタリティの実践をとおして地域交流にも貢献している。
- ピア・サポート制度は、支援する学生組織 NPS の学生が多様性を理解し、様々な支援の在り方を工夫する中で、本学の理念であるホスピタリティを体得し大きく成長してい

る。NPS の活動は文部科学大臣より「障害者の生涯学習支援活動奨励活動表彰」を受けるなど、「障害者の生涯学習支援活動」にも大きく貢献している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 多様な学生に対する支援の在り方を的確にとらえて、さらにそれぞれの学生が十分に学修効果を得られるように様々な工夫を行い、ユニバーサルデザインに基づく授業を構築していく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 授業や各種活動においてユニバーサルデザインに基づくキャンパス運営を目指し、CHサポートセンターを中心に授業科目担当者と協力して、多様な学生に対する支援の在り方や授業の工夫を連携・強化していく。

V. 特記事項

1. 大学スポーツを通じた運動部学生の人間力向上と地域貢献

- 本学は、公認団体の中で「体育会系強化指定部」として、サッカー部、硬式野球部、駅伝部、テニス部、空手道部、アーチェリー部、ソフトテニス部、ゴルフ部、バレーボール部の9競技13団体が指定され、381人（2024.5.1現在）の学生が所属している。本学はスポーツ庁が推進している「大学スポーツの振興」に賛同し、令和元(2019)年に「スポーツ・アドミニストレーター」を設置するとともに、令和2(2020)年にこれらの強化指定部及び体育会系運動部の「大学スポーツ支援・振興」、スポーツ系学生に対する「競技力向上支援」、「人材育成支援」、さらに「地域スポーツ振興活動支援」や他の学外機関との連携による「地域貢献」を主たる目的とした「スポーツ支援・振興室」を設置し、令和3(2021)年には教職協働組織として「スポーツサポートセンター」を整備した。
- 令和元(2019)年に本学は一般社団法人大学スポーツ協会（以下「UNIVAS」という）に加盟し、運動部学生の将来的なキャリアを考え、「人間力の向上を支援する学びの充実」、「安全安心な環境の確立」、「大学スポーツの認知拡大」の充実を目指した。また令和5(2023)年には UNIVAS 安全安心ガイドラインの認証評価基準を満たし、UNIVAS 加盟大学の「UNIVAS SSC」の認定を受けて、「スポーツサポートセンター」は定期的に強化指定部指導者と関係部局（学生課、入試募集センター、キャリアセンター、スポーツ支援・振興室等）と情報交換を行い、活動の振興・支援等について協議している。
- スポーツ庁の公募事業では、令和元(2019)年度「大学スポーツ振興の推進事業」、令和2(2020)年度「大学のスポーツ資源を活用した地域活性化拠点形成・大学スポーツ・アドミニストレーター設置支援事業」、令和6(2024)年度「感動する大学スポーツ総合支援事業：事業②大学生指導員の養成・確保に関する実証事業、事業③大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出支援事業」に採択された。これらの事業（学生サポート、講座・セミナー、イベント等）では、学生を含めた外部の参加者が事業②で533人、事業③で1,751人、延べ2,284人あった。また、事業②では、昨今の「中学校部活動の地域移行」に伴い、佐世保市内・東彼杵町の中学校に41人の学生（主に本学の授業科目「地域連携活動」履修生）が「指導者アシスタント」として派遣され、謝金・交通費等の支援を実施し、中学校の部活動の指導を行い、地域の課題である外部指導者の育成及び資質向上について産学官連携にて実施するだけでなく、スポーツを通じた人間力の向上に資する教育機会を得ることが出来た。また、学生・教職員が主体となり大学近隣の子ども達や保護者が参加する「NIU キッズキャンパス&スポーツフェスタ」を開催している。これらの事業の評価については、本学と連携している地方公共団体、企業が参加した「連携連絡会議」にて事業報告を行い、外部評価（21団体による5段階評価）では、事業②は3.44、事業③は3.63の評価を得た。また、今年の1月には「NIU スポーツアワード」を実施し、主に強化指定部の新人賞、サポーターングスタッフ賞、戦績、勉学（GPA）、地域スポーツ振興活動に対し、個人・団体で表彰を行った。
- 令和7(2025)年3月にはこれらのことが評価され、UNIVASより「UNIVAS AWARDS 2024-25」において、「大学スポーツ組織運営優秀取組賞」を受賞した。今後も、本学は強化指定部の学生を支援し、競技力向上だけでなく人間力向上と地域スポーツ振興活動にも積極的に貢献したいと考えている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	長崎国際大学学則第 1 条において目的を定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし	1-1
第 85 条	○	長崎国際大学学則第 3 条において、本学の学部組織を定めている。	1-1
第 87 条	○	長崎国際大学学則第 14 条において修業年限を定めている。	4-1
第 88 条	○	長崎国際大学学則第 14 条において修業年限、第 15 条で、在学期間を定めている。長崎国際大学学則第 21 条において編入学及び再入学について定めている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし（早期卒業制度の定めはない）	4-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度の定めはない）	4-1
第 90 条	○	長崎国際大学学則第 17 条において入学資格を定めている。	3-1
第 92 条	○	長崎国際大学学則第 8 条において教育研究実施組織を定めている。長崎国際大学教員規程第 3 条において教員の職務を定めている。関連規程	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	長崎国際大学学則第 10 条において、教授会を置くことを定めている。学長が教授会の意見を聴取する事項は、長崎国際大学教授会規程第 2 条の 2 において定めている。	5-1
第 104 条	○	長崎国際大学学則第 37 条、大学院 学則第 33 条、学位規程第 3 条において、学士、修士、博士の学位授与について定め、教授会の意見を聞き、学長が授与している。	4-1
第 105 条	○	学則第 47 条の 3 に履修証明プログラムについて規定し、長崎国際大学履修証明プログラムに関する規程第 8 条で、修了要件、修了認定及び履修証明書の授与について定めている。	4-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学ではない）	3-1
第 109 条	○	長崎国際大学学則第 2 条において自己点検・評価について定めている。長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、自己点検・評価委員会規程を定め、自己点検・自己評価を実施し、その結果を公表している。認証評価機関において定められた期間内に認証評価を受審している。	2-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況の公表については、ホームページの「情報公開」に毎年度更新した情報を公表している	4-2
第 114 条	○	長崎国際大学学則第 7 条に事務局について定めている。第 8 条で教育研究実施組織として教員及び事務職員等について定めている。自己点検・評価委員会規程第 2 条 5 項 6 項において研修等について定め実施している。	5-1 5-3
第 122 条	○	長崎国際大学学則第 21 条において編入学について定めている。	3-1
第 132 条	○	長崎国際大学学則第 21 条において編入学について定めている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則に記載しなければならない事項については 第 1 号は、長崎国際大学学則第 11 条～第 14 条 第 2 号は、長崎国際大学学則第 3 条・4 条の 2 第 3 号は、長崎国際大学学則第 22 条・23 条 第 4 号は、長崎国際大学学則第 28・36 条 第 5 号は、長崎国際大学学則第 4 条・8 条 第 6 号は、長崎国際大学学則第 16～20 条・第 29～36 条 第 7 号は、長崎国際大学学則第 52 条 第 8 号は、長崎国際大学学則第 45～46 条	4-1 4-2

長崎国際大学

		第9号は、長崎国際大学学則第61条に定めている。	
第24条	○	指導要録は、学籍簿として学習及び健康の状況を記録し、教務システムで管理している。また、出席簿、成績報告確認表、卒業判定資料を管理している。なお、学生が必要な証明書（卒業証明書、卒業見込み証明書、成績証明書）は学長名で発行している。	4-2
第26条 第5項	○	長崎国際大学学則第46条に、懲戒について定めている。また、長崎国際大学賞罰規程を制定・運用している。	5-1
第28条	○	学校において備えなければならない表簿については、 1 学校に関係のある法令については、事務局に備えるとともに、e-Gov（電子政府の総合窓口）のリンクを共有している。 2 学則、日課表等については、長崎国際大学諸規程として総務課のシステムを利用し管理・共有している。日課表は授業時間割において提示し、教務課で管理している。教科用図書配当表はシラバスに、教科書及び資料が掲載されている。学校医執務記録簿は、保健室で管理している。 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿は総務課で管理している。 4 学籍簿や出席に関する記録は教務課で教務システム、出席管理システムを利用し管理している。 5 入学者選抜及び試験に関する表簿はそれぞれ入試・募集センター、教務課で管理している。 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算、決算についての帳簿は、会計課並びに法人本部にて管理している。図書機械器具等の蔵書目録は、「蔵書目録データベース」で図書館において管理している。 7 表簿の保管については、文書取扱い規程に基づき管理している。（学校法人九州文化学園文書保存規程を準用している）	4-2
第143条	○	長崎国際大学教授会規程第12条において委員会の設置を定めている。	5-1
第146条	○	長崎国際大学学則第27条において、修業年限及び科目等履修生の既修得単位を認定することを定めている。	4-1
第147条	—	該当なし（早期卒業制度の定めはない）	4-1
第148条	—	該当なし（薬学部は6年制であるが、該当しない）	4-1
第149条	—	該当なし（早期卒業制度の定めはない）	4-1
第150条	○	長崎国際大学学則第17条に入学資格を定めている。	3-1
第151条	○	入学資格は、学則第17条に「本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者（2）特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者（3）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者。）（4）外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者。）（5）外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者（6）我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了した者。）（7）高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者（8）指定された専修学校の高等課程を修了した者（9）旧制学校等を修了した者（10）外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する者（11）国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI、NEASC)の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者（12）高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者で18歳に達した者（13）飛び入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者（14）飛び入学した者をその後に入学者とする大学	3-1

長崎国際大学

		において、大学教育を受ける学力 があると認められた者 (15) 大学において個別の入学資格審査により認めた 18 歳以上の者」と定めている。実績はなし。	
第 152 条	○	長崎国際大学学則第 17 条に入学資格を定めるも実績なし。	3-1
第 153 条	○	長崎国際大学学則第 17 条に入学資格を定めるも実績なし。	3-1
第 154 条	○	長崎国際大学学則第 17 条に入学資格を定めるも実績なし。	3-1
第 161 条	○	長崎国際大学学則第 21 条において、編入学について定めている。	3-1
第 162 条	○	長崎国際大学学則第 21 条において、転入学について定めている。	3-1
第 163 条	○	長崎国際大学学則第 11・12 条において、学年の始期及び終期を定めている。	4-2
第 163 条の 2	○	長崎国際大学学則第 47 条において、科目等履修生について定めている。	4-1
第 164 条	○	長崎国際大学学則第 47 条の 3 において履修証明プログラムを定めている。さらに、履修証明プログラムに関する規程及び履修証明プログラム取扱いに関する内規を定めている。	4-1
第 165 条の 2	○	大学では、大学及び課程毎に卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者受け入れに関する方針を定め公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	長崎国際大学学則第 2 条において、自己点検・評価について定めている。また、点検及び評価に関する規程、自己点検・評価委員会規程を定め、必要な体制（自己点検・評価委員会）を整えている。	2-2
第 172 条の 2	○	所定の項目を本学のホームページで公表している。 ホームページ（教育情報の公表）	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	長崎国際大学学則第 36 条第 2 項において卒業証書の授与について定めている。	4-1
第 178 条	○	長崎国際大学学則第 21 条において、編入学できる者について定めている。	3-1
第 186 条	○	長崎国際大学学則第 21 条において、編入学できる者について定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	長崎国際大学学則第 1 条において目的を定め、第 2 条において自己評価を定めている。さらに、長崎国際大学内部質保証の基本方針を定めて教育活動の水準の向上を図ることに努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	長崎国際大学学則第 3 条の 2、第 3 条の 3 に教育研究上の目的について定めている。	1-1
第 2 条の 2	○	長崎国際大学学則第 19 条、入学者選抜規程、入試・募集委員会規程を定め、公正かつ適切な方法で実施している。	3-1
第 3 条	○	長崎国際大学学則第 3 条に学部及び学科について定めている。	1-1
第 4 条	○	長崎国際大学学則第 3 条に学部及び学科について定めている。	1-1
第 5 条	○	長崎国際大学学則第 4 条、第 4 条 2～4 において、社会福祉士養成課程、介護福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程を設置している。	1-1
第 6 条	○	長崎国際大学学則第 6 条の 2 において、センター等を置くことができると定めている。	1-1 4-2 5-2
第 7 条	○	長崎国際大学学則第 8 条各項において必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成し、適切に運用している。	3-2 3-3 3-4

長崎国際大学

			4-2 5-1 5-2 5-3
第 8 条	○	長崎国際大学学則第 22 条及び基幹教員規程において、授業科目、担当について定めている。専兼比率はデータ編【表 4-1】に示すとおりである。指導補助者については、ティーチング・アシスタント規程及び補助員に関する内規を定めている。	4-2 5-2
第 9 条	－	該当なし（授業を担当しない教員はいない）	4-2 5-2
第 10 条 （旧第 13 条）	○	大学設置基準で定められた専任教員の数を満たしている。	4-2 5-2
第 11 条	○	自己点検・評価委員会規程、長崎国際大学が求める教職員像、SD・FD の基本方針に基づき、組織的な研修等を実施している。	4-2 4-3 5-3
第 12 条	○	学長の資格については、学長選考規則の第 3 条において定めている。	5-1
第 13 条	○	教授の資格については、教員選考規程第 3 条、教員資格審査委員会規程において定めている。	4-2 5-2
第 14 条	○	准教授の資格については、教員選考規程第 4 条、教員資格審査委員会規程において定めている。	4-2 5-2
第 15 条	○	講師の資格については、教員選考規程第 5 条、教員資格審査委員会規程において定めている。	4-2 5-2
第 16 条	○	助教の資格については、教員選考規程第 5 条の 2、教員資格審査委員会規程において定めている。	4-2 5-2
第 17 条	○	助手の資格については、教員選考規程第 6 条、教員資格審査委員会規程において定めている。	4-2 5-2
第 18 条	○	長崎国際大学学則第 4 条において、各学部等の収容定員について定めている。	3-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針については、教育目標及びディプロマ・ポリシーを達成するためにカリキュラム・ポリシーを学科ごとに定め、教育課程を編成している。	4-2
第 19 条の 2	－	該当なし	4-2
第 20 条	○	長崎国際大学学則第 22 条において、教育課程編成・実施の方針を定めている。第 22 の 2 において、授業科目、授業方法を定めている。学則別表の教育課程表には、配当年次も記載している。	4-2
第 21 条	○	長崎国際大学学則第 23 条において、単位について定めている。	4-1
第 22 条	○	長崎国際大学学則第 11 条、第 12 条において、学年、学期、1 年間の授業期間を定めている。学年暦を作成し、35 週にわたる授業期間を確保している。	4-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は、上記で述べたとおりで、授業科目の授業は学年暦を作成し、35 週にわたる授業期間を確保している。 前期：授業 15 週、試験 3 週、後期：授業 15 週、試験 3 週	4-2
第 24 条	○	教育効果の勘案し各養成学校法令に従い、授業を行う学生数について決定し、適切なクラスサイズで授業を実施している。	4-2
第 25 条	○	長崎国際大学学則第 22 条の 2 において授業の方法（講義、演習、実験、実習もしくは実技とこれらの併用）を定めている。また、Zoom 等を活用した遠隔授業、教室外学修も取り入れている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については、学則第 28 条、試験に関する規程第 7 条に規定し、各授業内容及び成績評価については、シラバスにて学生に明示している。	4-1
第 26 条	－	該当なし（昼夜開講制ではない）	4-2
第 27 条	○	単位の授与については、学則第 24 条、第 24 条の 2 に規定し、単位を授与している。	4-1
第 27 条の 2	○	履修登録上限単位については、履修規程の 10 条、第 15 条、第 20 条、第 26 条に履修上限単位数を定めている。履修の手引等で周知している。	4-2

長崎国際大学

第 27 条の 3	—	該当なし	4-1
第 28 条	○	他大学及び短期大学における授業科目の単位の取り扱い、学則第 25 条、第 25 条の 2 に規定している。	4-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修は、学則第 26 条及び第 26 条 2 で 60 単位を超えない範囲で履修と見なすことを規定している。	4-1
第 30 条	○	長崎国際大学学則第 27 条、第 2 項で本学における授業科目の履修とみなすことを規定している。	4-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期にわたる教育課程の履修制度はなし）	4-2
第 31 条	○	長崎国際大学学則第 47 条に科目等履修生等について規定している。 関連規程 科目等履修生規程、科目等履修生内規	4-1 4-2
第 32 条	○	卒業の要件については、長崎国際大学学則第 36 条に規定している。 卒業要件単位は長崎国際大学学則別表第 1 に定めている。	4-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制をとる場合の特例）	4-1
第 34 条	○	校地については、【共通基礎】様式 1 に示すとおり、校地は、設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	3-5
第 35 条	○	運動場については、【共通基礎】様式 1 に示すとおり、大学の隣接地に屋外運動場がある。体育館横、グラウンド、野球場、空手練習場にそれぞれ AED（自動体外式除細動器）を設置している。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	3-5
第 36 条	○	校地と施設（校舎）については、【共通基礎】様式 1 に示すとおり、校地は、設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	3-5
第 37 条	○	校地の面積については、【共通基礎】様式 1 に示すとおり、校地は、設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	3-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積については、【共通基礎】様式 1 に示すとおり、校地は、設置基準を満たす面積を持ち、教育にふさわしい環境を維持し、学生の学修と交流に利用できる設備を整えている。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	3-5
第 38 条	○	図書館等の資料及び図書館については、【共通基礎】様式 1 に示すとおり学部の種類、規模に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に備えている。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	3-5
第 39 条	○	附属施設として体育館、薬学部は薬用植物園を有している。	3-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設として、薬学部は実務実習に必要な施設（模擬病室）等を有するとともに、薬学実務実習に必要な施設を確保している。	3-5
第 40 条	○	機械・器具等については、教員数及び学生数に応じた、必要な備品・器具を整備している。 健康管理学部健康栄養学科は管理栄養士養成施設であり、管理栄養士学校指定規則第 2 条 8 項 9 項に定められている機械・器具等を揃えている。	3-5
第 40 条の 2	—	該当なし（教育研究を行う校地は一か所のため）	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5
第 40 条の 4	○	大学等の名称については、長崎国際大学学則第 1 条、第 3 条、第 5 条に定め、【共通基礎】様式 1 に示すとおりである。 参考資料 【共通基礎】様式 1 参照	1-1
第 41 条	—	該当なし	4-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科はない）	1-1

長崎国際大学

第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科はない）	3-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科はない）	5-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科はない）	4-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科はない）	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科の編成はない）	4-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科の編成はない）	4-2
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科の編成はない）	4-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科の編成はない）	4-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科はない）	3-5
第 43 条	—	該当なし（他大学との協共同による共同教育課程をとっていない）	4-2
第 44 条	—	該当なし（他大学との協共同による共同教育課程をとっていない）	4-1
第 45 条	—	該当なし（他大学との協共同による共同教育課程をとっていない）	4-1
第 46 条	—	該当なし（共同学科はない）	4-2 5-2
第 47 条	—	該当なし（共同学科はない）	3-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科はない）	3-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科はない）	3-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2
第 58 条	—	該当なし（外国に組織は設けていない）	1-1
第 59 条	—	該当なし（大学院大学の設置なし）	3-5
第 61 条	—	該当なし（新たな大学の設置、または薬学を設置する課程の修業年限の変更に伴う段階的整備なし）	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	—	該当なし	2-2 2-3
第 2 条	—	該当なし	1-1
第 3 条	—	該当なし	3-1
第 4 条	—	該当なし	1-1
第 5 条	—	該当なし	1-1
第 6 条	—	該当なし	1-1
第 7 条	—	該当なし	1-1 4-2 5-2
第 8 条	—	該当なし	3-1
第 9 条	—	該当なし	4-2
第 10 条	—	該当なし	4-2 5-1
第 11 条	—	該当なし	4-2
第 12 条	—	該当なし	4-2
第 13 条	—	該当なし	4-2
第 14 条	—	該当なし	4-1
第 15 条	—	該当なし	4-2
第 16 条	—	該当なし	4-2
第 17 条	—	該当なし	4-2
第 18 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 19 条	—	該当なし	4-1

長崎国際大学

第20条	—	該当なし	4-2
第21条	—	該当なし	4-1
第22条	—	該当なし	4-2
第23条	—	該当なし	4-1
第24条	—	該当なし	4-1
第25条	—	該当なし	4-1
第26条	—	該当なし	4-1
第27条	—	該当なし	4-2
第28条	—	該当なし	4-1 4-2
第29条	—	該当なし	4-1
第30条	—	該当なし	4-1
第31条	—	該当なし	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第32条	—	該当なし	4-2 5-2
第33条	—	該当なし	4-2 5-2
第34条	—	該当なし	4-2 5-2
第35条	—	該当なし	5-2
第36条	—	該当なし	4-2 4-3 5-3
第37条	—	該当なし	5-1
第38条	—	該当なし	4-2 5-2
第39条	—	該当なし	4-2 5-2
第40条	—	該当なし	4-2 5-2
第41条	—	該当なし	4-2 5-2、
第42条	—	該当なし	4-2 5-2
第43条	—	該当なし	3-5
第44条	—	該当なし	3-5
第45条	—	該当なし	3-5
第46条	—	該当なし	3-5
第47条	—	該当なし	3-5
第48条	—	該当なし	3-5
第49条	—	該当なし	3-5
第50条	—	該当なし	3-5
第51条	—	該当なし	3-5
第52条	—	該当なし	3-5
第53条	—	該当なし	3-5 5-4
第54条	—	該当なし	1-1
第55条	—	該当なし	4-2
第56条	—	該当なし	4-1

長崎国際大学

第 57 条	—	該当なし	4-1
第 58 条	—	該当なし	4-2 5-2
第 59 条	—	該当なし	3-5
第 60 条	—	該当なし	3-5
第 61 条	—	該当なし	3-5
第 77 条	—	該当なし	1-1
第 78 条	—	該当なし	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	長崎国際大学学則第 37 条、学位規程第 3 条に学位授与の要件について定め、学位規程第 12 条に学位の授与について定めている。	4-1
第 2 条の 3	—	該当なし	4-1
第 10 条	○	専攻分野の名称については、学位規程第 13 条に定めている。 別表（第 13 条関係）学位及び専攻分野の名称	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程の編成はない）	4-1
第 13 条	○	学位規程については、長崎国際大学学則第 37 条に学位の授与を定めるとともに、学位規程を定めている。 関連規程 学位規程	4-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 20 条	○	寄附行為第 19 条と第 46 条において、特別の利益供与の禁止について定めている	6-1
第 27 条	○	寄附行為は法人事務局に備え置きするとともに、学園ホームページにて閲覧できる。また、寄附行為の写しを各部門において、書面若しくは電磁的記録において閲覧できるようにしている。 寄附行為の閲覧については、寄附行為第 75 条及び第 76 条において定めている。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 6 条において、構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項を定めている。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 6 条において理事選任機関について定め、第 7 条において、理事の選任について定めている	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 8 条において、理事の資格及び構成について定めている。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 12 条、第 13 条、第 14 条及び学校法人九州文化学園理事会規則第 2 条、同第 3 条、同第 4 条において理事会の職務等について定めている。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 14 条において、理事長及び業務執行理事について定めている	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 16 条、同第 48 条において、理事の報告義務等について定めている。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条及び学校法人九州文化学園理事会規則第 20 条、同第 21 条において、理事会の議事録について定めている。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 22 条において、監事の選任について定めている。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 8 条及び第 23 条において、監事の資格について定めている。	6-3

長崎国際大学

第 52 条	○	寄附行為第 28 条において、監事の職務について定めている。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 30 条第 4 項において、評議委員会に提出する議案等の調査義務について定めている。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 48 条において、監事の理事会及び評議委員会への出席義務等について定めている。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 28 条、監事の職務において、理事会等への報告を定めている。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 32 条において、評議委員の選任等について定めている。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 32 条、同第 33 条、同第 36 条において、評議員の資格及び構成について定めている。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 36 条及び第 37 条において、評議員会の職務等について定めている。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 47 条及び学校法人九州文化学園財務書類等開示規定第 2 条において、評議委員会の議事録について定めている。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 50 条において、会見監査人の選任について定めている。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 55 条において、会計監査人の職務等について定めている。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 57 条第 1 項において、予算及び事業計画について定めている。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 58 条及び役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準において、役員及び評議員の報酬等について定めている。	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 68 条及び学校法人九州文化学園経理規則第 13 条において、計算書類等の作成及び保存について定めている。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 68 条において、計算書類等の監査等について定めている。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 68 条において、計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等について定めている。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 69 条及び学校法人九州文化学園財務書類等開示規定第 8 条において、計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等について定めている。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 68 条、同第 69 条において、財産目録等の作成、備置き及び閲覧等について定めている。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 71 条において、寄附行為の変更について定めている。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 50 条において、会計監査人の選任について定めている。	6-5
第 145 条	—	該当なし	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 8 条及び同第 16 条において、理事の構成及び報告義務の特例について定めている。	6-2
第 148 条	○	寄附行為第 8 条及び同第 57 条において、体制の整備及び中期事業計画の作成等について定めている。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 75 条において、情報の公表の特例について定めている。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については、大学院学則第 2 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院の研究科及び専攻については、大学院学則第 5 条に定めている。	1-1

長崎国際大学

第 102 条	○	大学院の入学資格については、大学院学則第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3 に定め、募集要項にも記載している。	3-1
---------	---	---	-----

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	修士課程の入学資格は、大学院学則第 13 条に定めている。 博士後期課程の入学資格は、大学院学則第 13 条の 2 に定めている。 薬学の博士課程の入学資格については大学院学則第 13 条の 3 に定めている。	3-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条に修士課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 2 に博士後期課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 3 に薬学博士課程の入学資格を定めている。	3-1
第 157 条	○	大学院学則第 13 条に修士課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 2 に博士後期課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 3 に薬学博士課程の入学資格を定めている。	3-1
第 158 条	○	大学院学則第 13 条に修士課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 2 に博士後期課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 3 に薬学博士課程の入学資格を定めている。	3-1
第 159 条	○	大学院学則第 13 条に修士課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 2 に博士後期課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 3 に薬学博士課程の入学資格を定めている。	3-1
第 160 条	○	大学院学則第 13 条に修士課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 2 に博士後期課程の入学資格を定めている。 大学院学則第 13 条の 3 に薬学博士課程の入学資格を定めている。	3-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	教育水準の向上については、大学院学則第 3 条に定めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的については、大学院学則第 2 条、大学院人間社会学研究科規程第 2 条、大学院健康管理学研究科規程第 2 条、大学院薬学研究科規程第 2 条にそれぞれ定めている。	1-1
第 1 条の 3	○	「入学者選抜」については、大学院学則第 12 条（入学の時期）第 13 条（修士課程の入学資格）第 13 条 2（博士後期課程の入学資格）第 13 条 3（薬学の博士課程の入学資格）第 14 条（入学の出願）第 15 条（入学者の選考）第 16 条（合格者の決定）第 17 条（入学手続き及び入学許可）を定めている。	3-1
第 2 条	○	大学院の課程については、大学院学則第 4 条、第 5 条にそれぞれ定めている。	1-1
第 2 条の 2	—	該当なし	1-1
第 3 条	○	修士課程については、大学院学則第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条に定めている。	1-1
第 4 条	○	博士課程については、大学院学則第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 11 条に定めている。	1-1
第 5 条	○	研究科については、大学院学則第 5 条に定め、人間社会学研究科規程、健康管理学研究科規程、薬学研究科規程に定めている。	1-1
第 6 条	○	専攻については、大学院学則第 5 条に定め、人間社会学研究科規程、健康管理学研究科規程、薬学研究科規程に定めている。	1-1
第 7 条	○	研究科と学部等の関係については、長崎国際大学学則第 3 条で定めた学部・学科をおき、大学院学則第 5 条で定めた研究科及び専攻をおき、適切に連携している。	1-1
第 7 条の 2	—	該当なし（他大学との共同による共同教育課程をとっていない）	1-1

長崎国際大学

			4-2 5-2
第7条の3	—	該当なし（研究科以外の基本組織については、設置していない）	1-1 4-2 5-2
第8条	○	大学院学則第7条に教育研究実施組織について、事務組織及び事務分掌規程に事務組織の編成について定めている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	大学院学則第7条に教員について定めている。さらに、教員資格審査委員会規程に従い、設置基準の規定する業績を備えた教員を配置している。	4-2 5-2
第9条の3	○	SD/FD 研修を組織的に実施している。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	「収容定員」については、大学院学則第6条に定めている。	3-1
第11条	○	教育課程の編成方針については、大学院学則第23条を定め、編成方針については、研究科のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに従い、教育課程を編成し、履修要項にも記載している。 参考資料 各研究科履修要項	4-2
第12条	○	授業及び研究指導については、大学院学則第23条及び23条の2に定め、各研究科履修要項に明記している。 参考資料 各研究科履修要項	3-2 4-2
第13条	○	研究指導については、大学院設置基準第7条の規定を満たす教員により、大学院学則第23条の2条、各研究科履修要項に明記している。 参考資料 各研究科履修要項	3-2 4-2
第14条	○	教育方法の特例については、大学院学則第29条で定め、学生の都合に合わせて一部18時以降も授業を開講している。	4-2
第14条の2	○	成績評価基準等の明示については、大学院学則28条に定めている。履修要項に明示し、オリエンテーションにおいても、授業及び研究指導の方法及び内容とともに周知している。 参考資料 各研究科履修要項	4-1
第15条	○	大学設置基準の準用について、大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学院学則に定め、履修要項に明記している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第16条	○	修士課程の修了要件については、大学院学則第32条で規定し、履修要項に明示している。 参考資料 各研究科履修要項	4-1
第17条	○	博士課程の修了要件については、大学院学則第32条の2及び第32条の3で定め、履修要項に明示している。 参考資料 各研究科履修要項	4-1
第19条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	3-5
第20条	○	研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第21条	○	図書等の資料については、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	3-5
第22条	○	教育研究上支障を生じない範囲で、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用している。	3-5

長崎国際大学

第 22 条の 2	○	二以上の校地を設けていないため、該当しない。	3-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境の整備については、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称については、大学院学則第 5 条に定め、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	－	独立大学院ではないため、該当しない。	1-1
第 24 条	－	独立大学院ではないため、該当しない。	3-5
第 25 条	－	通信教育を行う課程はないため、該当しない。	4-2
第 26 条	－	通信教育を行う課程はないため、該当しない。	4-2
第 27 条	－	通信教育を行う課程はないため、該当しない。	4-2 5-2
第 28 条	－	通信教育を行う課程はないため、該当しない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	－	通信教育を行う課程はないため、該当しない。	3-5
第 30 条	－	通信教育を行う課程はないため、該当しない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	－	該当なし（研究科等連係課程を行う課程はない）	4-2
第 31 条	－	該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-2
第 32 条	－	該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-1
第 33 条	－	該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-1
第 34 条	－	共同教育課程ではないため、該当しない。	3-5
第 34 条の 2	－	該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-2
第 34 条の 3	－	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	5-2
第 42 条	○	学習の機会として「研究倫理研修」を開催した。	3-3ー
第 43 条	○	在学生については、大学院学則第 41 条、第 41 条の 2、第 42 条に、入学を志願する者に対しては募集要項に明示している。	3-4
第 45 条	－	外国に組織を設けていないため、該当しない。	1-1
第 46 条	－	新たに大学院及び研究科を設置する計画はないため、該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	－	該当なし	2-2 2-3
第 2 条	－	該当なし	1-1
第 3 条	－	該当なし	4-1
第 4 条	－	該当なし	4-2 5-1 5-2
第 5 条	－	該当なし	4-2 5-2
第 5 条の 2	－	該当なし	4-2 4-3 5-3
第 6 条	－	該当なし	4-2
第 6 条の 2	－	該当なし	4-2 5-1
第 6 条の 3	－	該当なし	4-2
第 7 条	－	該当なし	4-2
第 8 条	－	該当なし	3-2 4-2
第 9 条	－	該当なし	3-2

長崎国際大学

			4-2
第 10 条	—	該当なし	4-1
第 11 条	—	該当なし	4-2
第 12 条	—	該当なし	4-1
第 13 条	—	該当なし	4-1
第 14 条	—	該当なし	4-1
第 15 条	—	該当なし	4-1
第 16 条	—	該当なし	4-1
第 17 条	—	該当なし	1-1 3-5 4-2 5-2
第 18 条	—	該当なし	1-1 4-1 4-2
第 19 条	—	該当なし	3-1
第 20 条	—	該当なし	3-1
第 21 条	—	該当なし	4-1
第 22 条	—	該当なし	4-1
第 23 条	—	該当なし	4-1
第 24 条	—	該当なし	4-1
第 25 条	—	該当なし	4-1
第 26 条	—	該当なし	1-1 4-1 4-2
第 27 条	—	該当なし	4-1
第 28 条	—	該当なし	4-1
第 29 条	—	該当なし	4-1
第 30 条	—	該当なし	4-1
第 31 条	—	該当なし	4-2
第 32 条	—	該当なし	4-2
第 33 条	—	該当なし	4-1
第 34 条	—	該当なし	4-1
第 42 条	—	該当なし	2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件は、大学院学則第 32 条、第 33 条、第 34 条、学位規程に定めている。	4-1
第 4 条	○	博士の学位授与の要件は、大学院学則第 32 条の 2、第 32 条の 3、第 33 条、第 34 条、学位規程に定めている。	4-1
第 5 条	○	学位の授与に係る審査については、学位規程第 6 条に定めている。	4-1
第 5 条の 3	—	該当なし（専門職大学院ではない）	4-1
第 12 条	○	学位授与の報告については、学位規程第 15 条に定め、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットにより公表している。	4-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	—	該当なし	2-2 2-3

長崎国際大学

第2条	—	該当なし	4-2
第3条	—	該当なし	3-2 4-2
第4条	—	該当なし	4-2
第5条	—	該当なし	4-1
第6条	—	該当なし	4-1
第7条	—	該当なし	4-1
第8条	—	該当なし	4-2 5-2
第9条	—	該当なし	3-5
第10条	—	該当なし	3-5
第11条	—	該当なし	3-2 4-2
第13条	—	該当なし	2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人九州文化学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	令和 7(2025)大学案内(NIU GUIDE BOOK 2025)	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	長崎国際大学学則	
	長崎国際大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7(2025)年度学生募集要項	
	令和 7(2025)年度人間社会学研究科学生募集要項	
	令和 7(2025)年度健康管理学研究科学生募集要項	
	令和 7(2025)年度薬学研究科学生募集要項	
【資料 F-5】	「地域創生支援リーダー育成入試」学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	

	学生便覧	
【資料 F-6】	大学組織図	
	長崎国際大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和 7(2025)年度事業計画書、令和 6(2024)年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和 6(2024)年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度 (5 ヶ年)	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	長崎国際大学規程集 (令和 7 年 4 月 1 日現在) 学校法人九州文化学園規則集 (令和 7 年 4 月 1 日現在)	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など) がわかる資料	
	令和 7 年度理事、監事、評議員の名簿 (令和 7 年 5 月 1 日現在) 令和 6 年度理事、監事、評議員、会計監査人の名簿 令和 6 年度理事会議題一覧 令和 6 年度評議員会議題一覧 令和 6 年度理事会及び評議員会 出席状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類 (過去 5 年間)、監事監査報告書 (過去 5 年間)、会計監査報告 (過去 5 年間) 及び財産目録 (最新のもの)	
	令和 6 年度計算書類 (含む監査人監査報告書、監事監査報告書) 令和 5 年度計算書類 (含む監査人監査報告書、監事監査報告書) 令和 4 年度計算書類 (含む監査人監査報告書、監事監査報告書) 令和 3 年度計算書類 (含む監査人監査報告書、監事監査報告書) 令和 2 年度計算書類 (含む監査人監査報告書、監事監査報告書) 令和 6 年度財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	履修の手引 講義概要 (シラバス) 履修要項	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	長崎国際大学大学院 薬学研究科【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 (学校法人九州文化学園 平成 26 年 5 月 1 日現在)	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	指摘事項なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトでは使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	ホームページ (学生便覧、理念と目標、目的と 3 つのポリシー)	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	長崎国際大学運営会議規則、長崎国際大学全学教育会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

長崎国際大学

【1-1-a】	長崎国際大学大学院人間社会学研究科規程、長崎国際大学大学院健康管理学研究科規程、長崎国際大学大学院薬学研究科規程	
【1-1-b】	オリエンテーションスケジュール	
【1-1-c】	新任教職員用 SD・FD 資料	
【1-1-d】	保護者会資料	
【1-1-e】	平成 28 年度第 10 回定例全学教授会議事録	
【1-1-f】	平成 30 年度第 8 回定例全学教授会議事録	
【1-1-g】	ホームページ（九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム）	
【1-1-h】	「令和 6 年度大学・高専機能強化支援事業」事業概要（長崎国際大学）	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	長崎国際大学 内部質保証の基本方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	長崎国際大学内部質保証の為に組織と責任体制図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、長崎国際大学自己点検・評価委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	令和 6(2024)年度自己点検・評価委員会議案一覧、令和 6 年度 2 月運営会議議事録、第 11 回定例全学教授会議事録、ホームページ（内部質保証の基本方針）	
【2-1-b】	令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、ホームページ（教学 IR 情報）	
【2-1-c】	長崎国際大学 IR センター規程	
【2-1-d】	長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程、長崎国際大学 IR に係る専門職の設置に関する内規	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	長崎国際大学学則 長崎国際大学における点検及び評価に関する規程、長崎国際大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-3】と同じ 【資料 2-1-3】と同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	ホームページ（自己点検・評価報告書）	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	第 1 回自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	ポートフォリオ（自己点検・評価報告書）	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	長崎国際大学 IR センター規程	【資料 2-1-c】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	長崎国際大学運営会議規則	
【2-2-b】	ポートフォリオ（責任者連絡会）	
【2-2-c】	令和 6(2024)年度自己点検・評価委員会議案一覧	
【2-2-d】	授業評価システムマニュアル、ホームページ（教学 IR 情報）	

長崎国際大学

【2-2-e】	長崎国際大学ベストティーチャー賞顕彰に関する規程、ホームページ（ベストティーチャー賞表彰）	
【2-2-f】	令和 6(2024)年度自己点検・評価委員会議案一覧、授業公開報告書	
【2-2-g】	ホームページ（教学 IR 情報）	
【2-2-h】	令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、各学科の課題抽出等の報告書、在学生調査集計結果（週あたりの活動時間）	
【2-2-i】	ホームページ（教学 IR 情報）	
【2-2-j】	令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、国家試験の可否等と成績の分布	
【2-2-k】	Tableau Cloud 画面	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望を汲み上げ大学運営に改善・向上につなげるシステムを示す図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	長崎国際大学自己点検・評価委員会規程	【資料 2-1-3】と同じ
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	学外関係者の意見・要望を汲み上げる方法等について	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	長崎国際大学全学教育会議規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和 6 年度 第 5 回 教務委員会議事録、第 1 回 IR センター会議議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	第 5・10 回自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	ホームページ（自己点検・評価の結果）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	ホームページ（教学 IR 情報、学長カフェ）	
【2-3-b】	令和 6(2024)年度 IR センター議案一覧、第 27 回学長カフェ報告書	
【2-3-c】	ホームページ（教学 IR 情報）	
【2-3-d】	修学上の配慮に関する申請書	
【2-3-e】	保護者会・オンライン面談アンケート結果	
【2-3-f】	第 1 回自己点検・評価委員会議事録	
【2-3-g】	ホームページ（九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム）	
【2-3-h】	包括連携協定機関一覧	
【2-3-i】	ホームページ（パブリックコメント募集）	
【2-3-j】	学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度（5 ヶ年）策定要領	
【2-3-k】	自己点検・評価委員会総括	
【2-3-l】	令和 6 年度 第 5 回 教務委員会議事録	【資料 2-3-5】と同じ

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	ホームページ（大学総合 目的と3つのポリシー）	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	長崎国際大学入試・募集委員会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	長崎国際大学アドミッション・オフィサーの設置に関する内規	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	令和 7(2025)年度入学試験 INFORMATION	
【3-1-b】	令和 6(2024)年度第 8 回入試・募集委員会議事録	
【3-1-c】	令和 6(2024)年度第 9 回入試・募集委員会議事録	
【3-1-d】	令和 6(2024)年度第 10 回定例全学教授会議事録	
【3-1-e】	令和 6(2024)年度第 1 回入試・募集委員会議事録	
【3-1-f】	令和 6(2024)年度第 2 回入試・募集委員会議事録	
【3-1-g】	令和 6 年度第 3 回定例全学教授会議事録	
【3-1-h】	令和 6(2024)年度第 10 回入試・募集委員会議事録	
【3-1-i】	令和 6(2024)年度第 5 回臨時入試・募集委員会議事録	
【3-1-j】	令和 6(2024)年度第 5 回入試・募集委員会議事録	
【3-1-k】	令和 6(2024)年度第 1 回作問委員会議事録	
【3-1-l】	長崎国際大学特待生に関する規程	
【3-1-m】	長崎国際大学私費外国留学生の授業料減免規程	
【3-1-n】	長崎国際大学西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業に係る地域創生支援リーダー奨学生に関する規程	
【3-1-o】	令和 7(2025)年度第 1 回入試・募集委員会議事録	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	ホームページ（長崎国際大学の各基本方針）	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	全学教育会議規程、全学共通教育委員会規程、教務委員会規程、教育基盤センター規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	ティーチング・アシスタント規程、令和 5(2023)年度第 2・3・5 回全学教授会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 2・3・7 回全学教授会議事録及び資料、長崎国際大学補助員に関する内規	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	ポートフォリオ（オフィスアワー学生のご案内）	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領、長崎国際大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	経営健全化WG資料、長崎国際大学教育基盤センター運営委員会規程、令和 5(2023)年度第 5・6 回教育基盤センター運営委員会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

長崎国際大学

【3-2-a】	令和 6(2024)年度全学教育会議議事録、令和 6(2024)年度外部評価員一覧	
【3-2-b】	令和 6(2024)年度第 2 回全学共通教育委員会議事録及び資料	資料 1
【3-2-c】	令和 5(2023)年度第 1 回教育基盤センター運営委員会議事録、令和 5(2023)年度第 5・6 回教育基盤センター運営委員会議事録及び資料	資料 2
【3-2-d】	令和 5(2023)年度第 5・6 回教育基盤センター運営委員会議事録及び資料、令和 6(2024)年度第 4 回臨時社会福祉学科会議議事録	資料 2
【3-2-e】	教務関係システム学生マニュアル 2025 版	
【3-2-f】	令和 6(2024)年度第 1 回教育基盤センター運営委員会議事録	
【3-2-g】	長崎国際大学 CH センター運営委員会規程	
【3-2-h】	令和 4(2022)年度第 7 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、	資料 8
	令和 5(2023)年度第 6 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、	資料 4
	令和 6(2024)年度第 9 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、	資料 9
	ポートフォリオ (学生支援 SD・FD 案内)	
【3-2-i】	令和 6(2024)年度第 12 回国際観光学科会議資料、2024 年度アクション進捗状況一覧	
【3-2-j】	令和 6(2024)第 12 回国際観光学科会議議事録	
【3-2-k】	令和 6(2024)年度第 5・11 回教務委員会議事録	
【3-2-l】	令和 4(2022)年度第 11 回社会福祉学科会議議事録、令和 5(2023)年度第 12 回社会福祉学科会議議事録	
【3-2-m】	令和 6(2024)年度第 1 回社会福祉学科会議資料	P.14-15
【3-2-n】	令和 5(2023)年度第 2 回社会福祉学科会議議事録、令和 6(2024)年度第 2 回社会福祉学科会議議事録	
【3-2-o】	化学・生物プレイスメントテスト問題、化学・生物プレイスメントテスト結果、正課外のリメディアル授業の出席状況 (出席簿)	
【3-2-p】	臨地実習の事前指導の実施日程表	
【3-2-q】	令和 6(2024)年度演習時間割	
【3-2-r】	令和 6(2024)年度担任名入り各学年名簿、令和 5(2023)年度第 12 回定例薬学部教授会議事録及び薬学部各種委員会構成員一覧表	
【3-2-s】	長崎国際大学薬学部教育支援センター内規、出席管理表、個人カルテ、保護者会案内、令和 6(2024)年度第 5 回定例薬学部教授会議事録	
【3-2-t】	ポートフォリオ (薬学部 1~6 年生グループ)	
【3-2-u】	ポートフォリオ (2024 年度 夏休み CAI 課題通知)	
【3-2-v】	令和 6 年度第 1・5・11 回人間社会学研究科教授会議事録	
【3-2-w】	令和 6(2024)年度第 1 回・第 11 回定例健康管理学部教授会議事録	
【3-2-x】	令和 6(2024)年度第 18 回健康栄養研究報告会プログラム	
【3-2-y】	令和 6(2024)年度第 1 回定例大学院薬学研究科教授会資料 (2024 年度研究指導体制について)	
【3-2-z】	令和 5(2023)年度第 1 回定例大学院薬学研究科教授会資料	資料 3
【3-2-za】	ポートフォリオ (研修資料)	
【3-2-zb】	長崎国際大学教育基盤センター紀要 2024	P38
【3-2-zc】	令和 5(2023)年度第 2・3・4・5・6・7・8・9・11 回全学教授会資料、令和 6(2024)年度第 2・3・4・5・7・8 回全学教授会資料	

長崎国際大学

【3-2-zd】	教務関係システム学生マニュアル 2025 版、出席管理システム導入による出席状況等の照会についての保護者へのお知らせ	
【3-2-ze】	令和 5 年度第 10・11 回、第 3 回臨時教務委員会議事録及び資料、令和 6 年度第 10・11 教務委員会議事録及び資料、第 2 回持ち回り教務委員会資料	
【3-2-zf】	新版学生サポートブック、バリアフリーマップ、ポートフォリオ（修学上の配慮が必要な学生に関する SD・FD）	
【3-2-zg】	令和 5(2023)年度第 7 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 9 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 アルバイト登録票、ピア・サポート勤務実績報告	資料 8 資料 10
【3-2-zh】	令和 5(2023)年度第 8 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 11 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 ポートフォリオ（ピア・サポーター募集について）	資料 14 資料 4（参考資料①）
【3-2-zi】	令和 5(2023) 年度第 8 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 11 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料	資料 14 資料 4（参考資料①）
【3-2-zj】	令和 5(2023)年度第 5 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 4 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 ポートフォリオ（CH サポートセンター（非常勤））、非常勤講師への配付資料、新版学生サポートブック～教職員ができるサポート～	資料 5 資料 5
【3-2-zk】	修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規	
【3-2-zl】	令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度学長裁量経費実績報告書及び添付資料	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	令和 6(2024)年度事業計画、第 1 回就職委員議事録	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	キャリア支援科目一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	長崎国際大学就職委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	2024 年度ガイダンス・セミナー一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	令和 7(2025)年度第 1 回国際観光学科会議資料国際観光学科運営組織	
【3-3-b】	令和 5(2023)年度第 1 回社会福祉学科会議、 令和 6(2024)年度第 1 回社会福祉学科会議	P21-61 P16-83
【3-3-c】	医療人育成のためのポートフォリオ	
【3-3-d】	キャリアコンサルタント資格取得者の登録証写	
【3-3-e】	令和 6(2024)年度第 2 回就職委員会資料、 大学パンフレット 2025	資料 1 P14・P24・P34・P44
【3-3-f】	令和 7(2025)年ポートフォリオ（キャリア支援関係コンテンツ NIU ドリル及び WEB 資格講座）	
【3-3-g】	公務員職場見学バスツアーポスター	
【3-3-h】	就活キックオフプログラム「NIU 就活フェア」参加企業リスト、 2024 年度長崎国際大学人間社会学部 NIU 就活フェア資料、	

長崎国際大学

	2024 年度長崎国際大学社会福祉学科企業説明会資料、2024 年度長崎国際大学健康管理学部学内合同企業説明会実施要領 6 月及び 2 月、2024 長崎国際大学薬学部企業研究セミナー資料	
【3-3-i】	令和 6(2024)年ポートフォリオ (9 月 18 日各学科 3・5 年コース)	
【3-3-j】	公務員講座ポスター、公務員講座カリキュラム	
【3-3-k】	国際観光学科ガイダンスポスター、令和 6(2024)年ポートフォリオ (11 月 19 日社会福祉学科 3 年生)、令和 6(2024)年ポートフォリオ (健康栄養学科 3 年生)、令和 6(2024)年、ポートフォリオ (4 月 30 日、10 月 21 日、2 月 21 日薬学 5 年生グループ)	
【3-3-l】	令和 6(2024)年ポートフォリオ (4 月 4 日キャリア支援関係)	
【3-3-m】	グローバル人材ビジネス実務検定試験ポスター、企業訪問バスツアーポスター、就活ガイダンス&個別面談ポスター、学内企業説明会&OB 講話ポスター、	
【3-3-n】	ホームページ (西九州大学との包括的連携による就職支援の協働記事)	
【3-3-o】	キャリアセンターオンラインサイト URL	
【3-3-p】	令和 6(2024)年度第 10 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料 令和 7(2025)年度第 1 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料	資料 16、17 資料 12
【3-3-q】	ポートフォリオ (健康栄養学科 4 年生)	
【3-3-r】	ポートフォリオ (5 年生グループ「薬学部企業研究セミナー開催のお知らせ」)	
【3-3-s】	ホームページ (同窓会薬学部門)	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	ホームページ (長崎国際大学学生支援の基本方針)	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	長崎国際大学学生委員会規程、長崎国際大学ボランティアセンター運営委員会規程、長崎国際大学ハラスメント対策委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	長崎国際大学学生会通則、長崎国際大学学生会会則	
奨学金に関する規則		
【3-4-4】	長崎国際大学大学等における修学の支援に関する法律による独立行政法人日本学生支援機構の授業料等減免・給付型奨学金に関する規程、長崎国際大学兄弟・姉妹在籍者奨学金支給規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	長崎国際大学国際交流・留学生支援センター規程	
【3-4-b】	STOP harassment 小冊子	
【3-4-c】	大学ポータル「長崎国際大学」学生生活支援	
【3-4-d】	学生生活準備情報 (2024 年度学部新入生向け)、オリエンテーション資料 (学生便覧集約版)	
【3-4-e】	令和 6(2024)年度第 2 回定例学生委員会議事録	
【3-4-f】	令和 6(2024)年度第 3 回定例学生委員会資料	
【3-4-g】	令和 6(2024)年度第 1 回定例学生委員会議事録、令和 6 年(2024)年度第 6 回定例学生委員会議事録	
【3-4-h】	令和 5(2023)年度第 6 回定例学生委員会議事録、第 5(2023)年度第 8 回定例学生委員会議事録、令和 6(2024)年度第 6 回委員会議事録、令和 6(2024)年度第 8 回定例学生委員会議事録	

長崎国際大学

【3-4-i】	ポートフォリオ（令和 6(2024)年 6 月 11 日大学からのお知らせ）	
【3-4-j】	令和 6(2024)年度 1 月定例運営会議資料、ホームページ（令和 7(2025)年 3 月 21 日大切なお知らせトピックス）	
【3-4-k】	ポートフォリオ（令和 6(2024)年 4 月 1 日及び令和 7(2025)年 4 月 4 日 大学からのお知らせ）	
【3-4-l】	ポートフォリオ（令和 5（2023）年 2 月 21 日 大学からのお知らせ）	
【3-4-m】	令和 5(2023)年度第 4 回臨時学生委員会資料、 令和 6(2024)年度第 10 回定例学生委員会資料	資料 1 資料 2
【3-4-n】	ポートフォリオ（令和 5(2023)年 4 月 10 日 大学からのお知らせ）	
【3-4-o】	令和 5(2023)、令和 6(2024)年度保護者会報告書	
【3-4-p】	令和 6(2024)年度第 1 回ボランティアセンター運営委員会議事録	
【3-4-q】	長崎国際大学特待生に関する規程、長崎国際大学系列校からの内部進学者に対する授業料減免規程、長崎国際大学人間社会学部国際観光学科英語資格特待生に関する内規、特別奨学生制度に関する規程、災害救助法適用地域の被災学生等への対応に関する申し合わせ、長崎国際大学障がい学生に対する修学支援費支給内規、長崎国際大学同窓会特別奨励金に関する規程	
【3-4-r】	長崎国際大学私費外国人留学生の授業料減免規程、令和 6 年度国際交流活動実施報告一覧表	
【3-4-s】	長崎国際大学 CH サポートセンター規程、令和 6(2024)年度、令和 7(2025)年度のオリエンテーション配付資料「CH サポートセンターについて」、ホームページ（学生生活）	
【3-4-t】	令和 7(2025)年度のオリエンテーション配付資料、「学生相談室の利用について」「心の健康調査の実施方法について」、大学ホームページ（学生支援（サポート））、学生相談室利用同意書、 令和 5(2023)年度第 9 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 11 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料	資料 8、9 資料 7、9
【3-4-u】	令和 5(2023)年度第 8 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 10 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度 CH サポートセンターだより第 3 号、研修会資料「教職員のための基本的な相談対応のポイント」、ポートフォリオ（学生生活サポート室開室員研修会）	資料 2 資料 1
【3-4-v】	令和 6(2024)年度第 10 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 ポートフォリオ（健康診断日時のお知らせ）	資料 12
【3-4-w】	令和 5(2023)年度第 3 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 第 5 回議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 2 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 第 6 回議事録及び資料	資料 5、6 資料 4 資料 5 資料 3
【3-4-x】	令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度の CH サポートセンターだより、ポートフォリオ（CH サポートセンター）	
【3-4-y】	ポートフォリオ（健康チェック）	
【3-4-z】	学生の自殺に関する対応マニュアル・ToDo リスト	
【3-4-za】	緊急連絡先表示	

長崎国際大学

【3-4-zb】	令和 5(2023)年度第 2 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 第 4 回議事録及び資料、 令和 5(2023)年度第 5 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 2 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度第 3 回 CH サポートセンター運営委員会議事録及び資料、 第 7 回議事録及び資料、 第 9 回議事録及び資料、 ポートフォリオ（障害学生に対する就学支援費支給に関するご案内）	資料 6 資料 1 資料 3 資料 2、4 資料 3 資料 1 資料 8
【3-4-zc】	長崎国際大学リサーチ・アシスタント規程	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	長崎国際大学施設使用心得、長崎国際大学体育施設使用内規、長崎国際大学屋外競技施設使用心得、長崎国際大学施設の学外者使用規程、九州文化学園固定資産及び物品管理規則	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	コンピュータ・ネットワーク関連について（学生対象）	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	長崎国際大学図書館規程、長崎国際大学図書館委員会規程、長崎国際大学図書館利用に関する細則、長崎国際大学図書館文献複写内規、長崎国際大学学術機関リポジトリ規程、長崎国際大学学術機関リポジトリ運用指針、長崎国際大学学外利用者の利用と貸出に関する内規	
図書館利用案内		
【3-5-4】	長崎国際大学図書館 Web サイト（図書館利用案内）	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	建物耐震化を示す文書「現在全部事項証明書」	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	令和 6(2024)年度学校基本調査（学校施設調査票）	
【3-5-b】	令和 5(2023)年度第 2 回社会福祉学科会議資料、 令和 6(2024)年度第 2 回社会福祉学科会議資料	資料 P1-5 資料 P1-6
【3-5-c】	令和 7(2025)年度第 1 回図書館委員会議事録	
【3-5-d】	令和 7(2025)年度第 1 回図書館委員会議事録、令和 6(2024)年度第 2 回図書館委員会議事録、令和 6(2024)年度第 5 回図書館委員会議事録	
【3-5-e】	令和 7(2025)年度第 1 回図書館委員会議事録、令和 6(2024)年度第 5 回図書館委員会議事録、 令和 6（2024）年度第 6 回図書館委員会議事録及び	資料 1～3
【3-5-f】	令和 6(2024)年度第 5 回図書館委員会議事録	
【3-5-g】	長崎国際大学研究センター委員会規程、長崎国際大学学術機関リポジトリ(NIU-AIR)	
【3-5-h】	令和 7(2025)年度第 1 回図書館委員会議事録、 令和 6(2024)年度第 4 回図書館委員会議事録及び資料、 令和 6(2024)年度図書館委員会第 5 回議事録及び資料	資料 2-② 資料 1～3
【3-5-i】	長崎国際大学バリアフリーマップ、ホームページ（学生生活）	
【3-5-j】	ホームページ（AED 設置場所）、ポートフォリオ（AED 設置場所）	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	ホームページ（ディプロマ・ポリシー）、ポートフォリオの写し	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	長崎国際大学教務委員会規程	
【4-1-3】	長崎国際大学教授会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-4】	履修の手引、履修要項	【F-13】と同じ
【4-1-5】	三つのポリシー一覧	【F-14】と同じ
学位規則、学位審査基準		
【4-1-6】	長崎国際大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-7】	長崎国際大学履修規程	
【4-1-8】	長崎国際大学試験に関する規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-9】	長崎国際大学教務委員会規程	【4-1-2】と同じ
【4-1-10】	長崎国際大学教授会規程	【4-1-3】と同じ
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	教務関係システム学生マニュアル 2025 年版	
【4-1-b】	令和 6 年度第 7・8 回教務委員会議事録 令和 6 年度第 6・7・8 回人間社会学部教授会議事録 令和 6 年度第 5・7 回健康管理学部教授会議事録 令和 6 年度第 7・8 回薬学部教授会議事録 令和 6 年度第 7・8 回全学教授会議事録	
【4-1-c】	各学科オリエンテーション日程表	
【4-1-d】	長崎国際大学 GPA 制度運用に関する内規	
【4-1-e】	令和 6 年度第 1 回教務委員会議事録	
【4-1-f】	令和 6 年度第 2・5 回教職課程委員会議事録	
【4-1-g】	令和 6 年度臨時第 3 回人間社会学部教授会議事録 令和 7 年度第 1 回健康管理学部教授会議事録 令和 7 年度第 1 回薬学部教授会議事録	
【4-1-h】	令和 6 年度臨時第 3 回人間社会学部教授会議事録	
【4-1-i】	令和 7 年度第 1 回健康管理学部教授会議事録	
【4-1-j】	令和 7 年度第 1 回薬学部教授会議事録	
【4-1-k】	令和 6 年度第 11 回教務委員会議事録及び第 2 回持回り教務員会資料 令和 6 年度第 11 回健康管理学部教授会議事録 令和 6 年度第 12 回薬学部教授会議事録	
【4-1-l】	令和 6 年度第 10 回人間社会学部教授会議事録 令和 6 年度臨時第 3 回健康管理学部教授会議事録 令和 6 年度臨時第 4 回薬学部教授会議事録	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	ホームページ（大学総合）	

長崎国際大学

カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	長崎国際大学教務委員会規程	
【4-2-3】	長崎国際大学教授会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-4】	三つのポリシー一覧	【F-14】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-5】	カリキュラム・マップ・ナンバリング	
【4-2-6】	カリキュラム・ツリー	
履修に関する規則		
【4-2-7】	長崎国際大学履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	長崎国際大学教務委員会規程	【4-2-2】と同じ
【4-2-9】	長崎国際大学教授会規程	【4-2-3】と同じ
【4-2-10】	長崎国際大学学科会議規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-11】	ポートフォリオ（シラバス作成について）	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-12】	長崎国際大学全学共通教育委員会規程	
【4-2-13】	長崎国際大学教務委員会規程	【4-2-2】と同じ
【4-2-14】	長崎国際大学教授会規程	【4-2-3】と同じ
【4-2-15】	長崎国際大学学科会議規程	【4-2-10】と同じ
【4-2-16】	長崎国際大学教育基盤センター規程	
【4-2-17】	長崎国際大学教育基盤センター運営委員会規程、ポートフォリオ（研修資料）	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	令和6年度第7・8回教務委員会議事録 令和6年度第6・7・8回人間社会学部教授会議事録 令和6年度第5・7回健康管理学部教授会議事録 令和6年度第7・8回薬学部教授会議事録 令和6年度第7・8回全学教授会議事録	
【4-2-b】	長崎国際大学アセスメント・ポリシー	
【4-2-c】	令和6年度第3回全学教育会議議事録	
【4-2-d】	長崎国際大学シラバスチェック要項	
【4-2-e】	GPA 制度運用に関する内規	
【4-2-f】	令和7年度社会福祉学科オリエンテーション資料	
【4-2-g】	管理栄養士養成課程におけるモデル・コアカリキュラム 2015	
【4-2-h】	HP 掲載コアカリ SBO 番号／項目対応表	
【4-2-i】	令和7(2025)年度全学共通科目カリキュラム	
【4-2-j】	令和4(2022)年度第1回全学共通教育委員会議事録	
【4-2-k】	令和5(2023)年度第3回全学共通教育委員会議事録	
【4-2-l】	「ホスピタリティセミナー」教科書	
【4-2-m】	令和5(2023)年度第5・6回教育基盤センター運営委員会議事録	
【4-2-n】	令和6(2024)年度第4回教育基盤センター運営委員会議事録及び資料	
【4-2-o】	臨地実習事前指導資料	
【4-2-p】	令和7(2025)年度オリエンテーションスケジュール	

長崎国際大学

【4-2-q】	令和6年度第18回健康栄養研究報告会プログラム	
【4-2-r】	令和6年度「研究進捗状況報告会」プログラム	
【4-2-s】	令和5年(2023)年度第1回定例大学院薬学研究科教授会資料(4年次学生中間報告会の申し合わせについて)	
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	長崎国際大学アセスメント・ポリシー	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	三つのポリシー一覧	【F-14】と同じ
【4-3-3】	講義概要(シラバス)	【F-13】と同じ
【4-3-4】	教務関係システム学生マニュアル2025年版	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-5】	長崎国際大学アセスメント・ポリシー	【4-3-1】と同じ
【4-3-6】	ルーブリック評価表	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-7】	長崎国際大学教務委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-8】	令和6(2024)年度第5回教務委員会資料・議事録	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-9】	令和6(2024)年度第3回全学教育会議議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	令和6(2024)年度第1回教務委員会議事録	
【4-3-b】	令和6(2024)ICT活用による教育内容向上に関する研修会資料	
【4-3-c】	令和6(2024)年度第3回・9回教務委員会議事録	
【4-3-d】	令和6(2024)年度第12回国際観光学科会議資料「2024年度アクション進捗状況一覧」	
【4-3-e】	令和6(2024)年度第12回国際観光学科会議議事録	
【4-3-f】	長崎国際大学国際交流・留学生支援センター規程	
【4-3-g】	令和6(2024)年度第10回教務委員会資料、議事録	
【4-3-h】	令和5(2023)年度第12回社会福祉学科会議、令和6(2024)年度第8回社会福祉学科会議	
【4-3-i】	令和5(2023)年度第2回社会福祉学科会議議事録及び資料、令和6(2024)年度第2回社会福祉学科会議議事録及び資料	
【4-3-j】	令和6年度単位取得状況資料	
【4-3-k】	管理栄養士国家試験模擬試験結果分析資料	
【4-3-l】	ルーブリック評価票 令和6(2024)年度外部評価者による評価結果	
【4-3-m】	[niu]成績管理システム 令和6(2024)年度第10回定例薬学部教授会議事録	
【4-3-n】	令和6(2024)年度第10回定例薬学部教授会議事録、ポートフォリオ(2024年度夏休みCAI課題通知)	
【4-3-o】	ポートフォリオ(薬学部教授会)	
【4-3-p】	令和6(2024)年度第1回定例薬学部教授会議事録	
【4-3-q】	令和6(2024)年度第5回定例薬学部教授会議事録	
【4-3-r】	令和6(2024)年度第1回定例薬学部教授会議事録	
【4-3-s】	ルーブリック評価票 令和6(2024)年度外部評価者による評価結果	
【4-3-t】	令和5(2023)年度第1回定例大学院薬学研究科教授会資料(4年次学生中間報告会の申し合わせについて) 令和6(2024)年度「研究進捗状況報告会」プログラム	

長崎国際大学

【4-3-u】	授業評価システムマニュアル、ホームページ（教学 IR 情報）	
【4-3-v】	授業公開後の報告書	
【4-3-w】	ホームページ（教学 IR 情報）	
【4-3-x】	IR センター会議事案一覧	
【4-3-y】	長崎国際大学が求める教職員像、SD・FD の基本方針、令和6(2024)年度 SD・FD 実施方針及び実施計画について	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	長崎国際大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	長崎国際大学運営会議規則	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学校法人九州文化学園組織規則	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	長崎国際大学教授会規程	
【5-1-5】	長崎国際大学大学院研究科教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-6】	令和6年度全学教授会議題一覧	
【5-1-7】	令和6年度各学部教授会議題一覧	
【5-1-8】	令和6年度各研究科教授会議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-9】	長崎国際大学賞罰規程	
事務局組織図		
【5-1-10】	令和7年度事務組織図（令和7年度第1回全学教授会資料）	
事務分掌に関する規則		
【5-1-11】	長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-12】	長崎国際大学就業規則、事務職員人事考課マニュアル	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	長崎国際大学学長選任規則	
【5-1-b】	長崎国際大学副学長の設置及び選任に関する規則	
【5-1-c】	責任者連絡会資料	
【5-1-d】	長崎国際大学 IR センター規程、長崎国際大学事務組織及び事務分掌規程	
【5-1-e】	全学教授会学長挨拶資料	
【5-1-f】	卒業生アンケート、在学生調査、学長カフェ資料	
【5-1-g】	長崎国際大学学科会議規程	
【5-1-h】	各種委員会規程	
【5-1-i】	長崎国際大学学務協議会規程	
【5-1-j】	長崎国際大学全学教育会議規程	

長崎国際大学

【5-1-k】	長崎国際大学グローバル推進協議会規程	
【5-1-l】	令和7年度各種委員会等構成員(令和7年度第1回全学教授会資料)	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	長崎国際大学教員選考規程、長崎国際大学教員の昇任審査に関する運用内規、昇任人事の審査基準	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	長崎国際大学人事委員会規程、長崎国際大学教員資格審査委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	令和7年度教育職員一覧(令和7年度第1回全学教授会資料)	
【5-2-b】	教員資格審査委員会議事録	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	長崎国際大学が求める教職員像、SD・FDの基本方針、令和6(2024)年度SD・FD実施方針及び実施計画について	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	SD・FD実施報告書様式、令和6(2024)年度SD・FD実施報告書	
SDの方針・計画		
【5-3-3】	長崎国際大学が求める教職員像、SD・FDの基本方針、令和6(2024)年度SD・FD実施方針及び実施計画について	【5-3-1】と同じ
SDの実施報告書		
【5-3-4】	SD・FD実施報告書様式、令和6(2024)年度SD・FD実施報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	自己点検・評価委員会規程	
【5-3-b】	ホームページ(SD・FD基本方針)、全学SD・FD承認申請書様式、SD・FD実施報告書様式	
【5-3-c】	授業公開後の報告書、ホームページ(教学IR情報)、令和6(2024)年度SD・FD実施一覧	
【5-3-d】	教育基盤センター規程、授業研修会計画、授業研修会実施報告書	
【5-3-e】	ホームページ(教学IR情報)	
【5-3-f】	人事考課マニュアル、ベストティーチャー賞顕彰に関する規程	
【5-3-g】	実施後のアンケート集計結果	
【5-3-h】	IR機能強化における合同研修会	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	令和6(2024)年度事業計画書、令和4(2022)年度第8回定例薬学部教授会議事録、令和4(2022)年度第2回拡大共通機器管理委員会資料	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	長崎国際大学の産学連携に係る目標・計画	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	長崎国際大学研究者等の行動規範に関する規程、長崎国際大学研究倫理委員会規程、長崎国際大学研究倫理指針	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	長崎国際大学研究費不正使用防止委員会規程、長崎国際大学における納品検収の取扱内規、長崎国際大学の契約に係る取引停止の取扱要領、長崎国際大学換金性の高い物品等の管理内規、	

長崎国際大学

	長崎国際大学公的研究費等に関する不正防止計画、長崎国際大学公的研究活動の不正の調査等に関する規程、長崎国際大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する規程、長崎国際大学物品発注内規、長崎国際大学公的研究費に関する内部監査内規、長崎国際大学研究データの取扱い等に関する内規、長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	長崎国際大学教員研究費取扱規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-6】	長崎国際大学リサーチ・アシスタント規程	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-7】	科研費説明会資料	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-8】	新規採択結果一覧（継続・分担金）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	研究室配置図	
【5-4-b】	令和7年度薬学部薬学科研究分野別教員配置	
【5-4-c】	長崎国際大学技術移転に伴う知的財産権取扱規程、長崎国際大学知的財産ポリシー、長崎国際大学発明等規程、長崎国際大学発明等規程取扱細則	
【5-4-d】	長崎国際大学利益相反に関する規程	
【5-4-e】	e-ラーニングコース受講資料	
【5-4-f】	研究倫理に関するリーフレット	
【5-4-g】	コンプライアンス研修	
【5-4-h】	長崎国際大学動物実験規程	
【5-4-i】	長崎国際大学安全保障輸出管理規程	
【5-4-j】	令和7年度予算書	
【5-4-k】	長崎国際大学共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程	
【5-4-l】	科研費申請書作成テクニック講習会資料	
【5-4-m】	学長裁量経費資料	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）	
【6-1-2】	学校法人九州文化学園就業規則、学校法人九州文化学園パートタイマー就業規則、学校法人九州文化学園契約職員就業規則	
【6-1-3】	学校法人九州文化学園行動規範	
【6-1-4】	長崎国際大学就業規則	
【6-1-5】	学校法人九州文化学園内部公益通報規則、学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則	
【6-1-6】	長崎国際大学ガバナンス・コード	
【6-1-7】	長崎国際大学教授会規程	
【6-1-8】	長崎国際大学大学院研究科教授会規程	
【6-1-9】	長崎国際大学運営会議規則	
情報公表に関する規則		
【6-1-10】	学校法人九州文化学園情報公開規則	

長崎国際大学

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-11】	ホームページ（情報公開）	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-12】	学校法人九州文化学園ホームページ（情報公開）	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-14】	学校法人九州文化学園内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-13】	内部統制の組織体制を示す図（令和 6 年度まで、令和 7 年度以降）	
内部統制に関する規則		
【6-1-15】	学校法人九州文化学園理事会規則（改正後）	
【6-1-16】	学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）	
【6-1-17】	学校法人九州文化学園監事監査に関する規則等一式	
【6-1-18】	学校法人九州文化学園内部監査に関する規定等一式	
【6-1-19】	長崎国際大学公的研究費に関する内部監査内規	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-20】	学校法人九州文化学園ハラスメントの防止等に関する規定	
【6-1-21】	長崎国際大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程、長崎国際大学ハラスメント対策委員会規程、長崎国際大学ハラスメント防止ガイドライン、長崎国際大学ハラスメント外部諮問員内規	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-22】	学校法人九州文化学園個人情報の保護に関する規則	
【6-1-23】	長崎国際大学個人情報保護規程	
【6-1-24】	学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-25】	学校法人九州文化学園危機管理規則	
【6-1-26】	学校法人九州文化学園防火・防災管理規定	
【6-1-27】	学校法人九州文化学園情報セキュリティポリシー	
【6-1-28】	学校法人九州文化学園教育・学習データ利活用ポリシー	
【6-1-29】	長崎国際大学就業規則等関係資料一式	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-30】	学校法人九州文化学園危機管理マニュアル	
【6-1-31】	長崎国際大学危機管理基本マニュアル	
【6-1-32】	学生の自殺に関する対応マニュアル・ToDo リスト	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	長崎国際大学ガバナンス・コードの遵守状況の点検結果	
【6-1-b】	令和 6 年度第 6 回理事会議事録	ガバナンスコード第 2.0 版対応
【6-1-c】	各教授会議事録（全学・各学部・各研究科）	
【6-1-d】	ホームページ（教職課程）	
【6-1-e】	令和 6 年度第 6 回理事会議事録	内部統制システム整備の基本方針制定
【6-1-f】	長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針	
【6-1-g】	令和 6 年度長崎国際大学公的研究費コンプライアンス研修資料	
【6-1-h】	デマンドコントローラー画面	
【6-1-i】	長崎国際大学廃棄物管理及び処理規程	
【6-1-j】	全学教授会開催案内メール	
【6-1-k】	第 2 回男女共同参画推進委員会議事録	

長崎国際大学

【6-1-l】	長崎国際大学男女共同参画推進委員会規程	
【6-1-m】	長崎国際大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領等関係資料一式	
【6-1-n】	消防計画等関係資料	
【6-1-o】	防災避難訓練実施関係資料	
【6-1-p】	登記簿謄本全部事項証明書	
【6-1-q】	令和6年度熱中症対策講習資料	
【6-1-r】	AED配置図	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	学校法人九州文化学園意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	令和6(2024)年度・令和7(2025)年度予算を承認した際の理事会議事録 ①令和5年度第6回理事会議事録(令和6年度当初予算) ②令和6年度第4回理事会議事録(令和6年度1次補正予算) ③令和6年度第6回理事会議事録(令和6年度2次補正予算、令和7年度当初予算)	
【6-2-3】	令和6(2024)年度決算を承認した際の理事会議事録 ①令和7年度第1回理事会議事録(令和6年度決算)	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	理事を選任する会議体の規則等 令和6年度まで ①学校法人九州文化学園寄附行為(改正前) 令和7年度以降 ①学校法人九州文化学園寄附行為(改正後) ②学校法人九州文化学園理事選任機関運営規定 ③学校法人九州文化学園理事長及び理事の選任基準	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-5】	理事を選任した際の理事会・評議員会の議事録 ・令和4年度第1回理事会議事録 ・令和4年度第3回理事会議事録 ・令和4年度第5回理事会議事録 ・令和5年度第1回理事会議事録 ・令和4年度第1回評議員会議事録 ・令和5年度第1回評議員会議事録 ・令和5年度第4回評議員会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-6】	中期的な計画を承認・見直しした際の理事会議事録 ・令和2年度第4回理事会議事録 ・令和5年度第3回理事会議事録 ・令和5年度第6回理事会議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
—	※ 令和6(2024)年度はなし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人九州文化学園理事会規則(改正前・改正後)	
【6-2-b】	令和6年度理事会・評議員会議題一覧	
【6-2-c】	理事の役割を決定した理事会資料及び議事録 ・令和6年度第1回理事会資料 ・令和6年度第1回理事会議事録	理事の役割(職務内容)
【6-2-d】	理事会・評議員会出席状況表	
【6-2-e】	長崎国際大学運営会議規則	
【6-2-f】	令和6年度運営会議議事録	

長崎国際大学

【6-2-g】	各委員会規程	
【6-2-h】	長崎国際大学教授会規程	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員を選任した際の会議体の議事録 ・令和5年度第1回理事会議事録 ・令和5年度第1回評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 ・令和3年度第3回理事会議事録 ・令和3年度第3回評議員会議事録 ・令和5年度第1回理事会議事録 ・令和5年度第1回評議員会議事録 ・令和7年度第1回評議員会議事録（会計監査人選任）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	予算を審議した際の評議員会の議事録 ・令和5年度第4回評議員会（令和6年度当初予算） ・令和6年度第2回評議員会（令和6年度1次補正予算） ・令和6年度第4回評議員会（令和6年度2次補正予算、令和7年度当初予算）	
【6-3-4】	決算を報告した際の評議員会の議事録 ・令和7年度第1回評議員会議事録（令和6年度決算）	
監事監査に関する規則		
【6-3-5】	監事監査に関する規則等一式	
監事監査計画書		
【6-3-6】	監事監査計画表	令和6年度
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	責任者連絡会資料	
【6-3-b】	監事面接日程	
【6-3-c】	令和6(2024)年度評議員会の出席状況	
【6-3-d】	令和6年度年度理事会・評議員会議題一覧	
【6-3-e】	学校法人九州文化学園における監事の選任基準	
【6-3-f】	令和6(2024)年度監事の理事会・評議員会出席状況	
【6-3-g】	令和6年度監事会議事録一式	
【6-3-h】	監査計画表を報告した理事会・評議員会議事録 ・令和5年度第6回理事会・第4回評議員会（令和6年度分） ・令和6年度第6回理事会・第4回評議員会（令和7年度分） 監査報告を報告した理事会・評議員会議事録（四半期ごと） ・令和6年度第4回理事会・令和6年度第2回評議員会 ・令和6年度第5回理事会・令和6年度第3回評議員会 ・令和6年度第6回理事会・令和6年度第4回評議員会 ・令和7年度第1回理事会・令和7年度第1回評議員会	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）	
【6-4-2】	令和7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）	
財務計画書		
【6-4-3】	令和6年度収支予算書・計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）	
外部資金導入の実績		
【6-4-4】	令和6年度 外部資金導入の実績	
資産運用に関する規則		

長崎国際大学

【6-4-5】	学校法人九州文化学園資金運用規則、学校法人九州文化学園資金運用管理基準	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和 6 年度 計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）	
【6-4-b】	令和 6 年度 通期運用明細	
【6-4-c】	令和 7(2025)年度 第 1 回理事会議事録	
【6-4-d】	学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度（5 ヶ年）	【F-9】と同じ
【6-4-e】	令和 2 年度第 4 回評議員会・第 4 回理事会議事録	
【6-4-f】	令和 5 年度第 4 回評議員会・第 6 回理事会議事録	
【6-4-g】	令和 6 年度 収支予算書・計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）	
【6-4-h】	学校法人九州文化学園事務局長会規定	
【6-4-i】	令和 6 年度事務局長会議事録	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人九州文化学園経理規則	
【6-5-2】	学校法人九州文化学園予算規定	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	学校法人九州文化学園寄附行為（改正後）	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
—	2024 年度：会計監査人は非該当、 2025 年度：年度は該当だが 2025 年度決算は翌年度	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	令和 6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）	
【6-5-b】	令和 7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）	
【6-5-c】	令和 6(2024)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）	
【6-5-d】	令和 7(2025)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）	
【6-5-e】	令和 5 年度 3 月定例運営会議 議事録	
【6-5-f】	学校法人九州文化学園経理規則	
【6-5-g】	学校法人九州文化学園予算規定	
【6-5-h】	学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領	
【6-5-i】	勘定科目基準書（第 11 版）	
【6-5-j】	Web 管理システムの手順書	
【6-5-k】	長崎国際大学出張命令の委任に関する規程	
【6-5-l】	長崎国際大学予算執行の委任に関する規程	
【6-5-m】	学校法人九州文化学園会計担当者会議内規	
【6-5-n】	令和 6 年度会計担当者会議議事録	
【6-5-o】	和 6 年度第 4・6 回理事会議事録	
【6-5-p】	学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）	
【6-5-q】	令和 7 年度第 1 回理事会議事録・監査報告書、令和 7 年度第 1 回評議員会議事録・監査報告書	
【6-5-r】	令和 6 年度監査計画表・監事活動報告書	
【6-5-s】	令和 6 年度監事監査報告書	

基準 A. 建学の理念であるホスピタリティを核とした初年次教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. ディプロマ・ポリシー達成のための初年次教育の効果的な実践		
【A-1-a】	ホームページ（学校法人九州文化学園）	
【A-1-b】	ホームページ（社会連携 催事・イベント情報・ハイスクール茶会）	
【A-1-c】	補助員学生資料	
【A-1-d】	ホームページ（茶心悠々 長崎国際大学茶道研究室）	
A-2. ホスピタリティに基づいたキャンパスにおける共生社会の構築		
【A-2-a】	ホームページ（学生生活 障害のある学生の支援）	
【A-2-b】	令和 6(2024)年度学長裁量経費実績報告書	
【A-2-c】	ホームページ（情報公開 令和 4 年度 新型コロナウイルス感染症対策の取組状況）	
【A-2-d】	ホームページ（NIU トピックス 大学総合 2022.5.30 新型コロナウイルスワクチン 職域追加接種(3 回目)終了報告）	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。